

令和6年度文部科学省受託事業  
職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進  
職業実践専門課程等の充実に向けた取組の推進  
社会的評価の一層の向上のための共通基盤整備

専修学校の学校評価の充実等に向けた「専修学校における  
学校評価ガイドライン」の改正等に関する提言

# 事業成果報告書

令和7年3月

特定非営利活動法人 職業教育評価機構



## はじめに

職業教育評価機構（以下「本機構」という。）は、文部科学省受託事業における専修学校の第三者評価に関する調査研究事業に平成25年度から継続して取り組んでいます。

各専修学校においては、学校評価に関する指針、方向性として、平成25年3月策定された「専修学校における学校評価ガイドライン」（以下「現ガイドライン」という。）に沿って学校評価に取り組んでいます。

令和6年1月24日専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議（以下「協力者会議」という。）のまとめ「実践的な職業教育機関として専修学校の教育の質保証・向上と振興に向けて」において、「評価の充実や外部の識見を有する者による評価なども見据え、見直しを行う必要がある。」と指摘されました。

加えて、令和6年6月14日付で学校教育法の一部を改正する法律が公布され、専門課程を置く専修学校の学校評価に関する法令上の規定に、第三者評価の努力義務化されるなど大きく変わりました。

これらの状況を踏まえ、本機構では、今年度の文部科学省受託事業「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」（3）職業実践専門課程等の充実に向けた取組の推進①社会的評価の一層の向上のための共通基盤整備の推進事業において、専修学校教育の質保証の充実を図り、社会からの信頼の向上に向け、現ガイドラインの改正に向けた検討等を行い提言としてまとめました。

本書は、提言内容を含め、今年度事業の取組の成果について取りまとめたものです。なお、改正学校教育法の施行は令和8年4月1日ですが、本提言は、改正内容を踏まえた内容になっています。

本事業の実施にあたっては、事業実施委員会、評価ガイドライン検討部会、連絡協議会運営部会の運営に協力いただいた委員の皆様をはじめ、全国専修学校各種学校総連合会、関係団体の皆様方にご指導・ご協力をいただきましたことに対しまして、心より御礼を申し上げます。

令和7年3月

特定非営利活動法人 職業教育評価機構

理事長 井澤 勇 治

# 目 次

第1章 事業の概要	1
1 事業の背景・目的・内容	
2 事業の推進体制	
3 実施スケジュール・事業の成果物	
第2章 学校評価ガイドラインの改正に向けた論点・課題の整理	7
1 専修学校における学校評価の実施状況	
2 専修学校における学校評価ガイドライン改正の背景	
3 専修学校における学校評価ガイドライン改正の課題整理	
4 専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議まとめ	
5 学校教育法の一部を改正する法律	
第3章 学校評価ガイドラインの改正に向けた提言内容の検討	21
1 評価ガイドライン検討部会における検討経過	
2 専修学校における学校評価ガイドラインの改正に向けた考え方	
3 はじめに 専修学校教育の質保証・向上と学校評価	
第4章 連絡協議会運営部会の運営・拡大研修会の開催	28
1 連絡協議会運営部会の運営	
2 連絡協議会運営部会拡大研修会の開催	
第5章 委員会運営・中間報告会・第三者評価フォーラムの開催	31
1 事業実施委員会の運営	
2 「学校評価ガイドライン」の改正・中間報告会の開催	
3 職業実践専門課程第三者評価フォーラム2025の開催	
第6章 まとめ	40
1 専門学校における第三者評価の新たな段階	
2 実践的職業教育の第三者評価に関する課題	
【資料編】	45
1 専修学校の学校評価充実等に向けた「専修学校における学校評価ガイドライン」の改正等に関する提言	
2 「学校評価ガイドライン」改正・中間報告会配付資料	
3 第三者評価機関連絡協議会拡大研修会配付資料	
4 職業実践専門課程第三者評価フォーラム2025配付資料	

## 第1章 事業の概要

### 1 事業の背景・目的・内容

#### (1) 事業のテーマ

専修学校教育の質保証の充実を図り、社会からの信頼の向上に向け、平成 25 年 3 月策定の現ガイドラインの改正に向け、記述内容等について検討し、改正ガイドライン案を作成し提言としてまとめた。

#### (2) 事業実施の背景

現ガイドラインは、専修学校の学校評価に関する指針、方向性として、平成 25 年 3 月に策定され、専修学校において、学校評価に関する共通理解、認識として定着し、現ガイドラインに沿って学校評価に取り組むことによって、平成 25 年度 66.7%であった自己点検・評価の実施率は令和 5 年度には 93%と着実に増加してきている。

一方、現ガイドラインについて、令和 6 年 1 月 24 日専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議のまとめでは、「実践的な職業教育機関として専修学校の教育の質保証・向上と振興に向けて」において、「評価の充実や外部の識見を有する者による評価なども見据え、見直しを行う必要がある。」としている。ガイドラインは、策定から 11 年経過しており、その後の職業実践専門課程の認定制度、修学支援新制度の発足、また、今般の専門課程の学校評価に関する学校教育法規定の改正等への的確な対応も求められている。

#### (3) 事業の概要

##### ①専修学校における学校評価ガイドライン改正案の作成

各学校、各課程の取組状況を踏まえつつ、質保証への取組の精度向上を図り社会からの信頼の向上に向けて、現ガイドラインについて、検証し、学校評価ガイドライン改正に向けた提言として、学校評価ガイドライン改正案を作成した。

##### ②実践的職業教育における第三者評価機関の連絡協議会の設置・運営

令和 4 年度から文部科学省受託事業として取組んでいる「第三者評価機関の連絡協議会」を運営し、意見交換、情報共有、第三者評価機関の質保証についての検討を行った。また、拡大研修会を開催し、専修学校関係者・団体等において情報等を共有した。

### 【参加団体】

- ・一般社団法人専門職高等教育質保証機構
- ・一般社団法人柔道整復教育評価機構
- ・一般社団法人日本看護学校協議会
- ・全国自動車大学校・整備専門学校協会
- ・公益社団法人東洋療法学校協会
- ・特定非営利活動法人職業教育評価機構

### ③事業成果の積極的な公開

事業の実施状況及び事業成果は、事業成果報告書としてまとめ、出版・配布し、本機構ホームページに掲載する。事業の進捗状況の報告として中間報告会を、また、事業成果報告会として「職業実践専門課程の第三者評価フォーラム2025」を開催し、同時に映像による情報配信を行った。

## 2 事業の推進体制

### (1) 事業の受託者

本事業は、本機構が受託し、事業実施にあたっては、下記に示す専門学校団体、第三者評価機関、専門分野別学校団体等の指導、協力を得て事業を実施した。

### (2) 各事業の推進組織体制及び委員

#### ①事業実施委員会

事業を統括し、事業の成果目標を達成するため、本事業の方向性、検討の観点、論点の整理などを示すとともに、各部会における審議結果に基づき、事業成果をまとめた。

#### ②評価ガイドライン検討部会

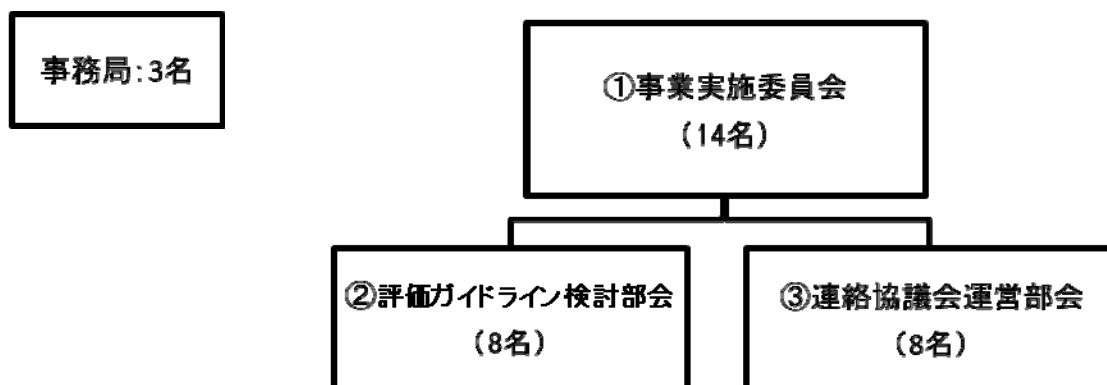
学校評価ガイドライン改正の検討にあたって①学校評価ガイドラインの改正のポイントの整理②現行のガイドラインの内容の検証及び全体構成の検討③小中学校、高等学校のガイドラインの内容等の整理④これまでの受託事業の成果の検証と活用⑤内部質保証、職業教育のマネジメント、学修成果の指標の定義の明確化⑥特に学校教育法改正に伴う専門課程における学校評価について、大学等における評価との類似点と相違点などに留意し新たな専修学校における学

校評価ガイドライン改正案を作成し、審議結果を事業実施委員会に報告した。

### ③連絡協議会運営部会

令和5年度における運営に引続き、意見交換、情報共有、第三者評価機関の質保証についての検討の場として、連絡協議会を設置し、運営を行い、拡大研修会を開催するとともに、取組結果等を事業実施委員会に報告した。

### 【事業推進体制】



### 【連携機関・団体】

- (専門学校団体)
  - 全国専修学校各種学校総連合会
  - 一社宮城県専修学校各種学校連合会
  - 一社愛知県専修学校各種学校連合会
  - 公社東京都専修学校各種学校協会
  - 高等専修学校振興委員会
  - 一社福岡県専修学校各種学校協会
  - 一社全国専門学校教育研究会
- (第三者評価機関等)
  - 一社専門職高等教育質保証機構
  - 一社日本技術者教育認定機構
  - 一社柔道整復教育評価機構
  - JAMOTE 認証サービス (株)
- (専門分野別学校協会)
  - 公社東洋療法学校協会
  - 一社日本看護学校協議会
  - 公社柔道整復学校協会
  - 全国自動車大学校・整備専門学校協会
- (企業団体等)
  - 日本公認会計士協会東京会
  - 一社東京都経営者協会
  - 全国中小企業団体中央会

## ○委員名簿

<b>事業実施委員会(14名)◎委員長</b>		(50音順・敬称略)
市原康雄	学校法人名古屋技芸学園理事長 愛知調理専門学校校長【愛知県専修学校各種学校連合会】	
植上一希	福岡大学 人文学部教育・臨床心理学科 教授	
梅川明寛	学校法人菅原学園専務理事 専門学校デジタルアーツ仙台【宮城県専修学校各種学校連合会】	
大村陽之介	学校法人大村文化学園理事長 大村美容ファッション専門学校【福岡県専修学校各種学校協会】	
岡部雅人	公認会計士	
川口昭彦	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 参与・名誉教授・一般社団法人専門職高等教育質保証機構代表理事	
菊田 薫	全国専修学校各種学校総連合会参与	
◎関口正雄	学校法人滋慶学園 東京メディカル・スポーツ専門学校校長	
福島 統	東京慈恵会医科大学 特命教授	
福本卓也	東京都生活文化スポーツ局私学部私学行政課長(私学行政課主任高草木奈津美同席)	
船山世界	学校法人電子学園 日本電子専門学校校長	
三木哲也	一般社団法人日本技術者教育認定機構フェロー	
山野晴雄	多摩地区高等学校進路指導協議会顧問	
渡辺隆一	全国中小企業団体中央会 労働政策部長	
<b>評価ガイドライン検討部会(8名)</b>		
岡村慎一	一般社団法人全国専門学校教育研究会 専門学校YIC学院理事	
関口正雄	学校法人滋慶学園 東京メディカル・スポーツ専門学校校長	
原田大五郎	全国専修学校各種学校総連合会事務局長	
福田 潤	東京都専修学校各種学校協会高等専修学校振興委員会委員長 日本芸術高等学園	
福島 統	東京慈恵会医科大学 特命教授	
船山世界	学校法人電子学園 日本電子専門学校校長	
八木信幸	JAMOTE認証サービス(株) 代表取締役	
蕨本沙織	(株)三菱総合研究所キャリアイノベーション本部兼セーフティ&インダストリー本部イノベーション戦略グループ研究員	
<b>連絡協議会運営部会(8名)</b>		
カワチ 宗之 川廷宗之	学校法人敬心学園 職業教育研究開発センター 学術顧問	
坂本 歩	公益社団法人 東洋療法学校協会理事、学校法人呉竹学園理事長	
佐藤康夫	専門学校 東京工科自動車大学校世田谷校・品川校 校長	
関口正雄	公益社団法人全国柔道整復学校協会 副会長・東京メディカル・スポーツ専門学校校長	
外山公美	一般社団法人専門職高等教育質保証機構事務局長兼調査研究部長・ハリウッド大学院大学教授	
水方智子	一般社団法人日本看護学校協議会会長	
渡邊 都	一般社団法人柔道整復教育評価機構 事務局	
野田裕司	一般社団法人柔道整復教育評価機構 事務局長	
<b>事務局(3名)</b>		
重田廣幸	特定非営利活動法人職業教育評価機構 事務局長	
真崎裕子	特定非営利活動法人職業教育評価機構 参与	
高橋 稔	" 事務局 評価スタッフ	



### 3 実施スケジュール・事業の成果物

#### 【令和6年度の具体的な事業執行スケジュール】

内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事業実施委員会				○			○				○	
評価ガイドライン検討部会					○	○	○	○	○			
連絡協議会運営部会						○	○			○		
連絡協議会拡大研修会								○				
事業成果中間報告会							○					
事業成果報告会											○	

#### 【事業の成果物】

##### (1) 出版物

令和6年度文部科学省受託事業成果について取組状況を記録した報告書として、次の出版物を作成し、専修学校関係者団体・機関等に配布。

- ・事業成果報告書 400部
- ・「専修学校における学校評価ガイドライン」の改正等に関する提言 400部

##### (2) 連絡協議会拡大研修会の開催と同時映像配信

学校教育法の改正により第三者評価が努力義務化され、令和8年4月1日の施行に向けて、第三者評価の実施体制の構築が喫緊の課題となっている。第三者評価組織（機関等）について「現状説明」「意見交換」を内容とした拡大研修会を開催した。

開催時期：1回（令和6年11月8日）、開催状況は同時にWEB配信した。

会場：東京

##### (3) 学校評価ガイドラインの改正中間報告会及び職業実践専門課程の第三者評価フォーラム2025（事業成果報告会）の開催と同時映像配信

本事業の実施結果について報告し、専修学校関係者等の意見を聴取し、事業成果に反映させるため、「学校評価ガイドライン改正中間報告会」及び事業成果報告会として第三者評価フォーラム2025を開催し、開催状況を同時にWEB配信した。

開催時期：2回（令和6年10月21日、令和7年2月5日）会場：東京

# 令和6年度 専修学校の学校評価の充実等に向けた「専修学校における学校評価ガイドライン」の改訂等に関する提言

令和6年7月12日  
職業教育評価機構

## 事業の概要

### ① 専修学校における学校評価ガイドライン改訂案の作成

「専修学校における学校評価ガイドライン」は、専修学校の学校評価に関する指針、方向性として、平成25年3月に策定され、共通理解、認識として定着し、多くの学校でガイドラインに沿って学校評価が取組まれ、平成25年度66.7%であった自己点検・評価の実施率は令和4年度には92.3%と着実に増加している。しかしながらガイドラインは、策定から11年経過しており、その後の職業実践専門課程の認定制度、修学支援新制度の発定、また、今般の専門課程の学校評価に関する学校教育法規定の改正等への的確な対応も求められている。ついでには、各学校、各課程の取組状況を踏まえつつ、質保証への取組の精度向上を図り社会からの信頼の向上に向けて、現ガイドラインについて、検証、検討し、学校評価ガイドライン改訂案を作成する。

### ② 実務的職業教育における第三者評価機関の連絡協議会の設置・運営

令和4年度から文科省受託事業として取組んでいる「第三者評価機関の連絡協議会」の運営を継続し、意見交換、情報共有、第三者評価機関の質保証について検討を通して、分野特性と職業実践専門課程の認定要件に関する検討を行う。検討結果等は、拡大研修会を開催し、専門学校関係者・団体等において情報等を共有する。

## ガイドライン改訂課題整理

### 背景

- 1 各学校の取組の定着と進展
- 2 職業実践専門課程の認定要件の充実及び制度との整合性
- 3 各課程に応じた評価項目、評価基準設定の必要性
- 4 私立学校法及び学校教育法の改正（外部の意見を有する者による評価の導入、専門課程における評価規定の改正など）への対応
- 5 その他社会環境の変化への対応

### 検証等の観点

- 1 評価に関する文言等の定義の明確化
- 2 課程ごとに必要な項目、基準の整理
- 3 法令遵守を基本に、各学校の状況に応じた取組方法の検討
- 4 外部の意見を有する者による評価導入に関する定義、標準的な基準等、具体的な方法及び学校関係者評価との関係性の検討
- 5 内部質保証、職業教育マネジメントなどの定義づけに関する検討
- 6 機関別評価、分野別評価、教育プログラム評価、法令上の適格判定（チェック）など、段階的実施などについての検討

### 事業の継続性・活用

本事業実施にあたっては下記の事業成果を活用するとともにそれぞれの事業においての課題も踏まえ取組むものとする。

- ・令和2から3年度 実務的職業教育の第三者評価機関の定義、要件に関する提言
- ・令和4年度 第三者評価の2段階方式と適格認定評価基準の検討
- ・令和5年度 職業実践専門課程の認定要件を踏まえた評価基準の策定等

### 認識の共有を図る機会の提供

- ・都道府県、各協会への調査・ヒアリング
- ・全国の協会等参加のシンポジウム（映像配信）、各分野が参加する拡大研修会の開催

## 事業の実施体制

・ガイドライン改訂に向けた提言の検討  
・検討結果まとめ  
・新ガイドライン素案の作成

① 事業実施委員会  
(16名)

② 評価ガイドライン  
検討部会 (8名)

③ 連絡協議会運営部会  
(7名)

事業総括  
方向性・論点等の整理  
各部会の検討結果に基づく  
事業のまとめ

・連絡協議会の設置・運営  
・分野別評価等に関する拡大研修会の開催  
・分野特性と認定要件の検証等

会議開催  
・対面とオンラインを併用する。

## 事業実施スケジュール

事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事業実施委員会												
評価ガイドライン検討部会												
連絡協議会運営部会												
研修会・評価フォーラム												
関連調査結果整理等												

## これまでの取組と成果・本事業の目標

年度	(取組内容)	(成果)
平成27年度	・柔道整復師養成分野に係る第三者評価の実施・検証 ・分野別コンソーシアムの連絡調整会議・合同研修会の開催	・分野横断的な「共通項試案」の策定 ・合同研修会の開催 ・第三者評価フォーラム開催
平成28年度	・分野横断的な第三者評価の仕組みの提案 ・分野別コンソーシアムの連絡調整会議・合同研修会の開催	・分野横断的な第三者評価の仕組みの策定 ・合同研修会の開催 ・第三者評価フォーラム開催
平成29年度	・第三者評価の実用化のためのマニュアルづくり ・モデル評価の実施・検証 ・分野別コンソーシアムの連絡調整会議・合同研修会の開催	・職業実践専門課程の第三者評価マニュアル作成 ・合同研修会の開催 ・第三者評価フォーラム開催
平成30年度	・第三者評価実用化に向けたモデル評価の実施 ・分野別特性を観点とした評価基準の策定	・鍼灸師等養成分野の評価基準書の策定 ・第三者評価フォーラム開催
令和元年度	・第三者評価実用化に向けたモデル評価の実施（2分野） ・分野別特性を観点とした評価基準の策定 ・学校運営等基準の改善	・職業実践専門課程の第三者評価マニュアル改訂版作成 ・看護師養成分野の基準策定 ・第三者評価フォーラム開催
令和2年度	・実務的職業教育の第三者評価機関の定義、要件の検討 ・評価機関設立と過程の記録 ・第三者評価機関の連絡協議会の設立に関する検討	・第三者評価機関等の定義・要件の論点等の整理 ・評価機関設立過程の記録 ・第三者評価機関連絡協議会の論点等整理 ・第三者評価フォーラム開催
令和3年度	・実践的職業教育の第三者評価機関の定義、要件に関する提言案作成 ・評価機関設立マニュアル化 ・第三者評価機関の連絡協議会の設立に関する検討	・第三者評価機関等の定義・要件の提言のまとめ ・職業分野別評価機関設立マニュアル作成 ・第三者評価機関連絡協議会に関する設立準備 ・第三者評価フォーラム開催
令和4年度	・職業実践専門課程の質保証の枠組み等に関する検討 ・第三者評価の2段階方式と適格認定版評価基準の検討 ・第三者評価機関の連絡協議会の設立・運営の試行	・職業実践専門課程の質保証の枠組み、第三者評価の2段階方式に関する提言 ・連絡協議会の設置 ・拡大研修会の開催 ・第三者評価フォーラム開催
令和5年度	・職業実践専門課程認定要件を踏まえた評価基準の策定 ・認定要件の検証 ・第三者評価機関の連絡協議会の運営	・職業実践専門課程の認定要件を踏まえた評価基準の策定 ・今後の課題の整理 ・拡大研修会の開催 ・第三者評価フォーラム開催

## 専門学校における第三者評価の質保証制度としての確立をめざして

## 第2章 学校評価ガイドラインの改正に向けた論点・課題の整理

### 1 専修学校における学校評価実施状況

○専修学校における学校評価は、文部科学省調査（令和5年度）によると93.0%が自己評価に取組み、学校関係者評価には、78.3%が取組んでいる。しかしながら第三者評価への取組は、9.8%にとどまっている。

	自己評価		学校関係者評価		第三者評価		情報公開
	実施	公表	実施	公表	実施	公表	実施
H25	1,765 (66.7%)	588 (22.2%)	659 (24.9%)	215 (8.1%)	127 (4.8%)	53 (2.0%)	521 (19.7%)
H26	1,912 (69.8%)	976 (35.6%)	994 (36.3%)	632 (23.1%)	175 (6.4%)	93 (3.4%)	879 (32.1%)
H27	2,061 (76.9%)	1,425 (53.2%)	1,199 (44.7%)	963 (35.9%)	218 (8.1%)	147 (5.5%)	1,399 (52.2%)
H28	2,073 (79.9%)	1,468 (56.6%)	1,289 (49.7%)	1,051 (40.5%)	150 (5.8%)	111 (4.3%)	1,709 (65.9%)
H30	2,134 (81.7%)	1,586 (60.7%)	1,356 (51.9%)	1,022 (39.1%)	164 (6.3%)	128 (4.9%)	1,809 (69.3%)
R1	2,262 (85.2%)	1,786 (69.8%)	1,493 (56.4%)	1,293 (48.8%)	184 (7.0%)	146 (5.6%)	1,986 (75.2%)
R2	90.3%	79.3%	73.9%	67.9%	7.9%	7.4%	75.8%
R3	91.5%	83.1%	75.7%	71.3%	8.2%	7.0%	87.6%
R4	92.3%	85.6%	77.8%	76.5%	8.9%	8.3%	89.6%
R5	93.0%	87.3%	78.3%	77.9%	9.8%	9.1%	90.3%

出典：各年の5月1日現在の数値 出典：私立高等学校等の実態調査

#### ○東京都内専修学校、各種学校の学校評価実施状況

※東京都専修学校各種学校協会調査統計資料（令和5年度）から

※都内の私立専修学校・各種学校 464校 回答361校（回答率77.8%）

##### ◆自己点検評価

- ・すでに取り組んでいる 79.5%（287校）
- ・まだ対応していない 18.6%（67校）
- ・未回答 1.9%（7校）

##### ◇自己評価の評価方法（複数回答）

- ・「専修学校における学校評価ガイドライン」（文科省）
- ・学校独自の評価基準と方法で対応
- ・東専各協会日本語学校振興委員会
- ・日本語教育振興協会
- ・職業教育評価機構等の評価基準・マニュアルに従って対応
- ・医療系養成施設（歯科衛生士、臨床検査技師、看護師など）における指針
- ・英国国際学校協議会（CIS）、米国西部地域私立学校大学協会（WASC）の自己評価マニュアルを利用

- ・ ISO 29991 語学学習サービス要求事項 など

#### ◆学校関係者評価

- ・すでに実施している 58.4% (211校)
- ・まだ対応していない 38.2% (138校)
- ・未回答 3.3% (12校)

#### ◆第三者評価

- ・当面受ける予定はない 77.8% (281校)
- ・すでに実施した 10.8% (39校)
- ・受ける準備をしている 6.6% (24校)
- ・未回答 4.7% (17校)

#### ◆第三者評を受ける予定はない場合の理由

- ・第三者評価の仕組みがわからない
- ・必要性を感じない
- ・実施体制が整わない
- ・経費面で余裕が無い
- ・学校関係者評価を代替えとしているため
- ・評価団体等の準備がまだ整っていない
- ・設置学科の専門分野に対する第三者評価の実施機関を模索中
- ・新設校につき、実施時期及び機関等を検討中
- ・人的な余裕がない
- ・適切な第三者評価機関が見つからない など

#### ◆情報公開

- ・行っている 87.0%
- ・これから行う予定 12.5%
- ・無回答 0.6%

## ○高等専修学校における学校評価実施状況

※令和 5 年度文部科学省委託「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」アンケート調査から

※全国高等専修学校協会会員校 189 校 回答 87 校（回答率 46%）

### ◆自己評価

- ・実施し、かつ、公表している（一部または全部） 71.3%（62 校）
- ・実施しているが、公表していない 13.8%（12 校）
- ・実施していない 14.9%（13 校）

### ◆学校関係者評価

- ・実施し、かつ、公表している（一部または全部） 44.8%（39 校）
- ・実施しているが、公表していない 5.7%（5 校）
- ・実施していない 47.1%（41 校）

### ◇学校関係者評価を実施していない理由

- ・実施方法が分からない 9.0%（4 校）
- ・要員が確保できない 56.2%（25 校）
- ・時間がない 29.2%（13 校）
- ・適当な学校関係者が確保できない 33.7%（15 校）
- ・必要性を感じない 6.7%（3 校）
- ・その他 27.0%（12 校）

## 2 「専修学校における学校評価ガイドライン」改正の背景

- (1) 各学校の取組の定着と進展
- (2) 職業実践専門課程の認定要件の充実及び制度との整合性
- (3) 各課程に応じた評価項目、評価基準 設定の必要性
- (4) 私立学校法及び学校教育法の改正（外部の識見を有する者による評価の導入、専門課程における評価規定の改正など）への対応
- (5) その他社会環境の変化への対応

## 3 「専修学校における学校評価ガイドライン」改正の課題整理

- (1) 検証の観点
  - ①評価に関する文言等の定義の明確化
  - ②課程ごとに必要な項目、基準の整理

- ③法令遵守を基本に、各学校の状況に応じた取組方法の検討
  - ④外部の識見を有する者による評価導入に関する定義、標準的な基準等、具体的な方法及び学校関係者評価との関係性の検討
  - ⑤内部質保証、職業教育のマネジメントなどの定義づけに関する検討
  - ⑥機関別評価、分野別評価、教育プログラム評価、法令上の適格判定（チェック）など、段階的实施などについての検討
- (2) 事業の継続性・活用
- 本事業実施にあたっては下記の事業成果を活用するとともにそれぞれの事業における課題も踏まえ取組むものとする。
- ①令和2から3年度 実践的職業教育の第三者評価機関の定義・要件に関する提言
  - ②令和4年度第三者評価の2段階方式と適格認定版評価基準の検討
  - ③令和5年度職業実践専門課程の認定要件を踏まえた評価基準の策定等
- (3) 認識の共有を図る機会の提供
- ①全国の協会等参加のシンポジウム（映像配信）
  - ②各分野が参加する拡大研修会の開催

#### 4 専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議まとめ

振興策の3つの柱は①～③

①実践的な職業教育の推進⇒法令改正、ガイドラインの見直し等

職業教育体系の確立、教育の質保証に向けた、専門課程については、下記の事項に関する学校教育法改正を含む制度改正の検討が必要

- ・単位制の導入・在籍者の呼称（生徒から学生へ）
- ・専攻科設置の制度化
- ・称号（専門士）の位置づけの明確化
- ・学校評価に関する規定の見直し

⇒独立した専門の評価機関による評価の努力義務化

- ・職業実践専門課程の数の拡大・質的改善
- ・教職員の資質向上（体系的な・組織的な研修の推進など）

②社会人・留学生の受入れ拡大

③修学支援新制度の中間層への拡充等への対応

出典：専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議まとめ（R6年1月24日）

# 実践的な職業教育機関としての専修学校の教育の質保証・向上と振興に向けて

令和6年1月24日（水）  
専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議 提言

## 専修学校を取り巻く状況

### <専修学校の特徴>

- ▶ 全国約3,000校で60万人が学ぶ実践的な職業教育機関（うち専門学校は約2,700校、55万人）。
- ▶ 企業等と連携したカリキュラム。30以上の国家資格の学習要件。IT人材も年1万人。地元就職率が高い。多様な層に学びの機会を提供。
- ▶ 「高等教育のブランドデザイン」答申（H30）との関係（社会の変化に即応できる制度的特徴は生かしつつ、情報公開・評価などの質の保証は更に推進する必要）

### <社会の変化>

- ▶ 少子化の加速に伴う人手不足の顕在化。医療・福祉、工業等の社会基盤を支える人材確保の必要。
- ▶ 人生100年やデジタル社会の到来。それに伴う、リカレント・リスキリングを含む、職業教育等の重要性の高まり。
- ▶ 国際競争力の相対的低下（訪日留学生も変化）。国際競争力を確保し戦略的に留学生の受入れを進める必要。
- ▶ コロナ禍後の変化（テレワーク、オンライン教育の普及）

### <政策の変化>

- ▶ 職業実践専門課程の推進。特別交付税措置（R4～）。R5時点で35都道府県で実施。
- ▶ 給付型奨学金や授業料減免からなる、高等教育の修学支援制度（R2～）。R6に多子世帯、理工農系進学に係る対象者を拡大。R7に多子世帯に係る所得制限を設けない方針。
- ▶ 私立学校法の改正（R5改正。R7施行）。これを踏まえた実効性のあるガバナンス改革の推進。

## 専修学校の人材育成における質の向上と、社会基盤を支えるために不可欠な人材の輩出を 振興策の3つの柱+その他

### 振興策の3つの柱+その他

#### ① 実践的な職業教育の推進

- ▶ 職業教育体系の確立、教育の質保証に向けた、学校教育法の改正を含む制度改正の検討（専門課程）
  - 大学等との制度的整合性を高めるための措置（専門課程における単位制への移行、入学要件を大学等と同等に、在籍者の呼称を生徒から学生に変更）
  - 専門課程修了者の学習継続の機会確保や社会的評価向上のための措置（専攻科の制度化、称号（専門士）の位置付けの明確化）
  - 教育の質の保証を図るための措置（自己点検評価の義務化、独立した専門の評価機関による評価の努力義務化）
- ▶ 職業実践専門課程の数の拡大・質的改善
- ▶ 教職員の資質向上（体系的・組織的な研修の推進など）

#### 制度改正関連

#### 国（文科省）

- ◆ 必要な制度改正（法令改正、ガイドラインの見直し等）
- ◆ 職業実践専門課程
  - 企業等と連携した実習の実施状況等の調査、要件見直しの検討。
  - 独立した専門の評価機関による評価の段階的な導入の検討
- ◆ 教職員の資質向上
  - 教員研修の体系化の調査研究
- ◆ 社会人・留学生の受入れ拡大
  - 履修証明プログラム[R4.6済]
  - 外国人留学生CP[R5.6済]
- ◆ 修学支援新制度の対象拡大
  - 対象の理系分野の明確化
  - 情報系の学科に係る設置基準緩和[R5.2済]
- ◆ ISCEDの見直し調整[R5.6済]
- ◆ オンライン教育ガイドラインの策定

#### 都道府県（所轄庁）

- ◆ 制度改正に伴う、各都道府県で定める認可基準等の見直し及び届け出の受理
  - 入学要件の見直しに伴うもの
  - 単位制への移行等に伴うもの
  - 専攻科を設置する場合に伴うもの
- ◆ 特別交付税措置等を踏まえた、職業実践専門課程の推進
- ◆ 修学支援新制度見直しへの対応など

#### ② 社会人・留学生の受入れ拡大

- ▶ 履修証明プログラムや専攻科の制度化等（社会人受入れ促進）
- ▶ 外国人留学生キャリア形成促進プログラム（CP）の創設と、その厳格な運用（認定校の留学生は就労時の在留資格の切替えが円滑化）

#### ③ 修学支援新制度の中間層への拡充等への対応

- ▶ 分野の概念の整理
  - ▶ 情報系学科への対応

#### ④ その他

- ▶ ISCEDでの高度専門士の位置付けの見直し
- ▶ 高等専修学校の学びのセーフティネット機能の強化
- ▶ 広報・情報公表の強化
  - ▶ オンライン教育の推進 等

実践的な職業教育機関としての専修学校の教育の質保証・向上と振興に向けて  
専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議（令和6年1月24日）  
（抜粋 脚注略）

#### 1-2-4. 教育の質の保証を図るための措置

○教育の質の保証を図るための措置としては、自己点検評価項目の見直しと外部の識見を有する者による評価の段階的導入が考えられる。

##### （自己点検評価項目の見直し）

○専修学校の学校評価については、専門課程、一般課程及び高等課程を通じて、初等中等教育段階の学校評価の規定である学校教育法第42条52の規定が準用されている。

○初等中等教育段階の学校評価は、学習指導、生徒指導等の教育活動を中心に評価を行うこととなっているが、大学等の自己点検評価・認証評価においては、教育及び研究だけでなく、組織及び運営並びに施設及び設備について広く評価を行うこととなっており、さらに、評価結果を公表することとなっている。

○このため、専門学校についても、高等教育段階の教育機関として相応しい教育の質を確保できるよう、自己点検評価に関し、「当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設整備の状況」に関して行うことと規定するとともに、その結果の公表を義務付けることが考えられる。

○なお、平成19年（2007年）に学校教育法の改正により自己評価の実施等に係る規定が新たに設けられ、その後の状況も踏まえ、「専修学校における学校評価ガイドライン」（平成25年（2013年）3月）が策定された。この現行ガイドラインにおいては、「教育理念・目標」「学校運営」「教育活動」「学修成果」「学生支援」「教育環境」「学生の受入れ募集」「財務」「法令等の遵守」「社会貢献・地域貢献」「国際交流」の11の評価項目が挙げられている。ガイドラインにおいては、「教育環境」や「学校運営」など、「組織及び運営並びに施設及び設備」に対応する項目は既に含まれているところであるが、評価の充実や、外部の識見を有する者による評価なども見据え、見直しを行う必要がある。

各学校においてはガイドラインに沿った自己点検評価を実施することが求められる。

その際、専修学校の教育成果となり得る指標（例えば就職率など）について、KPIとしてより機能するよう、定義を明確化していくことも重要である。



### (外部の識見を有する者による評価の導入の必要性などについて)

○大学等は、文部科学大臣が一定の基準を満たすものとして認証した評価機関（以下「認証評価機関」という。）による評価を定期的に受けることが義務付けられている。

○職業実践専門課程においては、平成25年(2013年)の導入の際の要件として、企業等と連携して学校関係者評価と情報公開の実施を義務付けてきた。この取組については、10年程度を経過し、職業実践専門課程の質保証の仕組みとして定着している。

○このような質保証の取組の進展や、教育の質の保証の観点から、教育内容や学校運営に関し外部の意見を踏まえて改善につなげることは重要であることから、全ての専門学校に対して外部の者による評価を入れることが本来望ましい。

○これに対し、約7割が学生数200人以下の小規模な学校である専門学校は、事務処理能力や財源に限界があり、また、そうしたことと相まって学外関係者等による評価の意義の浸透が充分でない面があると考えられることなどの理由から、このような専門の評価機関による厳格な評価を一律に義務化することについては、実態に照らすと、直ちに実現できるものではない。

○このため、大学と同様の厳格な認証評価は義務付けないものの、専門学校に対し、外部の識見を有する者による評価を努力義務として求めることが考えられる。

### (評価機関や評価項目などについて)

○現時点において、外部の識見を有する者として想定される、独立した専門の評価機関は、文部科学省の委託研究等の実績がある、(NPO法人)職業教育評価機構や、(一社)専門職高等教育質保証機構に加え、分野別に取り組んでいる、(一社)柔道整復教育評価機構や(一社)リハビリテーション教育評価機構がある。

○今後、こうした評価機関が、評価を行う際に備えるべき独立性や、評価項目や評価基準について、参考となる情報を文部科学省が示すことが考えられる。その際、各専門学校の自己点検評価の質を確保することを前提とした上で、その結果を踏まえた専門の評価機関による評価を行うことで、効果的・効率的な評価の実施に繋げていくことも検討することが考えられる。

その際、例えば、評価内容について、評価を受ける学校の事務的な負担軽減等の観点から、評価内容については、学校評価ガイドラインに沿って行われている自己点検評価の各項目をベースとすることや、評価基準については、専修学校設置基準・職業実践専門課程の認定基準などの法令適合性を中心としつつ一部の項

目に限ってより詳細な評価を行うこととすることも考えられる。

**(一部の専門学校に対する、独立した専門の評価機関による評価の段階的な義務化について)**

○一部の専門学校には、独立した専門の評価機関による評価を受けることを必ず求めることも考えられる。例えば、今後新たに設置を可能とする専攻科のうち一定の条件を満たすものや令和5年度(2023年度)に導入した外国人留学生キャリア形成促進プログラムなど、法令等による効果が付与される専門学校についても、独立した専門の評価機関による評価を要件化し、事実上その実施を求めることが考えられる。また、職業実践専門課程については、独立した専門の評価機関による評価の段階的な導入を検討すべきである。そのための手法としては、例えば、職業実践専門課程の認定要件の一つに毎年度の学校関係者評価の実施が求められているところ、独立した専門の評価機関による評価を受けた学校に置かれる職業実践専門課程については、その学校関係者評価の実施を、独立した専門の評価期間から受けた評価の有効期間は免除することが考えられる。また、そのような取組を通じて、職業実践専門課程を置く学校に対する独立した専門の評価機関による評価の実施を推進しつつ、中期的には、職業実践専門課程の認定要件として、独立した専門機関による評価の実施を求めることを検討することが考えられる。

○専門学校に対する独立した専門の評価機関による評価については、現状、機関別評価と、各省庁の枠組みなどの中で行われている分野別の評価がある。各省庁の枠組みの中で行われている分野別評価等も教育の質の向上の観点からは有用であるため、努力義務の枠組みの中で、各省庁と連携し各学校の教育の質の向上につながる評価がなされていくよう、取組を進めていく必要がある。

**(学校関係者評価との関係)**

○学校関係者評価は、独立した専門の評価機関による評価ではなく、自己点検評価の結果を踏まえ、企業関係者・保護者・学生等による評価を行うことであるため、ここで言う「外部の識見を有する者による評価」とは性質の異なるものである。

○他方、直ちに独立した専門の評価機関による評価を実施することができない小規模な学校等において学校関係者評価を行うことは、専修学校の教育に学校内だけではない多様な関係者の視点を入れ、教育の質の向上を図るという点で意義のあることであり、まだ学校関係者評価に取り組んでいない学校に対しては、学校関係者評価の実施を促進していくことが考えられる。

## 5 学校教育法の一部を改正する法律

(令和6年6月14日公布、令和8年4月1日施行)

### 学校教育法の一部を改正する法律の概要

別添1

#### 趣旨

専修学校は、学校教育法において、「職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」が目的とされ、医療、福祉、工業等の分野において、実践的な職業教育機関として人材を輩出してきた。

人生100年時代やデジタル社会の進展の中で、職業に結びつく実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、リスキリング・リカレント教育を含めた**職業教育の重要性**が高まっていること等を踏まえ、**専修学校における教育の充実**を図るため、**専門課程の入学資格を厳格化するとともに、専修学校における専攻科の設置に係る規定の創設、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等の措置を講ずる。**

#### 概要

##### 大学等との制度的整合性を高めるための措置

- ① 専修学校の**専門課程の入学資格**について、**大学の入学資格と同様**の規定とする。【第125条関係】

※専門課程の入学資格について、高等学校等を卒業した者に「準ずる学力があると認められた者」から、高等学校等を卒業した者と「同等以上の学力があると認められた者」に改める。

※専修学校専門課程の在籍者の呼称を「生徒」から「学生」に改める。【第128条関係】

- ② 専修学校となるために**最低限必要な学習時間に関する基準**を、大学・高等専門学校と同様に「**単位数**」により定めることができるようにする。【第124条関係】

##### 専門課程修了者の学修継続の機会確保や社会的評価の向上のための措置

- ③ 一定の要件を満たす専門課程（以下「**特定専門課程**」という。）を置く専修学校には、**専攻科を置くことができる**こととする。【第125条の2関係】

※専攻科は、特定専門課程を修了した者等が、より深く学び・研究することを目的とした課程。

※一定の要件を満たす専修学校の専攻科については、短期大学及び高等専門学校の認定専攻科と同様に、大学等における修学の支援に関する法律に基づく修学支援制度の対象に含める。【大学等における修学の支援に関する法律第2条関係】

- ④ **特定専門課程**の修了者全てについて大学編入学資格を認めるとともに、当該修了者は**専門士と称**することができることとする。【第131条の2、第132条関係】

##### 教育の質の保証を図るための措置

- ⑤ 専門課程を置く専修学校に**大学と同等の項目での自己点検評価を義務付け**るとともに、**外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務**を定める。【第132条の2関係】

#### 施行日

令和8年4月1日

## 学校教育法の一部を改正する法律の公布について（通知）令和6年6月14日 （抜粋）

### 第一改正の趣旨

専修学校は、学校教育法において、「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」が目的とされ、工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養といった分野において、実践的な職業教育機関として人材を輩出してきた。こうした中で、専修学校専門課程の高等教育段階の職業教育機関としての位置付けの明確化が求められていることや、職業に結びつく実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、リスキリング・リカレント教育を含めた職業教育の重要性が高まっていること等を踏まえ、専修学校専門課程における教育の充実を図るため、専門課程の入学資格を厳格化するとともに、専修学校における専攻科の設置に係る規定の創設、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等の措置を講ずるものである。

### 第二改正の概要

1 専修学校となるために必要な要件のうち、「授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。」の「授業時数」を「授業時数又は単位数」に改めることとしたこと。（第124条関係）

2 専修学校の専門課程において教育を受けることができる者の要件について、高等学校等を卒業した者に「準ずる学力があると認められた者」から、高等学校等を卒業した者と「同等以上の学力があると認められた者」に改めることとしたこと。（第125条第3項関係）これに伴い、専修学校専門課程の在籍者の呼称を「生徒」から「学生」に改めることとしたこと。（第128条関係）

3 専修学校（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす専門課程（以下「特定専門課程」という。）を置くものに限る。）には専攻科を置くことができるものとし、専攻科は、専修学校の特定専門課程を修了した者等に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は一年以上とすることとしたこと。（第125条の2関係）

4 専修学校の特定専門課程を修了した者は、文部科学大臣の定めるところにより、専門士と称することができることとしたこと。（第131条の2関係）

5 専門課程を置く専修学校は、その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、当該状況について、当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受け、その結果を公表するよう努めることとしたこと。（第132条の2関係）

#### 6 施行期日等

（1）この法律は、令和8年4月1日から施行することとしたこと。（改正法附則第1条関係）

（2）この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとしたこと。（改正法附則第2条関係）

（3）政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしたこと。（改正法附則第3条関係）

### 第三留意事項

1 専修学校専門課程の実践的な職業教育機関としての位置付けについて今般の改正を機に、専修学校専門課程は、大学との制度的な整合性が高まることにより、高等教育段階の職業教育機関としての位置付けが明確化されるが、改正内容を踏まえ、地域に根差した実践的な職業教育機関として持続的に発展できるよう、企業等との連携を進め、教育の質の向上に努めること。

また、実践的な技能や資格の修得につながる学び直しの場や多様な学生が共に学ぶ場としてより一層活用されるよう、社会人や外国人留学生の積極的な受け入れに向けた体制整備を進めること。

#### 2 専門課程の単位制への移行について

単位制は、専門課程と大学との間での学生の移動の円滑化や、学修成果の適切な評価に資するものであることから、特に専門課程では、全ての学科での単位制への移行が検討されるものであること。経過措置を含め、詳細については、今後文部科学省において関係省令の改正を予定していること。

3 専門課程において教育を受けることができる者の要件（以下「専門課程の入学資格」という。）について

今般の改正では、専門課程の入学資格を大学と同様の規定に改めることとしている。これにより、これまでは、3年制以上の専修学校高等課程を修了した者に

については全て専門課程への入学が認められていたが、改正法施行後は、大学への入学資格と同様、一定の要件を満たす専修学校高等課程を修了した者に限られることとなること。経過措置を含め、詳細な内容は今後文部科学省が改正を予定している関係省令において規定する予定であること。

4「高度専門士」の称号は、今般の学校教育法改正により法律上位置づけられることとなる「専門士」の一類型として、今後、学校教育法体系の中で省令等において規定することを検討していること。

5「自己点検評価」及び「専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価（以下「外部評価」という。）」について

「自己点検評価」の項目や「外部評価」の評価基準案等については、今後、文部科学省において「専修学校における学校評価ガイドライン」等を改正する予定であること。専門課程を置く専修学校では、学生や保護者、社会人、企業等からの信頼を高めるため、学校の運営状況や教育内容等について適切に自己点検評価を実施し、その結果を公表すること。また、こうした項目について、外部評価を積極的に受け、その結果を公表するよう努めること。

## 【学校教育法（令和8年4月1日施行・抜粋）】

### 第十一章 専修学校

第二百二十四条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

一 修業年限が一年以上であること。

二 授業時数又は単位数が文部科学大臣の定める授業時数又は単位数以上であること。

三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

第二百五条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

② 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。

③ 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。

④ 専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

第二百五条の二 専修学校（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす専門課程（以下この章において「特定専門課程」という。）を置くものに限る。）には、専攻科を置くことができる。

② 専修学校の専攻科は、専修学校の特定専門課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

第二十八条 専修学校は、次に掲げる事項について文部科学大臣の定める基準に適合していなければならない。

一 目的、生徒等（高等課程及び一般課程の生徒並びに専門課程の学生をいう。次号及び第三号において同じ。）の数又は課程の種類に応じて置かなければならない教員の数

二 目的、生徒等の数又は課程の種類に応じて有しなければならない校地及び校舎の面積並びにその位置及び環境

三 目的、生徒等の数又は課程の種類に応じて有しなければならない設備

四 目的又は課程の種類に応じた教育課程及び編制の大綱

第三十一条の二 専修学校の特定専門課程を修了した者は、文部科学大臣の定めるところにより、専門士と称することができる。

第三十二条の二 専門課程を置く専修学校は、その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

② 専門課程を置く専修学校は、前項に規定する状況について、当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受け、その結果を公表するよう努めるものとする。

## 学校教育法の改正を受けた主な制度改正事項（案）

※今後、学校教育法施行令、学校教育法施行規則、専修学校設置基準等を改正予定。

※施行は令和8年4月1日としつつ、必要な経過措置を設けることを検討中。

専修学校		改正前	改正後
専門課程			
修了認定	【800単位時間（単位制による学科にあっては30単位）×修業年限以上の授業時数（単位数）】の履修（修得）	【31単位×修業年限以上の単位数】の修得（単位数に統一） ※学年による教育課程の区分を設け、各学年ごとに学生の修得単位数に基づき当該学年の課程の修了の認定を行うことも可能とすることを検討。	
入学資格	高等学校等を卒業した者に準ずる学力があると認められる者 (現行の要件) ・修業年限が三年以上の専修学校の高等課程を修了した者 等	高等学校等を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者 (改正後の要件) ・ <b>専修学校の高等課程（文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。※）</b> を修了した者 等 ※現行制度における大学入学資格が得られる高等課程	
在籍者の呼称	生徒	学生	
専門士の称号	告示に基づき、文部科学大臣が認定した課程を修了した者は称することができる。	特定専門課程（※）を修了した者は称することができる。 ※現行制度における大学編入学が認められる専門課程	
自己評価及び外部評価	小学校等と同等の項目での自己評価が義務。 学校関係者評価が努力義務。	大学と同等の項目での自己点検評価が義務。 外部評価が努力義務。	
専攻科			
専攻科の設置		特定専門課程を置く専修学校には、設置が可能。	
高等教育の修学支援新制度	(新設)	専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省が定める要件を満たすものに限る。）の学生を対象とする。	
大学院入学資格		専攻科（文部科学省が定める要件を満たすものに限る。）を修了した者について認めることを検討。	
高度専門士の称号		大学院入学資格を得られる専攻科の修了者は称することができることを検討。	



## 第3章 学校評価ガイドラインの改正に向けた提言内容の検討

### 1 評価ガイドライン検討部会における検討経過

#### (1) 第1回部会

令和6年7月29日(月曜日) 10:00から12:00

TKP市ヶ谷カンファレンスセンター「ミーティングルーム4C」

- ・本年度の事業計画、事業全体の概要説明
- ・主な取組事項、部会審議スケジュールの説明
- ・学校教育法の改正内容の説明
- ・専修学校評価ガイドラインの改正に係る課題・論点等
- ✓ 学校教育法の改正により専門課程の学校評価について、外部評価の導(第三者評価の努力義務化)を中心に意見交換を行った。
- ✓ 10月を目途にガイドラインの改正案作成に向けたスケジュールを確認した。

#### (2) 第2回部会

令和6年8月22日(木曜日) 14:30から16:30 職業教育評価機構事務局

- ・第1回事業実施委員会における審議内容の確認
- ・学校評価ガイドラインの構成及び目次の検討
- ・自己点検・評価(第三者評価)の標準的基準、項目等について
- ✓ 第1回事業実施委員会における審議を踏まえたガイドライン改正に向けた論点・課題の整理(文言の整理、課程別及び職業実践専門課程認定要件との関連など)を確認した。
- ✓ 標準的評価項目案と現ガイドライン項目案との比較検討を行った。
- ✓ 職業実践専門課程の質保証・向上の観点から見た「職業教育のマネジメント」の位置付けについて意見交換を行った。

#### (3) 第3回部会

令和6年9月11日(水曜日) 14:30から16:30 職業教育評価機構事務局

- ・学校評価ガイドラインの改正に向けた考え方(案)の整理・検討
- ・改正ガイドラインの構成案の検討
- ・ガイドラインの記述についての検討
- ・第三者評価の基準・項目等の検討
- ✓ 改正ガイドラインの構成の検討を行った。
- ✓ 全般的な記述における用語の取扱について整理検討した。
- ✓ 自己点検評価、第三者評価の評価基準案等を検討した。

- ✓ 第三者評価の導入の形態について検討した。
- ✓ 学校評価の実施に関する評価基準・項目の事例の提示について検討した。
- ✓ 教育活動及び学校運営状況に関する積極的な情報提供について検討した。
- ✓ 現ガイドラインで触れている事項の削除部分について検討した。



#### (4) 第4回部会

令和6年9月26日(木曜日) 14:30 から 16:30 職業教育評価機構事務局

・前回の審議を踏まえた学校評価ガイドラインの改正に向けた考え方(案)についての検討

- ・改正ガイドラインの構成案、目次案の修正
- ・ガイドライン本文(専門学校の部)の検討
- ・中間報告会の開催内容

- ✓ 自己点検評価、第三者評価の評価基準案等について検討した。
- ✓ 第三者評価の導入について検討した。
- ✓ 改正ガイドラインの構成は専門学校の部、高等専修学校の部、情報公開の部に分ける。
- ✓ 本文記述の原稿について検討した。
- ✓ 中間報告会のテーマは、学校教育法の改正と今後の専門学校の学校評価とし、これまでの検討状況の報告と意見交換(専門学校関係者、事業実施委員会委員を中心)

## (5) 第5回部会

令和6年10月11日(金曜日) 14:30 から 16:30 職業教育評価機構事務局

- ・学校評価ガイドラインの改正に向けた考え方(案)再修正版の検討
- ・学校評価ガイドライン改正版の目次案再修正版の検討
- ・ガイドラインの記述案専門学編、高等専修学校編、積極的な情報提供編についての検討
- ・中間報告会の開催内容の修正案について検討。
- ✓ ガイドラインの冒頭に、学校評価の基本的な考え方として、はじめに専修学校が自律的に取り組む教育改善のしくみを入れる。
- ✓ 職業教育のマネジメントとの関連性を明確化する。
- ✓ 情報公開に関する参考資料として大学における公開項目(施行規則等)について紹介する。

## (6) 第6回部会

令和6年12月10日(火曜日) 10:00 から 12:00 職業教育評価機構事務局

- ・今後の専修学校の学校評価ガイドラインの見直しの方向性について(専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議(以下「協力者会議」))
- ・ガイドラインにおける第三者評価の要件等について
- ・第三者評価フォーラム2025開催内容の検討
- ✓ 12月6日開催の協力者会議に示したガイドラインの見直しの方向性に基づいて、評価基準、項目などの検討案の見直しを行った。
- ✓ 積極的な情報提供については、学校評価ガイドラインとは別に扱うという文部科学省の方針によりガイドライン改正から削除した。

## (7) 今年度のまとめ

上記6回にわたる審議で、ガイドライン改正案を提言として取りまとめ、令和7年2月10日開催の第3回事業実施委員会に報告し、同委員会です承された。

改正ガイドラインは、今後、3月18日開催予定の協力者会議において方向性を決定し、文部科学省において新たなガイドラインとして公表される予定である。

また、学校教育法の改正に係る施行規則、努力義務となった第三者評価の導入等(要件化など一部の学校への実質義務化)について示されることになっている。

なお、提言内容は、資料編に掲載している。

## 2 専修学校における学校評価ガイドラインの改正に向けた考え方

「専修学校における学校評価ガイドライン」(以下「現ガイドライン」という。)は、専修学校の学校評価に関する指針、方向性として、平成25年3月に策定され、専修学校関係者間で共通理解、認識として定着してきたところ、多くの学校で現ガイドラインに沿って学校評価が取組まれ、文部科学省調査によると平成25年度66.7%であった自己点検評価の実施率は、令和5年度には93%と着実に増加してきているが、自己点検評価は法令で義務付けられているため、早期にすべての学校で実施することが求められる。

一方、現ガイドラインについては、令和6年1月24日専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議(以下「協力者会議」という。)のまとめ「実践的な職業教育機関として専修学校の教育の質保証・向上と振興に向けて」において、「評価の充実や外部の識見を有する者による評価なども見据え、見直しを行う必要がある。」とされている。

また、現ガイドラインは、策定から11年経過しており、その後の職業実践専門課程の認定制度、修学支援新制度の発足といった新たな制度への対応が求められている。

さらに、令和6年6月14日付で学校教育法の一部を改正する法律が公布され、専門課程を置く専修学校は、①その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。②当該状況について当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価(以下「外部の識見を有する者の評価」という。)を受け、その結果を公表するように努める」こととされ、令和8年4月1日施行に向けた具体的な対応について示すことが必要になってきている。

対応の検討にあたっては、大学等では、機関による認証評価制度が導入されているが、費用や業務量の面で大学等の負担となっていると言われており、評価疲れといった指摘もある中で、中央教育審議会でも当該制度を見直す必要性が示されている。また、専修学校においては、学校法人制度や各養成指定施設等の規則等において評価・監査的活動が設定されている場合もある。

評価に係る業務が学校の過度な負担とならないよう、本ガイドラインでは、費用対効果も意識し、評価項目の重点化等を行い、学校評価を実施するにあたっての評価項目等については、基本的に踏まえなければならない事項を示すものとする。

## ■改正ガイドラインの構成

専修学校は、専門課程、高等課程、一般課程の3つの課程があり、それぞれの特性に応じた教育活動を展開している。

今般の学校教育法改正により、学校評価（自己点検評価、学校関係者評価、第三者評価）に関して、専門課程と高等課程、一般課程では法令上の規定が異なるものになっている。現ガイドラインにおいても、後期中等教育段階の高等課程と高等教育段階の専門課程では、段階を踏まえたガイドラインの策定が必要であると指摘している。

また、現ガイドラインにある「情報提供等への取組みに関するガイドライン」については学校評価との関連性はあるものの、独立したガイドラインを有することから改正ガイドラインから除くことが適切である。

上記を踏まえ、ガイドラインの構成は次のようにすることが妥当であると考えらる。

はじめに 専修学校教育の質保証・向上と学校評価

第1部 専門学校の学校評価

第2部 高等専修学校の学校評価

第3部 附属資料（評価項目例、関連法令など）

なお、一般課程については、専門課程及び高等課程の内容を参考に各学校の教育活動、学校運営の改善に向け、必要とする項目、実施方法においてそれぞれ自己点検評価等を実施し、結果の公表に取り組むことについて改正ガイドラインの冒頭文書に記述する必要がある。

## ■全般的な記述における用語の取扱

現ガイドラインでは法令等の規定から自己評価、学校関係者評価、第三者評価という用語を使用している。改正学校教育法第132条の2では専門課程には自己点検評価を義務化しているため専修学校では2つの用語が存在することになるが、改正ガイドラインでは共通的な概念として「自己点検評価」という用語を統一して使用し記述する。

小中学校の学校評価ガイドライン、また、現ガイドラインでも、第三者評価という表現を使用していること、また、学校関係者評価と区別するため、改正ガイドラインにおける学校評価の実施の形態については、自己点検評価、学校関係者評価、第三者評価という記述とする。

中長期的な計画、中期的な計画については、学校運営、教育活動全般にわたる計画として「中期事業計画」と統一して記述する。

#### ■自己点検評価、第三者評価の評価項目等

改正学校教育法の公布文書では、自己点検評価の項目や外部の識見を有する者による評価の評価基準案等については、文部科学省においてガイドライン等を改正して示すとしている。

よって、自己点検評価の項目等は、今回の改正により大学と同等の項目で行うこととされていたため、現ガイドラインを踏まえつつ、協力者会議のまとめで言及している学修成果の適切な把握・可視化の観点を加える。

なお、第三者評価においては、自己点検評価の項目等及び結果を踏まえて行われるものとする。

### 3 はじめに 専修学校教育の質保証・向上と学校評価

○専修学校においては、より自由度の高い特性を考慮しつつ、当該学校で学ぶ学生、生徒が、関係業界等のニーズを踏まえた質の高い職業教育等を享受できるよう、教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、組織的、継続的な改善を図るための自律的な質保証への取組が重要となっている。

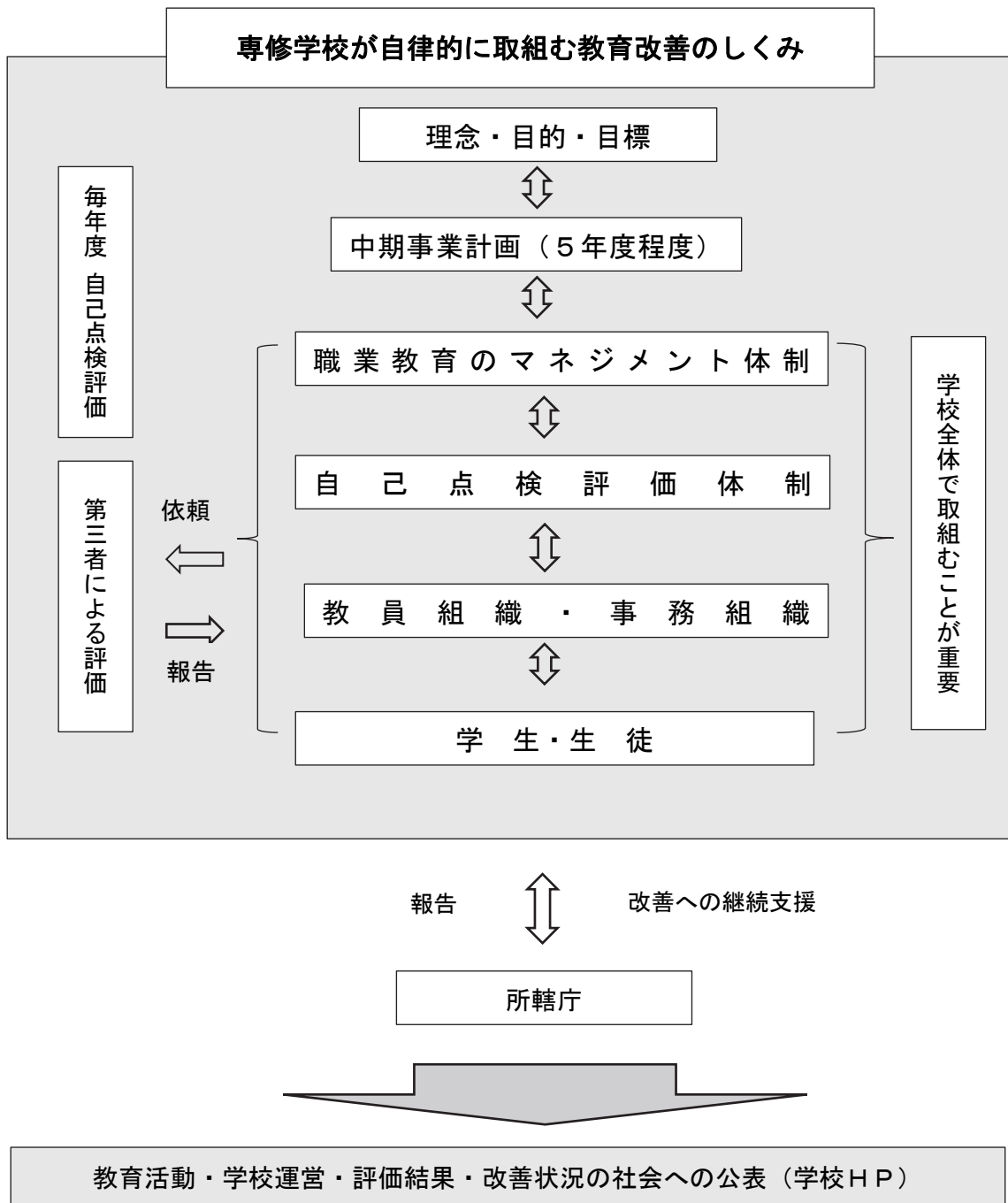
○質保証の考え方としては、関連法令に明記された最低基準としての要件や設定される評価基準に対する適合性の確保に加え、自らが意図する成果の達成や関連業界、地域等のニーズの充足といった様々な質の保証と向上に継続して取り組むことによって、父母等の関係者をはじめとする社会全般の信頼を確立することを目指すものである。

○自律的に取り組む質保証が目指すのは、各学校が掲げる理念・目的の実現である。理念・目的から育成する人材像を定め、必要な知識・技術、技能等の目標を明らかにし、学生、生徒が目標に向かって学習を進めて達成しているかどうかを組織として管理する仕組みが職業教育のマネジメントであり、学校評価は、職業教育のマネジメントが有効に機能しているかを確認するための手段であるといえる。

○一方、実践的な職業教育を中心として教育活動等を行う専修学校には、社会との関係を確立することも求められている。そのためには、育成する人材に関連した業界、団体、また、地域等の協力を得て「教育課程を編成し、授業内容・方法においても相互の課題やニーズ等を共有し、質保証の面からも実質的な連携強化を図りながら関係業界等において必要な人材育成を実現する。」という視点が重要である。

また、学校評価の実施において、積極的に専修学校団体・職能団体等や企業・関係施設等からの参画を得ることも必要である。

○さらに、各学校では、自己点検評価及び第三者評価等を定期的に行い、その結果に基づき教育活動、学校運営等の改善に継続的に取り組んでいることについて広く社会に公表することが必要である。



## 第4章 連絡協議会運営部会の運営・拡大研修会の開催

### 1 連絡協議会運営部会の運営

#### (1) 第1回部会

令和6年9月6日(金曜日) 14:30 から 16:30 職業教育評価機構事務局

- ・ 事業計画、事業概要説明、各部会等の主な取組、スケジュールの確認
- ・ 各団体からの現状報告及び意見交換
- ・ 拡大研修会の実施要項案の検討
  - ✓ 各団体から評価等についての取組みを中心に近況報告と意見交換
  - ✓ 拡大研修会は、学校教育法改正に係る第三者評価に係る評価組織と評価者の確保・育成をテーマとすることに決定。
  - ✓ 文部科学省7年度概算要求の質保証関係事業について意見交換



#### (2) 第2回部会

令和6年10月28日(月曜日) 10:00 から 12:00 職業教育評価機構事務局

- ・ 学校評価ガイドライン改正中間報告会開催報告
- ・ 拡大研修会プログラム案
- ・ 拡大研修会意見交換の展開案



- ✓ 拡大研修会に意見交換に関してどのように展開するか検討した。  
テーマ：学校教育法の改正に伴う評価体制の強化についてとする。論点は以下のとおり。
  - ・ 専門学校を対象とする機関別評価団体の現状と組織体制強化策
  - ・ 分野別評価機関の現状と今後の展開
  - ・ 評価体制強化の具体的課題

### **(3) 第 4 回部会**

令和 7 年 1 月 29 日（水曜日）14：30 から 16：30 職業教育評価機構事務局

- ・ 拡大研修会の実施報告及び第三者評価フォーラム 2025 の開催
- ・ 学校評価ガイドライン改正及び専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議における審議動向
- ・ 事業のまとめと今後の課題について

今後の取組み、課題については、下記事項について了承された。

○今後の取組

- ・ 団体間における情報交換・情報共有の継続、共通の課題をテーマとする研修会の実施、令和 7 年度文部科学省委託事業「専門評価組織の立ち上げ・深化」の取組への対応

○今後の課題

- ・ 学校教育法の改正等に関する今後の専修学校制度の動向への問題意識の共有と的確な対応、協議機関の構成について協議する。

## **2 連絡協議会運営部会拡大研修会の開催（兼第 3 回部会）**

### 1 研修テーマ

学校教育法の改正に伴う専門学校における評価体制の強化について

### 2 開催目的

令和 6 年 6 月 14 日改正学校教育法が公布され、教育の質の保証を図るための措置として「専門課程を置く専修学校に大学と同等の項目での自己点検評価を義務付けるとともに、外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務を定める」ことが規定された。協力者会議において、一定の要件を満たす専門課程に対して第三者評価を認定要件とすることも検討されており、令和 8 年 4 月 1 日の施行に向けて、第三者評価の実施体制の構築が喫緊の課題となっている。

については、今後の動向と具体的な対応について、課題認識の共有を図るため、10 月 21 日開催の「学校評価ガイドライン」の改正・中間報告会に引き続き、本会において第三者評価組織（団体等）についての議論を進める。

### 3 開催案内送付範囲

都道府県の専門学校関係団体に周知するとともに、各分野の学校協会等団体、開催地のブロック内に存する専門学校に直接案内を送付し参加（映像の視聴含む）を呼びかけた。

### 4 開催日時及び会場

- ・開催日時 令和6年11月8日（金曜日）13：30～16：00
- ・会場 アルカディア市ヶ谷（私学会館）6階「伊吹」
- ・来場者数 38名（関係者含む）・オンライン参加146名（瞬間最大値）

### 5 プログラム

- 開会
- あいさつ 文部科学省総合教育政策局専修学校教育振興室長 米原泰裕
- 現状説明：学校教育法の改正と学校評価ガイドラインの改正等について  
事業実施委員会委員長東京メディカル・スポーツ専門学校 校長  
関口正雄

#### 【14：20】休憩（10分）

- 意見交換「学校教育法の改正に伴う専門学校における評価体制の強化について」進行：事業実施委員会委員長 関口正雄

#### 【登壇者】敬称略

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室長	米原泰裕
公益社団法人東洋療法学校協会理事 学校法人呉竹学園理事長	坂本 歩
専門学校東京工科自動車大学校、世田谷校 校長	佐藤康夫
一般社団法人専門職高等教育質保証機構事務局長兼調査研究部長	外山公美
一般社団法人日本看護学校協議会副会長 相模原看護専門学校校長	水澤晴代



## 第5章 委員会の運営・中間報告会・第三者評価フォーラムの開催

### 1 事業実施委員会の運営

#### (1) 第1回委員会

令和6年8月7日（水曜日）14：30～16：30 アルカディア市ヶ谷

- 開会あいさつ 主催者：理事長 井澤勇治
- 委員長選任 東京メディカル・スポーツ専門学校校長 関口正雄
- 令和6年度事業計画の概要、事業の方向性及び検討部会の取組事項
- 学校教育法改正と学校評価ガイドライン改正の説明  
文部科学省 総合教育政策局 専修学校教育振興室 室長 米原泰裕

#### 【説明内容】

- ・改正趣旨は、専門課程の高等教育機関としての大学等との制度的整合性と質保証に係る規定の整備である。
- ・本委員会と関わるのところでは、大学と同等に自己点検評価の実施と第三者評価を努力義務とした。大学と同等とは、教育、組織、運営、施設、設備について評価項目とするということである。
- ・第三者評価を法的義務ではなく努力義務としたのは、最初から義務とすることはいろいろな意味で難しいであろうとのことで、将来的には義務化することも考えていかなければならない。
- ・ただし一部にせよ第三者評価を導入するということについては、学校が混乱しないようにタイミング、必要性等など見極めることが重要で、専修学校団体、都道府県、所轄庁とも相談しながら進める。
- ・本事業については、第三者評価を広げることの仕掛けを考えなければならないが、評価とは、エバリュエーション（evaluation）として、価値を見出す、確認することであると捉え、検討いただきたい。
- ・法改正の施行（令和8年4月1日）に向けて具体的な内容について準備を進めていくことについても協力をお願いする。

#### 【ガイドライン改正に向けた論点・課題の整理に関する主な意見】

- ・評価に関する文言等、定義の明確化について、  
専門課程のみ自己点検評価となるが、実施内容は変わらないため、自己点検評価として統一してはどうか。第三者評価は客観的な評価という意味で第三者評価としてはどうか、学校関係者評価は自己点検評価の一環として実施

するものであることとしてはどうか。第三者評価は大学等のように認証評価とはならないことから実施についてはガイドラインで示すことになる。

- ・課程毎に必要な項目・基準の整理について

今回ガイドラインでは、専修学校の学校評価を自己点検評価、学校関係者評価、第三者評価について体系的に解説し、評価基準、項目は、職業教育という共通部分で整理し、自己点検評価、第三者評価、同一の基準項目として示してどうか。

- ・学校の状況に応じた取組み方法（小規模校への配慮）の検討について

学校側の負担軽減の観点から小規模校等への配慮は、必要だが、基本はじであり、基準等別の要件を示す必要はないのではないか。

- ・認定要件となっている学校関係者評価、フォローアップ、との関係性の検討について

職業実践専門課程のフォローアップ、外国人留学生のキャリア形成プログラム認定校へのフォローアップ（3年ごとに実施）との整理については、「専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価」の評価を受審すれば、評価期間内では、学校関係者評価を免除するなど負担軽減については、各認定制度に関する内容であり、ガイドラインにおいて言及することは必要でない。

- ・学校評価と関連性がある内部質保証、職業教育のマネジメント、3ポリシーなどの定義づけについて

内部質保証、職業教育のマネジメント、3ポリシーは、専修学校において法的根拠がなく、協力者会議においても議論が進んでいない。

ガイドラインにおいては、評価の目的は、教育活動、学校運営の改善であり、職業教育の目標管理という観点から、PDCAサイクルとの関連では、重要かつ有用なものとして取入れる程度にしてはどうか。

- ・機関別評価、分野別評価についての検討

機関別評価、分野別評価など評価体系の整理しガイドラインに示す内容範囲について、評価ガイドライン検討部会において検討してはどうか。

## (2) 第2回委員会（学校評価ガイドラインの改正・中間報告会として開催）

令和6年10月21日（月曜日）10：00～12：00 アルカディア市ヶ谷



## (3) 第3回委員会

令和7年2月10日（月曜日）14：30～16：30 アルカディア市ヶ谷

- 学校教育法改正における専修学校の学校評価について

文部科学省 総合教育政策局 専修学校教育振興室 室長 米原泰裕

### 【説明内容】

・今後の専修学校の学校評価の見直しについて、検討すべき論点は①評価項目について②第三者評価の実施について③第三者評価を求める対象について④第三者評価の期間について⑤第三者評価による評価結果の取扱いについてであると考えている。

・評価項目は、評価活動の重複を避けるため、第三者評価で重点的に確認する項目としては、教育課程・教育方法、学修成果、学校評価の実施と改善活動、社会からの理解と情報の公表等でよいのではないかと考えている。

・第三者評価の実施では評価に関する業務、評価料負担、評価機関が少ないことが課題となっている。評価を専門的に行う評価機関が実施することが望ましいが数名の評価者の委嘱等による評価（評価者評価）も認めてはどうか。

- ・第三者評価を求める対象は、要件などフォローアップが求められている場合、学校関係者評価が既に義務付けられている場合、大学と同水準の質保証が求められている場合などについて、要件しての実施を検討してはどうか。
- ・評価期間は、教育内容を重点的に評価する分野別評価との親和性が高いことから5年以内に1回は実施するとしてはどうか。
- ・評価結果は、学校のホームページに掲載し公表するとともに所轄庁に報告するスキームにしてはどうか。
- ・第三者評価結果は評価項目毎に段階評価（3段階）で表示をすることでどうか。

#### 【文部科学省の説明について意見交換、質疑】

- ・第三者評価のあるべき姿を示すことも重要、また、今回の法改正で、専門学校側が何も対応できないことは問題である。第三者評価の最低限の基準を文部科学省が示すことになるが、その中で、評価者評価と評価機関による評価とがどちらが上でという議論にはならないようにすることが重要だ。
- ・専門学校がこれまで取組んできた学校関係者評価の発展形で評価者評価につなげていくことができるような工夫も必要である。
- また、評価には教員や現場の職員の納得感も重要で、誰に評価されて、どのようなコメントがあるか皆注目している。
- ・評価者の確保は、学校ごとの対応は難しいのではないかと。ブロックごとに教員等のOBなど評価機関の研修を受け登録するなどの方法で確保することも検討しなければならない。
- ・職業実践専門課程等に導入するとのことだが、抜けていく学校が出てくる可能性がある。職業実践専門課程の認定でもあることから、専門学校全体に対してはどのようにするのか将来的な方向性を示すことが必要である。
- ・高等学校から見れば、第三者評価の信頼性が重要で、どの機関が評価したのかということになる。その点から見ると評価者評価の質の担保に疑問がでてくる可能性がある。
- ・学校関係者評価の評価委員が第三者評価をできるかという疑問がある。評価機関が関与するしくみを考えることが必要。
- ・評価は信頼性が重要で、任意であっても国際機関を背景にした評価などが技術系、医師養成などで実施されている。評価者評価はコストの問題から出てきているのだろうが第三者評価としての質が確保されていることについて説明ができるかが重要なポイントではないか。
- ・学校規模の差が大きくなっており、評価者評価は一定規模（総定員 200 名

以下など)に認めるなど制度としての現状を踏まえた工夫が必要ではないか。  
・第三者評価の責任の所在も気になる。評価者にあるのか、学校にあるのか、訴訟の対象になる可能性はないか。

- 専修学校の学校評価の充実等に向けた「専修学校における学校評価ガイドライン」の改正等に関する提言(案)について

**【説明内容】**

現ガイドラインとの構成比較表、改正に向けた考え方、専修学校の質保証・向上と学校評価、評価基準項目例について事業実施委員会関口委員長から説明。

**【提言案について意見交換、質疑】**

・専門学校の評価基準項目として、大学との差別化という意味でも学修成果をどのようにとらえるかが重要、認証評価においては在学期間の成長を指標とする動きがあるが、専門学校としては卒業者がどのように評価されているかが重要であり、その視点が評価項目等に要素として入れることができると考える。

・現在の基準、項目に比べ、スリム化し、重点化されている。学校としては自己点検評価、学校関係者評価等に反映させていきたい。

・職業教育の評価基準として、企業との連携が重要となることから、評価項目でもその点を考慮することが必要。

・教員の質の向上でも企業等との連携がポイントになる。

・第三者評価の対象とした自己点検評価を公表することは重要であるが、全部公表するのか議論が必要である。評価結果は公表するがプロセスまでは公表していないのが現状である。

・自己評価結果の公表は学校の取組みを理解する上で必要なことである。

・評価項目では、特に地方の専門学校は地域とのつながり、地域への貢献が重要であり、地域貢献の項目が必要なのではないか。大きくは社会とのつながりともいえるが。

- 各部会における審議・事業実施状況と今後の課題・取組

各部会の取組み、部会会議開催状況、今後の課題について資料に基づき事務局から説明(内容は、各部会の章で説明)

- 第三者評価フォーラム2025の開催結果について事務局から報告

- 事業報告書の構成

事業成果報告書の構成(案)について事務局から説明

- 本機構 理事長井澤勇治御礼のあいさつ

## 2 「学校評価ガイドライン」の改正・中間報告会の開催

### (1) 中間報告会の概要

開催日時及び会場

- ・開催日時 令和6年10月21日（月曜日）13：30～16：30
- ・会場 東京都千代田区 アルカディア市ヶ谷 6階「伊吹」
- ・来場者数 37名（関係者含む） ・オンライン参加120名（瞬間最大値）
- ・配信URLの案内156名（希望者及び関係者）

①目的 学校評価ガイドライン改正の検討状況の報告

②内容 令和6年6月、学校教育法が改正され、専門学校における学校評価への取組みが大きく変わる。法改正の公布文書には、具体的な内容は、今後、ガイドラインを改正して示すとしている。

本機構では現在、文部科学省受託事業において、専修学校の学校評価の充実等に向けた「専修学校における学校評価ガイドライン」の改正等に関する提言について調査研究を進めている。

このたび、重要なテーマであるガイドラインの改正の検討に係る中間的な報告会を開催し、多くの専修学校関係者と課題の共有を図る。

③主催 特定非営利活動法人 職業教育評価機構

④都道府県の専門学校関係協会に周知するとともに、各分野の学校協会等団体、開催地のブロック内に存する専修学校に直接案内

### (2) プログラム

○あいさつ

(13：30～13：40)

文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課

専修学校教育振興室長 米原 泰裕

○事業報告

(13：45～14：30)

専修学校における学校評価ガイドライン改正等に関する提言（中間報告）

事業実施委員会 委員長

職業教育評価機構 副理事長

東京メディカル・スポーツ専門学校校長 関口 正雄

【休憩10分 14：30～14：40】

○登壇者・来場者 意見交換

(14：40～16：30)

テーマ：今後の専門学校の学校評価への取組と第三者評価

進行：事業実施委員会委員長 関口正雄



(登壇者) 敬称略

文部科学省 専修学校教育振興室長

福岡大学人文学部教育・臨床心理学科 教授

福岡県専修学校各種学校連合会 会長

東京慈恵会医科大学 特命教授

日本電子専門学校 校長

全国専修学校各種学校総連合会事務局長

米原泰裕

植上一希

大村陽之介

福島 統

船山世界

原田大五郎

### 【意見交換の論点】

- ・学校教育法の改正について、その意義
- ・法改正132条2に「大学と同等の項目での自己点検評価を義務付けるとともに、外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務を定める」ことについて
- ・学校評価→社会的評価という関係性、専門学校の社会的評価について
- ・独立した専門の評価機関だけでなく、組織内組織としての評価部門の評価を第三者評価と位置付けることについて
- ・専門学校における今後の学校関係者評価の展開について
- ・分野別評価と養成指定施設の所管庁との関係性をどのように整理するか
- ・学校評価と職業教育のマネジメントの関係性
- ・専門学校の第三者評価の方向性（第三者評価の対象の範囲と将来展望）



### 3 職業実践専門課程第三者評価フォーラム 2025 の開催

#### (1) 第三者評価フォーラムの概要

- ①テーマ 学校教育法改正と専修学校の学校評価への取組み  
～専修学校における学校評価ガイドラインの改正等に関する提言～
- ②開催の目的 学校教育法の改正に伴い専門学校に於ける学校評価に於いて第三者評価が努力義務として規定され、学校評価ガイドラインの改正等についての審議が調査研究協力者会議に於いて進められている。本機構に於いては、ガイドラインの改正に向けた提言について受託事業として取組んでいる。専門学校への第三者評価の制度的導入に向けた実施体制等のあり方を主題に調査研究の成果・事業報告会として開催する。
- ③主 催 特定非営利活動法人 職業教育評価機構
- ④開催案内送付範囲  
都道府県の専門学校関係協会に周知するとともに、各分野の学校協会等団体、開催地のブロック内に存する専修学校に直接案内を送付し参加を呼びかけた。

#### (2) 「職業実践専門課程」の第三者評価フォーラム 2025

- ①開催日時及び会場
  - ・開催日時 令和7年2月5日（水曜日）13：30～16：30
  - ・会 場 アルカディア市ヶ谷私学会館6階「阿蘇東」
  - ・来場者数 34名（関係者含む） ・オンライン参加110名（瞬間最大値）
  - ・配信URLの案内168名（希望者及び関係者）
- ②プログラム
  - 開会挨拶 職業教育評価機構 理事長 井澤 勇 治
  - 基調報告 学校教育法の改正と専修学校の学校評価  
文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課  
専修学校教育振興室長補佐 塩 屋 仁 史
  - 事業報告  
「専修学校に於ける学校評価ガイドラインの改正等に関する提言」  
事業実施委員会 委員長 関 口 正 雄
  - 登壇者・来場者 意見交換  
テーマ：専門学校に於ける第三者評価のあり方（要件設定等）について  
進 行：事業実施委員会委員長 関口正雄  
（登壇者）敬称略  
文部科学省 専修学校教育振興室長 米原泰裕

福岡大学人文学部教育・臨床心理学科 教授

植上一希

愛知県専修学校各種学校連合会 会長

市原康雄

全国専修学校各種学校総連合会 事務局長

原田大五郎

東京都生活文化スポーツ局私学部私学行政課長

福本卓也

(株)三菱総合研究所人材・キャリア事業本部主任研究員 藪本沙織

### 【意見交換の論点】

- ・ 学校教育法改正における専修学校の学校評価
- ・ 評価項目について
- ・ 評価機関でなく評価者評価を実施する場合の課題
- ・ 学校側の体制
- ・ 第三者評価を求める対象について
- ・ 評価期間5年とする
- ・ 第三者評価の項目・評価基準、評価結果の表現
- ・ 評価受審料は
- ・ 評価の質の担保 第三者評価としての客観性、透明性、信頼性の担保
- ・ 独立した専門の評価機関によらない評価者評価に対し、自治体等の支援は



## 第6章 まとめ

### 1 専門学校における第三者評価の新たな段階

○令和6年1月24日開催の専修学校教育の質保証・向上に関する調査研究協力者会議において「実践的な職業教育機関としての専修学校の教育の質保証・向上と振興に向けて（まとめ）が示された。

○まとめ 1-2-4 教育の質の保証を図るための措置では、「自己点検評価項目の見直しと外部の識見を有する者による評価の段階的導入が考えられる。」とされ法令で努力義務として求めることが考えられるとしている。

○専門課程の単位制への移行、専攻科の設置なども含め、制度改正に伴う法令改正を行う必要もあるとしている。専門学校の第三者評価はこれまで、法令の規定がないため、任意で行われていると表現されてきたが、努力義務とすることで、職業実践専門課程における学校関係者評価のように、要件として事実上義務化されることも可能になったといえる。まとめには、一定の専門課程に段階的に導入する案も記述されている。

○令和6年6月14日付で学校教育法の一部を改正する法律が公布され、専修学校専門課程の高等教育段階の職業教育機関としての位置付けの明確化が求められていることや、職業に結びつく実践的な知識、技術・技能や資格の修得に向けて、リスキリング・リカレント教育を含めた職業教育の重要性が高まっていること等を踏まえ、専修学校専門課程における教育の充実を図るため、専門課程の入学資格を厳格化するとともに、専修学校における専攻科の設置に係る規定の創設、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等が学校教育法に規定された。

○このことにより、専修学校専門課程とその他の課程（一般課程、高等課程）について学校評価の適用が異なることになった。専門課程を置く専修学校は、学校教育法上、新たに、第132条2で、その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、当該状況について、当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受け、その結果を公表するよう努めることになる。

○当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価（以下「第三者評価」という。）については、大学等により実施されている認証評価（文部科学大臣が認証した評価機関による評価）と同様の評

価方式ではないことは文部科学省においても明確になっているものの、どのような実施方法とするか、大きな検討課題になっている。

○改正学校教育法の公布文書によると、「自己点検評価」及び「専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価（以下「第三者評価」という。）」について「自己点検評価」の項目や「第三者評価」の評価基準案等については、今後、文部科学省において「専修学校における学校評価ガイドライン」等を改正する予定であることとしている。

○また、努力義務と規定された第三者評価については、専門課程を置く専修学校では、学生や保護者、社会人、企業等からの信頼を高めるため、学校の運営状況や教育内容等について適切に自己点検評価を実施し、その結果を公表すること。また、こうした項目について、第三者評価を積極的に受け、その結果を公表するよう努めることとされ、専門学校として、改正の趣旨を踏まえた対応が求められている。

○第三者評価の実施方法等は、専修学校教育の質保証・向上に関する調査研究協力者会議において引続き審議が継続されて、令和6年度末までに一定の結論が示されることになっている。

○本機構では、学校評価ガイドライン改正を踏まえた提言について文部科学省受託事業として取組んだ中では、第三者評価を第三者評価（以下「第三者評価」という。）として表現している。

○学校教育法の改正により新たな段階を迎えた専門学校の第三者評価について、実践的な職業教育機関として教育の質保証として社会からの信頼を得るための取組みが一層重要になってきている。

## 2 実践的職業教育の第三者評価に関する課題

### (1) 第三者評価の実施に関する課題

○今後の専修学校の学校評価の見直しの方向性について、現在、専修学校教育の質保証・向上に関する調査研究協力者会議において引続き審議が続けられている。本会議において、主に法令上に努力義務と規定した第三者評価の実施について主に議論されている。

○第三者評価は努力義務としての規定だが、一定の要件の専門課程には第三者評価を求めるべきであると提起され、議論が進められている。

○文部科学省の本会議に向けた資料によると、第三者評価は努力義務だが、評価の実施を求めるべき対象とする制度もあると考えらえるとしている。その考え方としては、

- ・大学等と同水準の質の保証が求められる場合
- ・特別な教育課程や取組に対して認定を行っており、その認定要件に関するフォローアップが求められている場合又は学校関係者評価がすでに義務付けられている場合等が想定される。但し、評価実施者の確保等の問題もあるため、対象となる学校の数も考慮しつつ、どの制度から優先的に第三者評価を求めていくかは要検討としている。参考として挙げている課程は以下のとおりである。

- ・外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定校：  
188校、475学科（令和6年3月時点）
- ・高度専門士 認定校：342校、502学科（令和6年3月時点）
- ・職業実践専門課程 認定校：1,110校、3,199学科（令和6年3月時点）

○想定している実施規模から、評価の安定的な質の確保の観点から、評価を専門的に行う組織・団体による評価が望ましいと考えるが、上記専門学校の評価に係る状況等を踏まえると、数名の評価者の委嘱等による評価（評価者評価）も認めてはどうかということで評価者の要件等についての検討も同時になされている。

○第三者評価手順の客観性、公平性、透明性を確保の要件をどのように確認するか、評価基準項目の作成、評価者の確保、評価結果報告書の作成と評価結果への責任の所在など課題は多い。

○本報告書作成時には方向性が定まっていないため具体的な対応まで記述できないが、第三者評価を一部専門学校に導入する際には対象規模から当面、評価機関、組織による評価が困難な場合、評価者による評価もやむを得ない措置であるが、第三者評価の基本は、第三者評価機関が実施することを目指すべきであり、時間をかけても評価機関による評価の実施を志向すべきと考える。

## **(2) 第三者評価受審校への支援の課題**

○第三者評価の導入は、受審校の事務的負担も発生するが経済的負担も発生する。努力義務化が一部であっても政策として具体化する際には、支援策を同時に検討する必要がある。要件として義務化する場合には経常的経費として支援する方法を検討することが求められる。職業実践専門課程には特別交付金措置を行っているので上乘せ措置を行うことも考えられる。

○現在、学校評価に対する助成制度がある東京都及び大阪府が導入している制度は下記のとおりである。

## 【大阪府】

大阪府私立専修学校専門課程質保証・向上補助金

大阪府私立専修学校専門課程質保証・向上補助金・実施要領（抜粋）  
（補助事業）

第2条交付要綱第3条に定める補助事業は次のとおりとする

### （3）第三者評価の実施・公表

交付要綱第2条第3項に定める第三者評価の実施（第三者評価結果を設置者又は学校のウェブページで実績報告書の提出までに公表するものに限る。）ただし、次のいずれかに該当する評価機関が、文部科学省が示す「職業実践専門課程 第三者評価マニュアル（改訂版）」における第三者評価モデル基準と同等の評価基準により実施するものに限る。

ア文部科学大臣が認証した大学等の機関別認証評価機関

イ文部科学大臣が認証した専門職大学院の分野別認証評価機関

ウ各分野の学校協会・業界団体・学会等の複数の団体が設置又は認証する評価機関

エ過去に専門学校の評価実績のある評価機関

### （補助対象経費）

（1）産学連携による演習・実習等（2）教員研修

（3）第三者評価の実施・公表（4）生徒の修学支援に係る体制整備

補助対象経費の2分の1（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内とする。ただし、1校あたり100万円を上限とする。（補助金の交付の申請）

## 【東京都】

東京都私立専修学校教育環境整備費補助金

専修学校評価促進補助要綱（抜粋）

補助対象経費は、次に定めるものとする。

### （1）自己点検・自己評価

「専修学校における学校評価ガイドライン」（平成25年3月文部科学省）が定める評価項目と内容、項目数等が同等程度又は同等以上の項目について自己点検、自己評価を行い、報告書を作成する経費

### （2）第三者評価

私立専修学校（専門課程）の評価を行った実績のある機関に対し、第三者評価を行わせる場合に必要となる経費

補助対象：自己点検・自己評価及び第三者評価

補助額 自己点検・自己評価 1校当たり20万円

第三者評価 実支出額の2分の1の額（100円未満切捨て）60万円上限

(補助実績)

令和3年度 176校 (50.6%) 都内私立専門学校 (学校基本調査) での割合

令和4年度 182校 (51.7%) 同

令和5年度 182校 (52.4%) 同

### (3) 第三者評価機関の育成と支援の課題

○(1)で記述したように第三者評価を一部専門学校に導入する際には対象規模から当面、評価機関、組織による評価が困難な場合、評価者による評価もやむを得ない措置であるが、第三者評価の基本は、第三者評価機関が実施することを目指すべきである。

○そのためには、安定的に制度としての第三者評価が実施するためには、評価機関の育成と支援が必須である。

○本評価機構の設立の際には、東京都からシステム構築について支援を受けている。評価機関の数など制度を支える組織数の規模、地域性について具体的な検討が必要である。

○大学等の認証評価機関の状況をみれば、評価機関の設立、運営には専修学校関係団体の関与と協力・支援が重要な要件となる。学校教育法の改正を契機として、社会からの一層の信頼を得るために、専修学校関連団体、分野ごとの学校協会、分野別評価団体などが連携協力して評価機関の設立、育成、運営への支援に前向きに取り組むことが求められている。

○本機構は令和6年に設立20年目を迎えた、これまで多くの専修学校関係者、学校評価団体等の指導、支援のもと継続して評価活動に取り組んできている。

依然として組織強化は大きな課題となっているものの課題に一つ一つに解決策を見出し、今後も試行錯誤を繰り返しながら、同じ高等教育機関として大学等は異なる実践的な職業教育の第三者評価の確立を目指し、専修学校関係者全体との共通理解を得ながら、これまで取り組んできた歩を進め、社会からの要請に的確に対応することで責任を果たしていきたいと考えている。



## 【資料編】

- 1 専修学校の学校評価充実等に向けた「専修学校における学校評価  
ガイドライン」の改正等に関する提言…………… 46
- 2 「学校評価ガイドライン」改正・中間報告会配付資料 …… 97
- 3 第三者評価機関連絡協議会拡大研修会配付資料 …… 113
- 4 職業実践専門課程第三者評価フォーラム 2025 配付資料…………… 147

令和6年度「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」  
社会的評価の一層の向上のための共通基盤整備の推進

専修学校の学校評価の充実等に向けた「専修学校における  
学校評価ガイドライン」の改正等に関する提言

令和7年3月

特定非営利活動法人 職業教育評価機構

この提言は、特定非営利活動法人職業教育評価機構（以下「評価機構」という。）が受託した文部科学省受託事業「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」職業実践専門課程等の充実に向けた取組の推進、社会的評価の一層の向上のための共通的基盤整備の推進事業「専修学校の学校評価の充実等に向けた専修学校における学校評価ガイドラインの改正等に関する提言」の作成において、「評価ガイドライン検討部会」における検討結果を踏まえ事業実施委員会の審議結果を取りまとめ当該事業の事業報告として公表するものである。

【事業実施委員会】50音順(※) 評価ガイドライン検討部会の委員を兼ねる。

市原康雄	学校法人名古屋技芸学園理事長 愛知調理専門学校校長
植上一希	福岡大学人文学部教育・臨床心理学科教授
梅川明寛	学校法人菅原学園専務理事 専門学校デジタルアーツ仙台
大村陽之介	学校法人大村文化学園理事長 大村美容ファッション専門学校
岡部雅人	公認会計士
川口昭彦	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 参与・名誉教授・ 一般社団法人専門職高等教育質保証機構代表理事
菊田 薫	全国専修学校各種学校総連合会参与
関口正雄	学校法人滋慶学園 東京メディカル・スポーツ専門学校校長(※)
福島 統	東京慈恵会医科大学 特命教授(※)
福本卓也	東京都生活文化スポーツ局私学部私学行政課長
船山世界	学校法人電子学園 日本電子専門学校校長(※)
三木哲也	一般社団法人日本技術者教育認定機構フェロー
山野晴雄	多摩地区高等学校進路指導協議会顧問
渡辺隆一	全国中小企業団体中央会 労働政策部長

【評価ガイドライン検討部会】

岡村慎一	一般社団法人全国専門学校教育研究会 専門学校 YIC 学院理事
原田大五郎	全国専修学校各種学校総連合会事務局長
福田 潤	東京都専修学校各種学校協会高等専修学校振興委員会委員長 日本芸術高等学園校長代理
八木信幸	JAMOTE 認証サービス (株) 代表取締役社長
薮本沙織	(株) 三菱総合研究所 人材・キャリア事業本部主任研究員



『専修学校における学校評価ガイドライン』の構成比較表

現ガイドライン	変更点	提案改正ガイドライン
<p>1. 専修学校における学校評価</p> <p>(1)背景・現状</p> <p>(2)目的・定義等</p> <p><u>(3)課題</u></p> <p>(4)学校評価により期待される取組と効果</p> <p>2専修学校における学校評価の実施・公表</p> <p>(1)自己評価</p> <p><u>(2)学校関係者評価</u></p> <p>(3)第三者評価</p> <p>(4)評価主体・体制等</p> <p>(5)学校評価の評価結果の公表・報告と支援・改善</p> <p><u>(6)実効性の高い学校評価の促進のための国、都道府県等の役割</u></p> <p>(7)学校評価を通じた教職員の資質向上</p> <p>(8)分野、職域などの特性</p>	<p>①記述の追加、職業教育のマネジメントとの関連性言及</p> <p>②法令根拠の変更による専門課程と高等課程の記述の分離</p> <p>削除</p> <p>③課題記述はガイドラインへの記述から削除</p> <p>削除学校関係者評価記述</p> <p>④設置法人との関係性の記述追加</p> <p>⑤第三者評価は、必要な要件等記述を追加</p> <p>削除</p> <p>⑥国等の役割についてガイドラインへの記述は削除</p>	<p>はじめに 専修学校教育の質保証・向上と学校評価</p> <p><b>第1部 専門学校(専門課程)の学校評価</b></p> <p>1 学校評価の目的・定義</p> <p>(1)専門学校における学校評価の目的 (2)学校評価に関する関連法令の規定 (3)学校評価の形態 (4)学校評価の定義 (5)学校評価により期待される取組と効果</p> <p>2 自己点検評価の実施</p> <p>(1)自己点検評価の基本的な考え方 (2)自己点検評価の項目・指標の設定 (3)自己点検評価の周期(評価期間)と範囲 (4)自己点検評価の実施体制 (5)重点項目の設定 (6)学校評価のスケジュールの作成 (7)外部アンケート等の活用 (8)継続的な情報・資料の収集・整理</p> <p>(9)自己点検評価結果のまとめ (10)評価結果と改善方策に基づく取組 (11)学校関係者評価の実施</p> <p>3 学校評価結果の公表と設置者(学校法人等)による支援</p> <p>(1)学校評価結果の公表 (2)学校評価結果等の設置者(学校法人等)への報告と支援</p> <p><b>4 第三者評価の実施</b></p> <p>(1)専門学校における第三者評価 (2)第三者評価の目的 (3)第三者評価の機能・役割 (4)学校関係者評価と第三者評価の相違点 (5)第三者評価の必要な項目等の要件 (6)評価結果と改善方策に基づく継続的な取組</p> <p><b>5 機関別評価と分野別評価</b></p>
<p>3積極的な情報提供・情報公開</p> <p>(1)専修学校における積極的な情報提供・情報公開</p> <p>(2)課題</p> <p>(3)積極的な情報提供の必要性和期待される効果</p> <p>(4)情報提供の在り方</p> <p>(5)留意事項</p> <p>(6)情報提供等への取組に関するガイドライン</p>	<p>⑦情報提供ガイドラインの記述は削除</p> <p>・独立したガイドラインとして取り扱う</p>	<p><b>第2部 高等専修学校の学校評価</b></p> <p>1 学校評価の目的と定義</p> <p>(1)高等専修学校における学校評価の目的 (2)学校評価に関する関連法令の規定 (3)学校評価の形態 (4)学校評価の定義 (5)学校評価により期待される取組と効果</p> <p>2 自己点検評価の実施</p> <p>(1)自己点検評価の基本定な考え方 (2)自己点検評価の項目・指標の設定 (3)自己点検評価の周期(評価期間) (4)自己点検評価の実施体制 (5)重点項目の設定 (6)学校評価のスケジュールの作成 (7)外部アンケート調査の等の活用 (8)継続的な情報・資料の収集・整理 (9)自己点検評価結果のまとめ (10)評価結果と改善方策に基づく取組</p>
<p><b>【附属資料】</b></p> <p>1. 専門学校の評価項目・指標等を検討する際の視点となる例、項目別自己評価表(例)イメージ(専門学校)</p> <p>2. 高等専修学校の評価項目・指標等を検討する際の視点となる例、項目別自己評価表(例)イメージ(高等専修学校)</p> <p>3. 「専修学校の質保証・向上の資する取組の実態に関する調査研究事業」調査項目から抽出される専門学校と業界との連携の視点(イメージ)</p> <p>4. 高等専修学校における情報提供等への取組に関するガイドライン</p> <p>5. 専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン</p> <p>6. 設置要綱・審議の経過・協力者名簿</p>	<p>⑧【高等課程】学校関係者評価の記述の充実</p> <p>⑨附属資料の整理</p> <p>・自己評価表</p> <p>・連携の視点(イメージ)</p> <p>・情報提供ガイドライン</p> <p>上記削除</p> <p>⑩関係法令追加</p>	<p>3 学校関係者評価の実施</p> <p>(1)学校関係者評価の機能・役割 (2)学校関係者評価の進め方 (3)学校関係者評価委員会等 (4)学校関係者評価委員会の委員の選任 (5)学校関係者評価のまとめと改善への取組み</p> <p>4 学校評価結果の公表と設置者(学校法人等)による支援</p> <p>(1)学校評価の公表 (2)評価結果等に基づく設置者(学校法人等)による学校への支援・改善 (3)高等専修学校における第三者評価</p> <p><b>第3部 附属資料</b></p> <p><b>【附属資料1】専修学校の自己点検評価・第三者評価の基準、項目、指標等の例</b></p> <p><b>【附属資料2】学校評価等に係る学校教育法等関係法令</b></p>



## 目 次

1	専修学校における学校評価ガイドラインの改正に向けた考え方	53
2	はじめに 専修学校教育の質保証・向上と学校評価	55
<b>第1部 専門学校（専門課程）の学校評価</b>		<b>57</b>
1	学校評価の目的・定義	57
(1)	専門学校における学校評価の目的	
(2)	学校評価に関する関連法令の規定	
(3)	学校評価の形態	
(4)	学校評価の定義	
(5)	学校評価により期待される取組と効果	
2	自己点検評価の実施	61
(1)	自己点検評価の基本的な考え方	
(2)	自己点検評価の項目・指標の設定	
(3)	自己点検評価の周期（評価期間）と範囲	
(4)	自己点検評価の実施体制	
(5)	重点項目の設定	
(6)	学校評価のスケジュールの作成	
(7)	外部アンケート等の活用	
(8)	継続的な情報・資料の収集・整理	
(9)	自己点検評価結果のまとめ	
(10)	評価結果と改善方策に基づく取組	
(11)	学校関係者評価の実施	
3	学校評価結果の公表と設置者（学校法人等）による支援	68
(1)	学校評価結果の公表	
(2)	学校評価結果等の設置者（学校法人等）への報告と支援	
4	第三者評価の実施	69
(1)	専門学校における第三者評価	
(2)	第三者評価の目的	
(3)	第三者評価の機能・役割	
(4)	学校関係者評価と第三者評価の相違点	
(5)	第三者評価の必要な項目等の要件	
(6)	評価結果と改善方策に基づく継続的な取組	
5	機関別評価と分野別評価	74

<b>第2部 高等専修学校の学校評価</b> . . . . .	75
<b>1 学校評価の目的と定義</b> . . . . .	75
(1) 高等専修学校における学校評価の目的	
(2) 学校評価に関する関連法令の規定	
(3) 学校評価の形態	
(4) 学校評価の定義	
(5) 学校評価により期待される取組みと効果	
<b>2 自己点検評価の実施</b> . . . . .	80
(1) 自己点検評価の基本定な考え方	
(2) 自己点検評価の項目・指標の設定	
(3) 自己点検評価の周期（評価期間）	
(4) 自己点検評価の実施体制	
(5) 重点項目の設定	
(6) 学校評価のスケジュールの作成	
(7) 外部アンケート調査の等の活用	
(8) 継続的な情報・資料の収集・整理	
(9) 自己点検評価結果のまとめ	
(10) 評価結果と改善方策に基づく取組	
<b>3 学校関係者評価の実施</b> . . . . .	86
(1) 学校関係者評価の機能・役割	
(2) 学校関係者評価の進め方	
(3) 学校関係者評価委員会等	
(4) 学校関係者評価委員会の委員の選任	
(5) 学校関係者評価のまとめと改善への取組み	
<b>4 学校評価結果の公表と設置者（学校法人等）による支援</b> . . . . .	88
(1) 学校評価の公表	
(2) 評価結果等に基づく設置者（学校法人等）による学校への支援・改善	
(3) 高等専修学校における第三者評価	
<b>第3部 附属資料</b> . . . . .	92
【附属資料1】 専修学校の評価項目・指標等の例	
【附属資料2】 学校評価等に係る学校教育法等関係法令	
【参考資料】 専修学校におけるガイドラインの構成比較表・評価項目・指標等の例 令和3年度受託事業「実践的職業教育における第三者評価機関等の確立に向けた定義・要件等に関する提言	



## 1 専修学校における学校評価ガイドラインの改正に向けた考え方

「専修学校における学校評価ガイドライン」(以下「現ガイドライン」という。)は、専修学校の学校評価に関する指針、方向性として、平成25年3月に策定され、専修学校関係者間で共通理解、認識として定着してきたところ、多くの学校で現ガイドラインに沿って学校評価が取組まれ、文部科学省調査によると平成25年度66.7%であった自己点検評価の実施率は、令和5年度には93%と着実に増加してきているが、自己点検評価は法令で義務付けられているため、早期にすべての学校で実施することが求められる。

一方、現ガイドラインについては、令和6年1月24日専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議(以下「協力者会議」という。)のまとめ「実践的な職業教育機関として専修学校の教育の質保証・向上と振興に向けて」において、「評価の充実や外部の識見を有する者による評価なども見据え、見直しを行う必要がある。」とされている。

また、現ガイドラインは、策定から11年経過しており、その後の職業実践専門課程の認定制度、修学支援新制度の発足といった新たな制度への対応が求められている。

さらに、令和6年6月14日付で学校教育法の一部を改正する法律が公布され、専門課程を置く専修学校は、①その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。②当該状況について当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価(以下「外部の識見を有する者の評価」という。)を受け、その結果を公表するように努める」こととされ、令和8年4月1日施行に向けた具体的な対応について示すことが必要になってきている。

対応の検討にあたっては、大学等では、機関による認証評価制度が導入されているが、費用や業務量の面で大学等の負担となっていると言われており、評価疲れといった指摘もある中で、中央教育審議会でも当該制度を見直す必要性が示されている。また、専修学校においては、学校法人制度や各養成指定施設等の規則等において評価・監査的活動が設定されている場合もある。

評価に係る業務が学校の過度な負担とならないよう、本ガイドラインでは、費用対効果も意識し、評価項目の重点化等を行い、学校評価を実施するにあたっての評価項目等については、基本的に踏まえなければならない事項を示すものとする。

## ■改正ガイドラインの構成

専修学校は、専門課程、高等課程、一般課程の3つの課程があり、それぞれの特性に応じた教育活動を展開している。

今般の学校教育法改正により、学校評価（自己点検評価、学校関係者評価、第三者評価）に関して、専門課程と高等課程、一般課程では法令上の規定が異なるものになっている。現ガイドラインにおいても、後期中等教育段階の高等課程と高等教育段階の専門課程では、段階を踏まえたガイドラインの策定が必要であると指摘している。

また、現ガイドラインにある「情報提供等への取組みに関するガイドライン」については学校評価との関連性はあるものの、独立したガイドラインを有することから改正ガイドラインから除くことが適切である。

上記を踏まえ、ガイドラインの構成は次のようにすることが妥当であると考ええる。

はじめに 専修学校教育の質保証・向上と学校評価

第1部 専門学校の学校評価

第2部 高等専修学校の学校評価

第3部 附属資料（評価項目例、関連法令など）

なお、一般課程については、専門課程及び高等課程の内容を参考に各学校の教育活動、学校運営の改善に向け、必要とする項目、実施方法においてそれぞれ自己点検評価等を実施し、結果の公表に取り組むことについて改正ガイドラインの冒頭文書に記述する必要がある。

## ■全般的な記述における用語の取扱

現ガイドラインでは法令等の規定から自己評価、学校関係者評価、第三者評価という用語を使用している。改正学校教育法第132条の2では専門課程には自己点検評価を義務化しているため専修学校では2つの用語が存在することになるが、改正ガイドラインでは共通的な概念として「自己点検評価」という用語を統一して使用し記述する。

小中学校の学校評価ガイドライン、また、現ガイドラインでも、第三者評価という表現を使用していること、また、学校関係者評価と区別するため、改正ガイドラインにおける学校評価の実施の形態については、自己点検評価、学校関係者評価、第三者評価という記述とする。

中長期的な計画、中期的な計画については、学校運営、教育活動全般にわたる計画として「中期事業計画」と統一して記述する。

## ■自己点検評価、第三者評価の評価項目等

改正学校教育法の公布文書では、自己点検評価の項目や外部の識見を有する者による評価の評価基準案等については、文部科学省においてガイドライン等を改正して示すとしている。

よって、自己点検評価の項目等は、今回の改正により大学と同等の項目で行うこととされていたため、現ガイドラインを踏まえつつ、協力者会議のまとめで言及している学修成果の適切な把握・可視化の観点を加える。

なお、第三者評価においては、自己点検評価の項目等及び結果を踏まえて行われるものとする。

## 2 はじめに 専修学校教育の質保証・向上と学校評価

○専修学校においては、より自由度の高い特性を考慮しつつ、当該学校で学ぶ学生、生徒が、関係業界等のニーズを踏まえた質の高い職業教育等を楽しむよう、教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、組織的、継続的な改善を図るための自律的な質保証への取組が重要となっている。

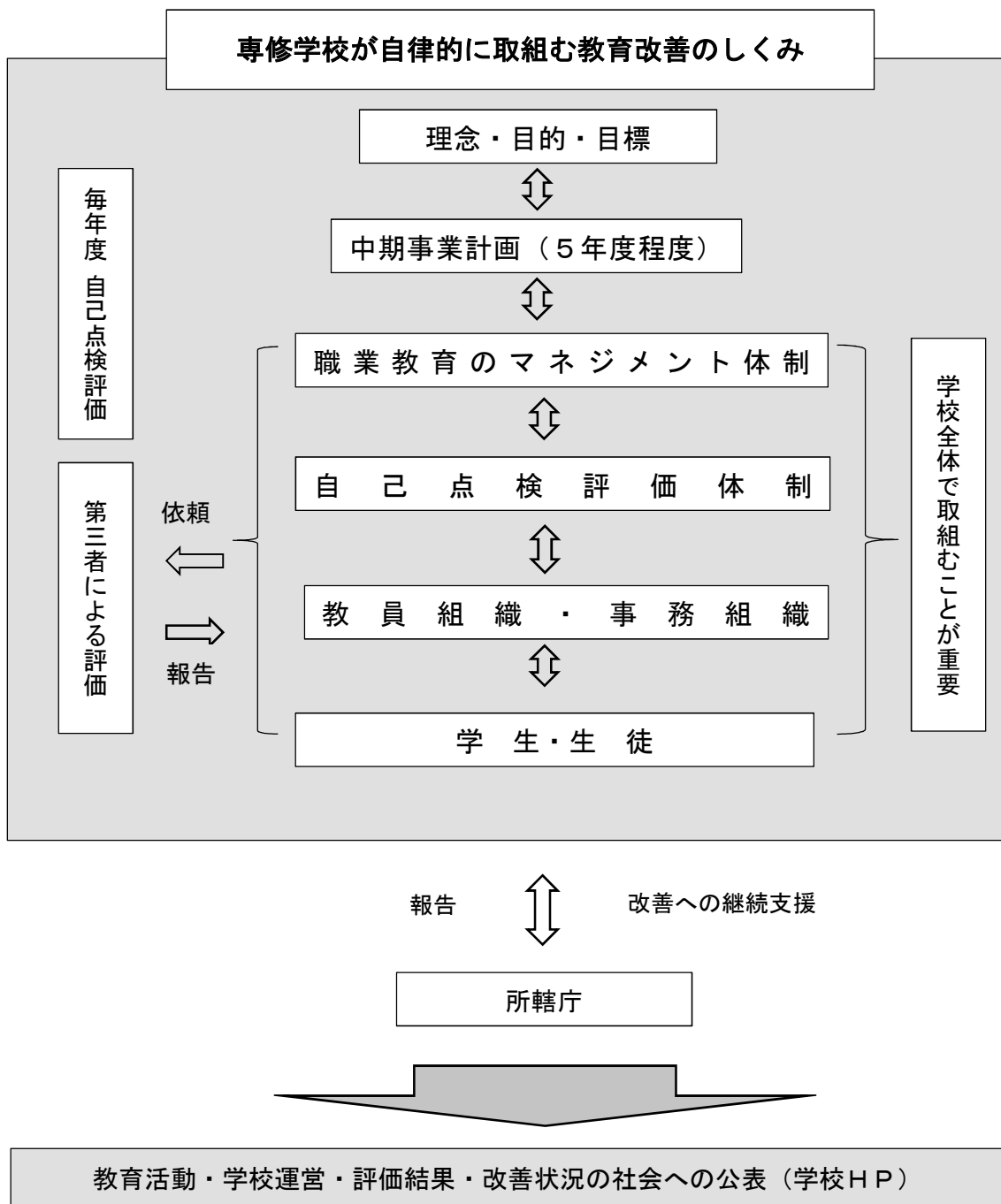
○質保証の考え方としては、関連法令に明記された最低基準としての要件や設定される評価基準に対する適合性の確保に加え、自らが意図する成果の達成や関連業界、地域等のニーズの充足といった様々な質の保証と向上に継続して取り組むことによって、父母等の関係者をはじめとする社会全般の信頼を確立することを目指すものである。

○自律的に取り組む質保証が目指すのは、各学校が掲げる理念・目的の実現である。理念・目的から育成する人材像を定め、必要な知識・技術、技能等の目標を明らかにし、学生、生徒が目標に向かって学習を進めて達成しているかどうかを組織として管理する仕組みが職業教育のマネジメントであり、学校評価は、職業教育のマネジメントが有効に機能しているかを確認するための手段であるといえる。

○一方、実践的な職業教育を中心として教育活動等を行う専修学校には、社会との関係を確立することも求められている。そのためには、育成する人材に関連した業界、団体、また、地域等の協力を得て「教育課程を編成し、授業内容・方法においても相互の課題やニーズ等を共有し、質保証の面からも実質的な連携強化を図りながら関係業界等において必要な人材育成を実現する。」という視点が重要である。

また、学校評価の実施において、積極的に専修学校団体・職能団体等や企業・関係施設等からの参画を得ることも必要である。

○さらに、各学校では、自己点検評価及び第三者評価等を定期的に行い、その結果に基づき教育活動、学校運営等の改善に継続的に取り組んでいることについて広く社会に公表することが必要である。



# 第1部 専門学校の学校評価

## 1 学校評価の目的・定義

### (1) 専門学校における学校評価の目的

○各学校で取組む自律的な教育活動等の質保証の手段として必要性を踏まえ、専門学校の学校評価は、以下の3つを目的として実施するものであり、これにより専門学校の学生が質の高い実践的な職業教育等を享受できるよう教育活動及び学校運営の改善と発展を目指すための取組として位置付ける。

#### 【学校評価の目的】

①各学校が、実践的な職業教育等を目的とした教育、組織及び運営並びに施設、設備の状況について、社会のニーズを踏まえた目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価・公表することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。

②各学校において、自己点検評価及び関係業界、関係団体など学校関係者等による評価の実施と結果公表を行うこと。

③また、外部の識見を有する者による第三者評価の実施と結果公表により、適切に説明責任を果たすとともに、学校関係者等から理解と参画を得て、地域におけるステークホルダーと専門学校との連携協力による特色ある専門学校づくりを進めること。

### (2) 学校評価に関する関連法令の規定

○専門学校の学校評価は、学校教育法等において次のように規定されている。

#### ■学校教育法（抄）

第百三十二条の二 専門課程を置く専門学校は、その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専門学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。（自己点検評価）

2 専門課程を置く専門学校は、前項に規定する状況について、当該専門学校の職員以外の者で専門学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受け、その結果を公表するよう努めるものとする。（第三者評価）

○「文部科学大臣の定めるところ」の内容については学校教育法施行規則に次のように規定されている。

#### ■学校教育法施行規則（抄）

※【参考】大学に適用している規定：学校教育法施行規則を仮置き

第百六十六条 大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

○これら法令の規定により、各学校は、次のように学校評価に取り組むことが必要となる。

- ①教職員による自己点検評価を行い、その結果を公表すること。
- ②外部の識見を有する者による評価（第三者評価）を行うとともにその結果を公表するように努めること。

### （3）学校評価の形態

○上記法令の規定等を踏まえて、専門学校における学校評価の実施方法を以下の2つの形態に整理する。

- ①自己点検評価
- ②第三者評価

### （4）学校評価の定義

#### ①【自己点検評価】

各学校の教職員が、当該学校の理念・目的、目標に照らして、自ら評価基準を設定し、学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら行う点検及び評価。また、教職員による自己点検評価に基づき実施する父母等々による学校関係者評価は、教育活動、学校運営等の改善を図る上で意義あるものとして、有機的・一体的に位置付けるものである。

#### ②【第三者評価】

自己点検評価及び学校関係者評価の実施状況を踏まえ、原則として学校とは独立した第三者組織（独立した評価機関を含む以下同）が定める評価基準に基づき、学校の教育活動、学修成果、学校運営等について、第三者組織が選任した評価者によって行われる評価。

## (5) 学校評価により期待される取組と効果

### 【学校全体での組織的な取組】

○実践的な職業教育機関としての専門学校が、社会全体の信頼を得ていく上では、学校評価を教育活動及び組織運営改善のためのPDCAサイクルの中に位置づけ、①教育水準の向上、②社会に対する説明責任、③学校評価を通じたガバナンス改善に向けた自律的な取組として組織全体で推進していくことが重要となる。

○学校評価を組織的に進めるためには、評価の目的・実施方法について基本的な考え方を基本方針として明らかにすることが必要で、学則等への明記が必要である。

### 【学校評価実施方針 策定例】

- 1 学校の教育目標、計画に沿った取組の達成状況、学校運営等への取組が適切に行われたかについて自己点検評価を行い、学校運営等の課題を発見し、実施方法等の見直しを図り、継続的な改善に取組み評価結果を公表する。
- 2 自己点検評価結果の客観性・透明性を高めるとともに、設置課程に関連する企業・団体等との間で継続した連携協力体制を確保するため、学校関係者評価を実施する。学校関係者評価は、学校評価規程に基づき、選任する業界関係者、卒業生、父母等において「学校関係者評価委員会」を組織し実施する。
- 3 当該委員会における委員の助言、意見などの評価結果を学校運営等の改善に活用する。評価結果と改善への取組は、ホームページに掲載し広く社会へ公表する。
- 4 上記自己点検評価及び学校関係者評価に加えて、第三者評価機関による評価を一定期間ごとに受審し、評価結果を公表する。

### 【継続的な改善の取組】

○自己点検評価（学校関係者評価含む）、第三者評価は、専門学校教育の水準の向上、学校運営の改善・強化を図るための手段であり、評価自体が目的ではなく、学校評価の結果を踏まえ、各学校が自らその改善に組織的かつ継続的に取組むことこそが期待されている。

また、学校評価の取組を通じて、学校として組織的に重点的に取組むべきことを適切に把握し、その伸長・改善に取組むことが期待されている。

### 【社会との連携強化】

○実践的な職業教育を行う専門学校においては、学校関係者評価を通して、設置課程に関連する企業、団体等との連携のもと、学校の現状と課題を把握し、共通理解や信頼関係を深め、学校の現状や取組を知り課題意識を共有することにより、相互の連携・協働を促し、教育内容・方法等を改善・充実に取組むことが期待されている。

○また、父母等・地域住民の学校運営への参画を促進し、共通理解に立ち地域の実情も踏まえた実効性のある学校評価を実施していくことも重要である。

### 【第三者評価の取組】

○自己点検評価（学校関係者評価を含む）の取組みに加え、第三者評価の取組みを通じて、学校が自らの状況を客観的に見ることができるようになるとともに、専門的な分析や助言によって学校の優れた取組や、学校の課題とこれに対する改善方策が明確となる。教育目的、目標に沿った教育活動、学修成果の達成、社会への人材輩出について適切になされているかどうかを確認される。これらの結果、学校の活性化や信頼される魅力ある学校づくりにつながることを期待される。

### 【学校評価を通じた教職員の資質の向上】

○学校評価を通じて、学校運営及び教育活動等に関する改善に取り組む過程で、それぞれの担当科目、担当業務、職層における業務の遂行能力が向上し、また、組織全体での課題を共有して問題解決にあたることで教職員の資質向上につながることを期待されている。

また、学校評価に係る活動において、アンケート調査等各種調査結果の手法、分析、課題の抽出、改善方法などについて教職員間での学びを深めるとともに、外部の有識者や他校との学校評価を通じた情報、経験の交流を図ることも必要である。

○さらに、各学校において、自己点検評価結果を踏まえ、教職員の資質向上のための研修の充実に向け、研修計画の策定、関連企業、団体等の連携による研修の実施に取り組むことも期待されている。

○特に経済社会が急激に変化する中で、「より先端で、高度なスキル」を付与する教育環境を整備するため、教職員と関係業界等と交流、その時代において新たに必要な技能等の修得の機会をつくるため、学校評価の結果等も踏まえつつ、教職員の企業等の現場における研修の実施など研修を充実させる必要がある。



## 2 自己点検評価の実施

### (1) 自己点検評価の基本的な考え方

○自己点検評価は、校長のリーダーシップの下で当該学校の教職員が参加し、その教育水準の向上に資するため、当該専門学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに学校運営、教育活動等の改善等に活用する自律的な取組である。

○各学校においては、実践的な職業教育に関する取組の確実な実施と充実が図られるよう、本ガイドラインに基づき、学校評価の基本方針を定め、具体的かつ明確な学校の重点目標、自己点検評価の評価項目・指標等を設定し、自己点検評価の実施計画・スケジュールなど策定の上、実施することが必要である。

### (2) 自己点検評価の項目及び指標の設定

○自己点検評価を行う上では、評価項目及び評価項目をより具体化するために評価の指標を設定することが必要となる。具体的にどのような評価項目及び指標（以下「項目等」という。）を設定するかは各学校が判断すべきことであるが、教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、学校教育法及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）並びに専門学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）にそれぞれ適合していることを確認できる項目等を設定することが基本である。

○また、項目等には、就職率、資格免許取得率など目標の設定と達成度を示す実践的な職業教育を行う専門学校としての学修成果となる具体的な指標として必要な項目等を加えることが重要である。

○本ガイドラインでは、「専門学校の評価項目・指標等の例」について、附属資料1として掲載している。

○これらの項目等はあくまでも例示にすぎないものであり、全てを網羅して取組むことを求めるものではない。学校の教育目的、教育目標の実現に向けた教育活動、学校運営が適切にマネジメントされているかを確認する手段であることを踏まえ、学校で設定した重点目標等に照らして適宜、選択し、あるいは、それぞれの特色や課題に応じて項目等を追加するなど、必要な評価項目、評価の指標を設定することが重要である。

### (3) 自己点検評価の周期（評価期間）と範囲

○自己点検評価は、各学校の実情に応じて、学校教育活動の区切りとなる適切な時期に行うことがふさわしいが、少なくとも毎年度1回は実施することは適当である。

また、中間的な評価の実施や、自己点検評価結果に基づいて学校関係者評価を実施することにより、視点を変えた改善すべき事項の発見など学校評価の精度を上げることも求められている。改善に関する取組の適切さや教育目標や各種具体的計画、評価項目・指標等の設定そのものが適切であったかどうかについても、評価の対象に含むことも必要である。

○これら定期的な自己点検評価等に限らず、日常の教育活動の中で課題等が見つかった場合、評価の実施時期にとらわれず、すみやかに改善に取り組むことが重要である。

### (4) 自己点検評価の実施体制

○自己点検評価は、学校評価の基本となるものであり、校長のリーダーシップの下、教職員全員が参加して、設定した目標や具体的計画等を共有しながら組織的に取り組むことが重要である。

また、必要に応じて、自己点検評価委員会など、学校評価を中心となって実施するための組織を校内に設けることも考えられる。学校内の評価組織については、学校規模に応じて既存組織（各種委員会、会議体など）を併用するなど各学校での工夫が必要となる。

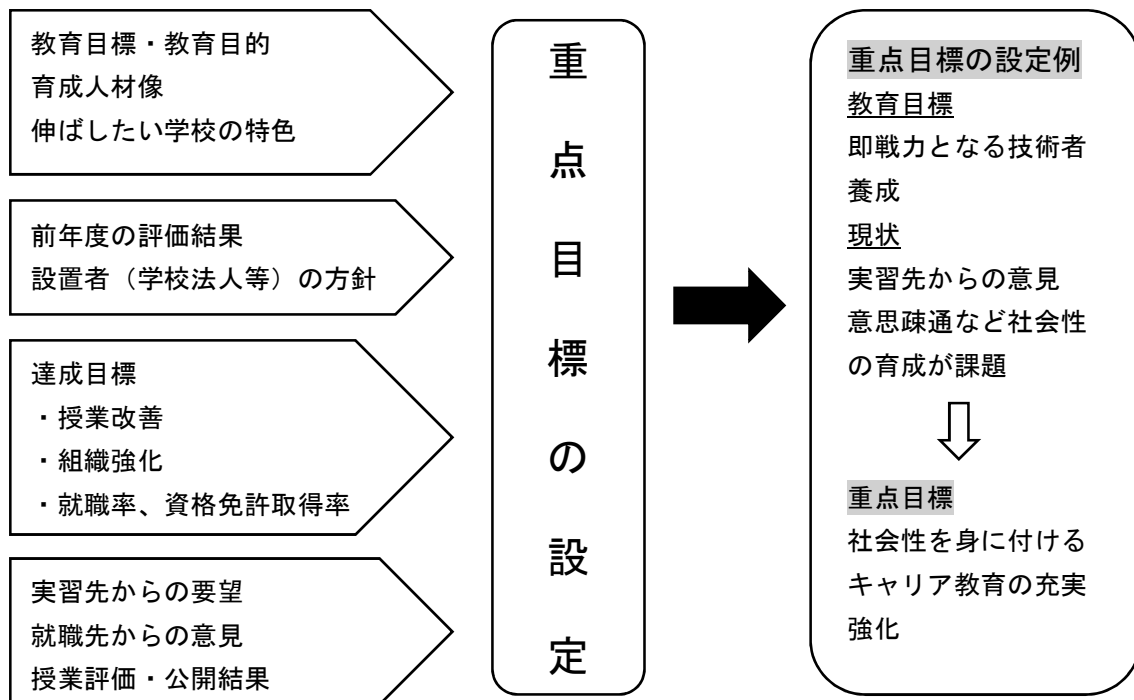
### (5) 重点項目の設定

○自己点検評価は、学校運営、教育活動等学校全体を対象とする評価を実施することが基本であるが、重点目標を設定し、評価を行うことは、各学校の目的・目標が明確になるとともに、効率的な改善活動につながる。

○重点目標は設定した重点目標等の達成に即した具体的かつ明確なものとし、教職員が意識的に取り組むことが可能なもので、自己点検評価に基づいて行う学校関係者評価の評価者や父母等が理解できるような内容であることに留意する必要がある。

○具体的にどのような重点目標を設定するかは各学校が判断すべきことであるが、各学校の教育目的・目標や教職員の共通目標、学校の置かれている実情等を踏まえて、中期事業計画等を実現するため、学校が短期的に特に重点を置いて目指したいと考える成果・特色や、取り組むべき課題について考慮して設定する。

## 重点目標の設定のイメージ



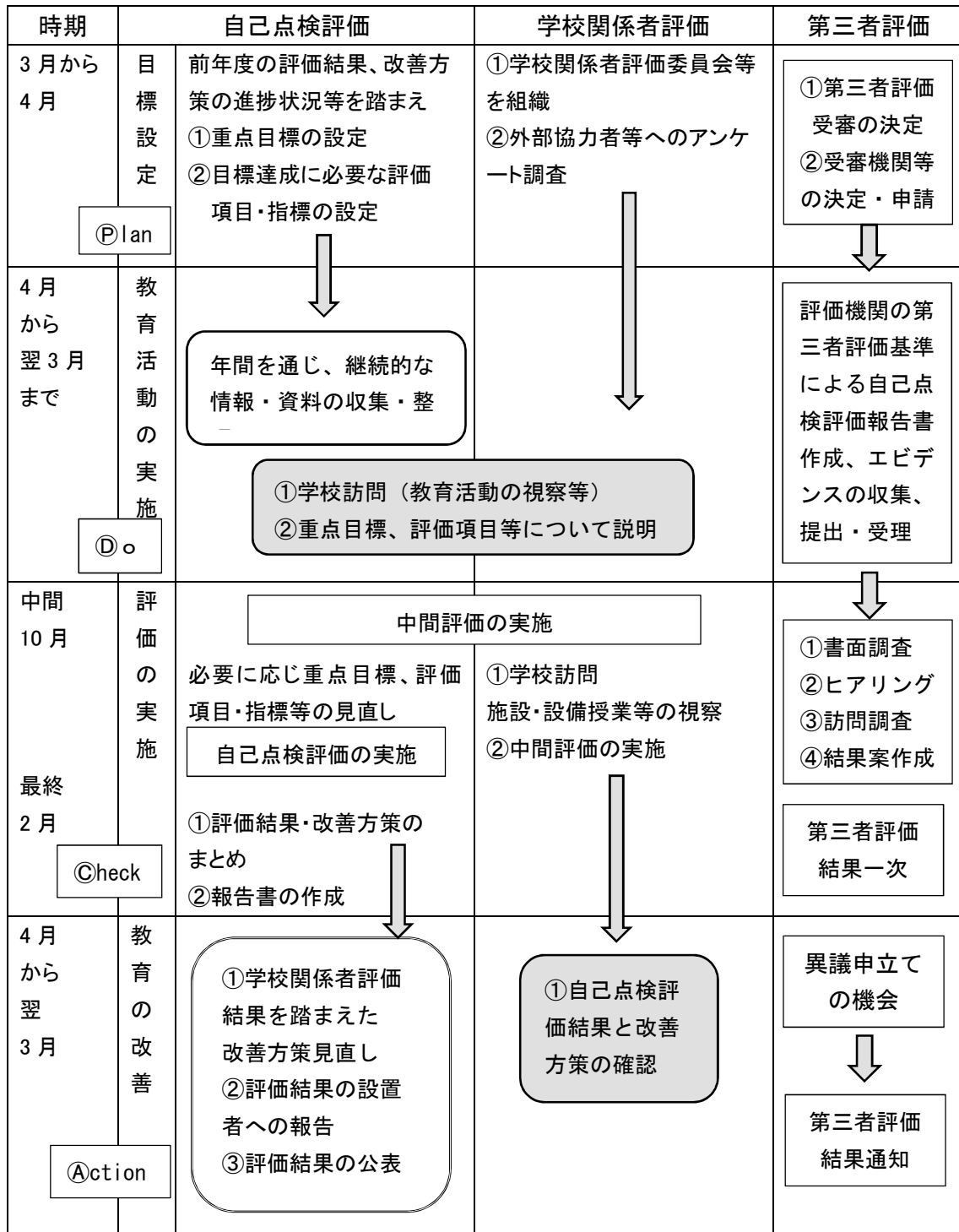
○具体的には前年度の自己点検評価等の結果及びそれを踏まえた改善方策や学生、父母等、地域住民に対するアンケート、学校関係者評価の評価者の意見、実習先の指導者の意見など学校への意見や要望、またそこから浮かび上がる課題に基づき、重点的（あるいは段階的）に取り組むことが必要な単年度などの短期的（場合によっては中期的）な目標について具体的かつ明確に定める。

### (6) 学校評価のスケジュールの作成

○自己点検評価等の学校評価の実施に際しては学校全体で取り組むことが重要であるため、学事日程等に学校評価に関するスケジュールを組み込む必要がある。

下記にイメージを示すが、スケジュールは各学校の学事日程、学校運営、設置法人などの日程に沿って策定する。評価結果を学内の計画策定に活用するための適切な時期を選んで実施することが考えられる。

学校評価の進め方のイメージ



結果の公表（学校ホームページ・書面）

## (7) 外部アンケート等の活用

### ① 外部アンケート（学生・卒業生・関係業界等対象）の活用

○専門学校における自己点検評価を行う上では、学生・卒業生、関係業界、父母等・地域住民等を対象とするアンケートや、意見交換の機会を通じ、学校に対し、どのような評価・意見・要望を持っているかを把握し、積極的に活用することは重要である。

○学生、卒業生、企業等に対する外部アンケート等を行うに当たり、学校評価のPDCAサイクルに位置づけた取組として、どのような観点（適切な評価指標等）から意見を求め、それらの結果をどのように実質的な教育活動の改善・充実につなげていくのかを明確にした上で取組むことが効果的な評価活動につながるものと考えられる。なお、アンケート等の実施に当たっては、個人情報等の扱い等に配慮する。

○専門学校の学校評価のPDCAサイクルにおいて、これらの外部アンケート等を効果的なものとして位置づけ、教育改善等に活用するため、次のような取組が期待される。

#### ■ 卒業生等調査結果の教育活動への活用

- ・卒業後のキャリア形成への効果把握（卒業時の学修成果と就職後キャリア）
- ・卒業生等の評価を踏まえた教育課程の編成・教育方法の改善など
- ・関係業界、団体との連携による卒業後の継続教育支援

#### ■ 卒業生等調査結果の教員の資質向上、教職員のマネジメント等への活用

- ・先端的な知識・技術、技能を指導できる指導力養成のための研修などの取組
- ・実務に卓越した教員の確保、教育実施組織のマネジメント改善の取組

### ② 学生、教員相互による授業評価の活用

○授業評価は、学修者が「何を学び、身に付けることができたのか」を明確にし、学修の成果を学修者が実感できる教育の実現のために不可欠なものである。

学生による授業評価は、授業評価アンケート（方法・形態・理解度等）を年に1回から複数回実施しており、その結果を科目ごとで授業内容・方法の改善に活用する学校が多くみられている。学校評価において、これらの結果を教育の成果として積極的に活用することが期待される。

また、学生による授業評価アンケートのみでは必ずしも十分とは言えないことから、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会など、授業内容・方法を改善し、学生の学習成果を向上させるための組織的な取組も各学校で行われており、それらの研究成果との関連づけることも重要である。

### ③ 卒業生に対する調査の活用

○柔軟な制度的特性を活かしつつ、企業等との密接な連携の下で、職業と関連した実践的な知識・技術、技能の修得を重視した専門学校の教育成果を測る観点から、当該学校の教育内容等と関連する分野に多く就職する卒業生のキャリア形成における評価等は学修成果の把握として重要な要素である。

○特に、卒業後の多くが在学中の学修と関係する業界、団体に就職する専門学校については、卒業生のキャリア形成の効果把握等を通じ、学校から職業生活への移行後も見据えた教育指導等に係る調査結果を活用し、学修成果を適切に把握して社会に向け可視化を図ることは、各学校の教育活動成果のアピールにつながる。

○各学校においては、卒業生に対する調査（就業・キャリアアップ等の状況、満足度、学校に対する要望、職場で求められる能力等）の結果は、教育課程編成、教育方法への反映・改善に活用することができる。また、教員の資質向上に向けた研修、業界、団体との人事交流等の取組、就職支援等へ積極的に活用することが期待される。

### (8) 継続的な情報・資料の収集・整理

○目標等の達成状況を把握し、また、学校の状況を客観的に示す上で、学校運営に関する様々な情報・資料を継続的に収集し整理することが重要である。各学校においては、これらの情報・資料を日常的・組織的に収集・整理し、教職員間で共有するとともに、自己点検評価の実施や地域住民、関係業界等に対する情報提供等に適切に活用することが期待される。なお、個人情報保護のため、情報・資料の管理を徹底することが重要である。

○各学校は、PDCAサイクルにおける様々な取組（授業改善の取組、学校行事、各種アンケート結果、研修・校内研究の状況、また、中間的な自己点検評価の結果など、様々な取組が考えられる）について、随時、学校見学会の実施、刊行物やホームページ等を通じて広く公表することが必要である。このように日頃から学校を開かれたものとするための努力が、広く関係業界、団体、父母等・地域住民等からの理解促進や連携・協力を得るきっかけになることが期待できる。

○また、学校公開を実施した際に、参加者対象のアンケートを実施する等により、学校の取組についての関係業界、団体、父母等・地域住民等からの意見や要望を把握し、今後の取組みや自己点検評価に活用することも考えられる。

## (9) 自己点検評価結果のまとめ

○自己点検評価の結果は、内部及び外部への公表などに備えて報告書にとりまとめる。その際、自己点検評価結果の報告書には、重点目標やその達成状況及び取組みの適切さ等の評価結果や分析に加え、それらを踏まえた今後の改善方策について、簡潔かつ明瞭に記述する。

○各学校は、学生、教職員の個人情報保護や安全確保に留意して、報告書に記述する必要がある。情報・資料と、非公表とすることがふさわしい情報・資料を区分することは重要である。

## (10) 評価結果と改善方策に基づく取組

○学校評価は、結果である報告書の作成自体が目的化するという「評価のための評価」となることなく、今後の改善につながる実効性ある取組みとすることが重要である。

○各学校は、自己点検評価の結果を受けて、適宜改善を図るための具体的な取組みに活用する。

さらに、自己点検評価の結果について評価する学校関係者評価や、第三者評価の結果を踏まえ、自己点検評価及び今後の改善方策について見直しを行い、それを今後の目標設定や改善の取組みに反映させることが期待されている。

## (11) 学校関係者評価の実施

○専門学校の学校関係者評価は、従来、法令上、努力義務とされていたが、令和6年6月14日公布における学校教育法改正（施行は、令和8年4月1日）により、法令上の適用はされなくなった。

○しかしながら、職業実践専門課程の認定要件及び高等教育の学修支援新制度の機関要件となっており、各学校の自主的、自律的な質保証のしくみの中で自己点検評価と一体的に行うこととして位置づけ、引き続き実施を行うことは、意義のあることである。

### 3 学校評価結果の公表と設置者（学校法人等）による支援

#### (1) 学校評価結果の公表

○専門学校は、学校評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策と併せて、学校のホームページや出版物への掲載、父母等を対象とした説明会において報告するなどの方法により、広く社会に向けて公表、周知することが必要である

○学校評価の結果を公表することは、各専門学校の現状、目標と成果、課題や改善方策を関連する企業、団体、地域等に周知し、今後の改善等への取組に向けて、理解や連携協力を求めていくための重要な手段（ツール）でもある。

○このことから、評価結果及びそれを踏まえた今後の改善方策の公表に当たっては、その受け手として想定される対象に合わせて適宜公表する内容等を工夫する必要がある。

#### (2) 評価結果等の設置者（学校法人等）への報告と支援

○各専門学校の学校評価の結果を踏まえ、各学校が自らその改善に取り組むとともに、評価の結果を学校の設置者等に報告することにより課題意識を共有することが重要である。設置者には、学校評価結果を踏まえ、円滑な学校運営が図られるよう中期事業計画等への位置づけなど、設置校に対して適切な支援を行うことが求められている。

○設置者（学校法人等）は、各専門学校から提出された評価結果の報告書をもとに、各学校の自己点検評価をはじめ学校評価が適切に行われたかどうかなど、学校評価のPDCAサイクルが適切に機能しているかどうかを検証し、学校評価を通じた学校運営の改善が円滑に進むよう必要な指導・助言を行う。

○設置者（学校法人等）は、各学校の評価結果の報告書に示された学校の特色や課題に向けた取組状況、また、学校訪問や校長からの意見聴取等により、各専門学校の教育活動その他の学校運営の状況を把握し、その状況や必要性を踏まえた具体的な支援を行い、学校の改善への取組みを促進させる役割を十分に果たすことが必要である。

○設置者（学校法人等）は、上記の指導・助言の実施に当たって、必要に応じ、学校訪問や教職員、学生、父母等、地域住民、学校関係者評価委員会等からの意見聴取を行うことも考えられる。



○また、学校の努力のみでは、父母等以外の評価者の確保が困難な場合も予想される。設置者（学校法人等）において数校をまとめた学校関係者評価のための委員会の組織や、評価者の候補者リストを作成するなどの工夫が望まれる。

○また、設置者（学校法人等）は、報告書に示された評価結果について、自らのこれまでの設置管理の取組に対する評価と受け止め、中期事業計画の策定や経営計画の改善を目指すことも重要である。

## 4 第三者評価の実施

### (1) 専門学校における第三者評価

○専門学校における第三者評価への取組みについては、これまで、法令での規定はなく、制度的な整備がなされていない中でも、関係業界、専門学校団体・関係団体等との連携・協力により、専門学校を対象とした第三者評価を行う民間機関を活用するなどして、各学校が任意で第三者評価を受審する状況がみられていた。

○令和6年1月24日、専門学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議「実践的な職業教育機関としての専門学校の教育の質保証・向上と振興に向けて」のまとめでは、外部の識見を有する者による評価の導入の必要性などについて、質保証の取組の進展や、教育の質の保証の観点から、教育内容や学校運営に関し外部の意見を踏まえて改善につなげることは重要であることから、全ての専門学校に対して外部の者による評価を入れることが本来望ましいとされた。

○しかしながら、専門の評価機関による厳格な評価を一律に義務化することについては、実態に照らすと、直ちに実現できるものではない。このため、大学と同様の厳格な認証評価は義務付けないものの、専門学校に対し、外部の識見を有する者による評価を努力義務として求めることが考えられるとされた。

○このような状況を踏まえ、学校教育法が改正（令和6年6月14日公布）され、専修学校のうち、専門課程を置くいわゆる専門学校には、大学と同等の項目での自己点検評価を義務付けるとともに、外部の識見を有する者による評価を受けることが努力義務として定められた。同改正学校教育法は、令和8年4月1日に施行される。

○実践的な職業教育を目的とする専門学校の特性を踏まえ、専修学校関係団体等との連携により、外部の専門家等による第三者評価を受けることは専門学校自らの状況を客観的に見直す機会として捉え、専門的な分析や社会経済のニ

ズを踏まえた助言を受けつつ、学校の優れた取組みを促進させるとともに、教育活動等の改善・充実など更なる学校の活性化が図られることが期待される。

## (2) 第三者評価の目的

○第三者評価の目的は、第三者組織が定める評価項目・基準に基づき、第三者組織が選任する評価者が学校の教育活動、学修成果、学校運営等について、評価し、結果を公表することを通じて、質を保証することにある。

○また、第三者評価結果において改善事項、是正事項を示すことにより、当該専門学校における教育活動、学修成果、学校運営等の改善・向上に関する取組を促進することも期待されている。

○さらに、第三者評価結果を第三者評価組織及び当該専門学校からそれぞれ公表することを通して、専門学校における実践的な職業教育の学修成果における特長を提示し、学校が社会に対して説明責任を果たすことへの支援ともなる。

## (3) 第三者評価の機能・役割

○専門学校の課題等を正確に把握するためには、一定の期間を設け学校の教育活動、学校運営等について幅広く全体をとらえた評価を行うことが必要である。第三者評価は、自己点検評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から客観的な評価を行うことが役割となっている。

○第三者評価を専門学校が自らの状況を客観的に見直す機会（自己点検評価では発見できない改善点等の指摘など）として捉え、第三者評価結果において示された改善事項、是正事項に取り組むことは、学校における教育活動、学修成果、学校運営等の改善・向上に関する取組を促進させる第三者評価の重要な機能といえる。

また、評価結果の公表を通じて、社会の理解と支持を得ること、さらに、職業教育のステークホルダーとの協同関係の向上に資することも期待されている。

## (4) 学校関係者評価と第三者評価の相違点

○学校関係者評価も外部の評価者が行う評価であるが、自己点検評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策について評価することが基本であり、あくまでも、自己点検評価を補完する機能としての役割を担うものである。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による高等教育に関する質保証関

係用語集では、評価者及び評価項目が学校により選定されるものは、「外部評価」とされている。

○一方、第三者評価は、第三者組織が選定した評価者及び評価項目等によって行われるもので、学校関係者評価と第三者評価は、客観性、公平性、透明性の観点から区別されるものである。

#### (5) 第三者評価として必要な項目等の要件

○今回の学校教育法改正の趣旨は、教育の質の保証を図るための措置であり、専門課程を置く専門学校に「教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について」自己点検評価を行うことを義務付けるとともに、外部の識見を有する者による評価の努力義務化を定めるものである。

○大学等では、施行規則等において、自己点検評価を行うためには、「教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について」の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに適当な体制を行うものと規定されている。

○また、大学等の認証評価の基準、項目は、「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」に規定がある。

○大学等の認証評価制度のように法律上の規定が根拠の第三者評価ではないが努力義務化の規定に基づく専門学校の第三者評価の実施に当たっても、第三者評価で確認する基準、項目、評価実施体制について、第三者評価結果の信頼性に係る評価精度の質を保証する一定の要件を定める必要がある。

○このことから、大学等の認証評価に関する基準規定を参考に専門課程における第三者評価の要件等として必要な要件を次のように示す。

なお、次に示す要件は、教育内容に関する取組と支える組織基盤について重点的に評価を行うことを前提とした基本的な基準であり、評価項目、基準等について、各評価機関等において第三者評価の趣旨を踏まえた精度の高い評価を実現するための創意工夫が望まれる。

#### 【専門学校における第三者評価に必要な要件】

事 項	内 容
評価基準として必要な項目等	自己点検評価や学校関係者評価の実施状況を踏まえ、教育活動、学修成果等に重点的に評価する項目を基本とする。
	学校教育法及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）並びに専門学校設置基準（昭和五十一年）文部省令第

	<p>二号) に、それぞれ適合していることが確認できる項目を定めていること。</p> <p>評価の対象となる専門学校における特色ある教育活動の進展に資する観点からの項目を定めていること。</p> <p>「教育活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。」について評価を行うことにしていること。</p> <p>所轄庁及び関係機関において、認可、届出に関する是正又は改善に関する所轄庁及び関係機関の意見に対して講じた措置を把握することとしていること。</p> <p>上記を踏まえ具体的には次の項目を定めていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育理念・教育目的及び目標に関すること。</li> <li>・教育理念、教育目的、目標の実現に向けた具体的な内容を位置付けた中期事業計画の策定と財務基盤の確保に関すること。</li> <li>・学校運営において職業教育に関するマネジメント（教育の企画・設計・運営等）の体制に関すること。</li> <li>・教育上の基本となる組織（教育実施組織等）に関すること。</li> <li>・教育課程、教育の実施に関すること。</li> <li>・施設及び設備に関すること。</li> <li>・成績評価、卒業の認定に関する方針に関すること。</li> <li>・入学者の受入れに関する方針、学生募集、収容定員の管理に関すること。</li> <li>・学生支援（就学、資格取得、進路等）に関すること。</li> <li>・学修の成果に関すること。（進路全般に関することを含む。）</li> <li>・教育活動等の状況に係る情報の公表に関すること。</li> <li>・実践的な職業教育に向けた関係企業・団体等との連携による教育の実施に関すること。</li> </ul> <p>上記に掲げるもののほか、教育活動等に関すること。</p>
項目、基準の策定・公表	<p>専修学校における学校評価ガイドラインに準拠していること</p> <p>評価項目、基準は公表されていること。</p> <p>評価項目、基準を定め、又は変更するに当たっては、関連職業団体関係者等の意見聴取を行っていること。</p> <p>評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。</p>
評価期間	評価期間は5年とする。
評価方法	<p>評価方法について、当該専門学校の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの及び高等学校、地方公共団体その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。</p>

	<p>評価方法に、専門学校が自ら行う自己点検評価報告書等の書面調査のみでなく、ヒアリング訪問調査の実施など学校運営、学修成果、教育活動等の実態に即した評価方法により評価が実施されていること。</p> <p>評価結果について対象専門学校からの意見の申立ての機会を設けていること。</p>
評価組織(機関)	<p>評価組織は、実施する第三者評価の目的等、基本的な方針を明確にし、評価基準等を定め、客観性、公平性、公正性を備えた第三者評価実施体制により第三者評価を実施していること。</p> <p>評価組織は、第三者評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)で、法人運営等について第三者評価組織(機関)のホームページ等で公表していること。</p>
実施体制	<p>第三者評価の公正かつ的確な実施を確保するために必要な複数の評価者により構成された評価部会等の評価実施体制が整備されていること。</p>
評価者	<p>当該専門学校の教員及びそれ以外の者であって、専門学校の教育活動等に関し識見を有するものを評価者としていること。</p> <p>対象専門学校が設置する課程に係る分野に関する関連業界、団体等の関係者、又は、実務の経験を有するものを評価者としていること。</p> <p>評価者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。</p>
評価結果	<p>第三者評価結果を対象の学校に通知するとともに、第三者評価組織(機関)、対象学校のホームページ等で公表すること。</p> <p>第三者評価の対象とした自己点検評価報告書について上記と同様に公表すること。</p>

## (6) 評価結果と改善課題方策に基づく継続的な取組

○第三者評価結果の適不適、改善課題への指摘への対応は、評価機関ごとに対応が定められ、ヒアリング、改善報告、公表等が受審に際してルール化され、評価機関(組織)と学校の継続したやり取りは、継続的な改善・向上を支援する評価、透明性の高い評価が実現することになる。

○第三者評価は、外部の意見を踏まえた改善のしくみとして、質保証の観点から不可欠な取組として大学等には文部科学大臣が認証した認証評価機関の評価を定期的に受けることが義務付けられている。認証評価は、結果についての改善、是正措置など評価期間を通した認証評価機関によるフォローアップが実施され、継続した改善への支援も行っている。

## 5 機関別評価と分野別評価

○評価の単位には学校を単位とする機関別評価と学問分野、職能単位の評価を行う分野別評価がある。大学等における認証評価では、機関別評価の認証評価を7年ごと、専門職大学等及び専門職大学院においては専門分野（設置課程ごと）の分野別認証評価を5年ごとに受審することが義務付けられている。

○分野別評価は、専攻分野等の目標に照らした教育プログラムが目標とする学修成果を達成しているかについて重点的に評価を行うものである。

○実践的な職業教育を行う専門学校の第三者評価においては、職業分野、職種分野ごとの教育目標達成に向けた教育活動等に関する状況を確認する第三者評価は、重要な評価で、養成指定施設として位置付けられている学校団体等では、既に具体的な取組みがなされている。

○柔道整復師養成プログラムの分野別評価を行う「柔道整復教育評価機構」では養成施設における教育活動評価について、学校の負担等を考慮して、学校全体を評価する機関別評価と統合して行う評価方法を工夫して実施をしている。

○分野別評価の実施には関連企業、業界団体等の協力が不可欠で、職業実践専門課程では、教育課程編成、実習など教育方法、学校関係者評価における企業等の連携が要件化されており、第三者評価の実施においても同様の連携体制の確保が必要となる。

○分野別評価と機関別評価は、機能と役割を踏まえた検討がさらに必要で、専門職大学、専門職大学院における実施状況も参考にしながら、専門学校におけるそれぞれの評価の実施方法について、評価機関における評価実績も踏まえ、効率性、合理性などの観点で検討を継続することが必要である。

## 第2部 高等専修学校の学校評価

### 1 学校評価の目的・定義

#### (1) 高等専修学校における学校評価の目的

○高等専修学校は、中学校卒業者を対象とした高等課程を設置する専修学校で、柔軟な制度特性を活かした特色ある教育を展開している。

その教育内容は、実践的な職業教育をはじめ、特定分野でのスペシャリストを養成するもの、また、社会での自立に向けた個に応じた教育を行うもの（以下「実践的な職業教育等」という。）など、後期中等教育段階における生徒の多様な学びを提供する場となっている。

○上記の特徴を有する高等専修学校において、生徒がより良い教育活動等を受容できるよう各学校において自主的に教育活動等の成果を点検・検証し、必要な改善を継続的に行って、教育活動、学校運営の発展を目指し、教育水準の向上と質の保証を図ることは、重要である。

○また、父母等々の学校関係者に対して、学校が適切に説明責任を果たすとともに、学校の状況に関する共通理解を持つことによる相互の連携協力の促進は、生徒の育成にとって不可欠な要素として、大いに期待されている。

○さらに、各学校において、教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校及び設置者（学校法人等）と協働して学校運営の改善を図ることが求められており、そのためには、評価結果等は、設置者（学校法人等）に対して、報告等を行うとともに、広く社会に対して公表することが必要である。

○高等専修学校における教育は、社会の変化や経済の動向を的確にとらえ、今後の様々な分野における産業の担い手や後継者を育成するための教育、多様な個性のある生徒の自立を支える教育、演劇、音楽、ダンス、デザインなど、才能や高い技術力を身につけ夢の実現に向けた教育など多様な特性を有している。学校評価を行う上では、こうした特性を十分踏まえて実施することが必要である。

○以上のような高等専修学校の特性、学校評価の必要性を踏まえ、高等専修学校の学校評価は、以下の2つを目的として実施するものであり、これにより高等専修学校の生徒が質の高い実践的な職業教育等を受容できるよう教育活動及び学校運営の改善と発展を目指すための取組として位置付ける。

## 【学校評価の目的】

①各学校が、実践的な職業教育等を目的とした教育活動その他の学校運営について、社会のニーズを踏まえた目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価・公表することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。

②各学校において、自己点検評価結果について、父母等、関係業界・団体等、地域住民など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、父母等、関係業界、地域住民等から理解と参画を得て、学校・父母等・地域の連携協力による特色ある学校づくりを進めること

## (2) 学校評価に関する関連法令の規定

○高等専修学校の学校評価は、学校教育法等に次のように規定されている。

### ■学校教育法（抄）

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第四十三条 小学校は、当該小学校に関する父母等及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

### ■学校教育法施行規則（抄）

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の父母等その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するも



のとする。

※これらの規定は、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校（専門課程を除く）、各種学校に、それぞれ準用する。

[学校教育法第 133 条、学校教育法施行規則第 189 条等]

○これら法令の規定により、各学校は、次のように学校評価に取り組むことが必要となる。

- ①教職員による自己点検評価を行い、その結果を公表すること。
- ②生徒の父母等その他の当該高等専修学校の教育活動等の関係者（当該高等専修学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。
- ③自己点検評価の結果・学校関係者評価の結果を設置者（学校法人等）に報告すること。

### **(3) 学校評価の形態**

○上記法令の規定等を踏まえて、高等専修学校における学校評価の実施方法を以下の 3 つの形態に整理する。

- ①自己点検評価
- ②学校関係者評価
- ③第三者評価

### **(4) 学校評価の定義**

#### **①【自己点検評価】**

各学校の教職員が、当該学校の理念・目的、目標に照らして、自ら評価項目、基準を設定し、学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら行う点検及び評価。

#### **②【学校関係者評価】**

生徒・卒業生、関係業界・団体、専修学校団体・関係団体、中学校・高等学校等、父母等・地域住民等の学校関係者から学校自らが選任した委員により構成された評価委員会等が、自己点検評価の結果について評価することを基本として行う評価。

教職員による自己点検評価と父母等学校関係者による学校関係者評価は、教育活動、学校運営等の改善を図る上で不可欠のものとして、有機的・一体的に位置付けるものである。

### ③【第三者評価】

学校とは独立した第三者組織が定める評価項目・基準に基づき、学校の教育活動、学修成果、学校運営等について、第三者組織が選任した評価者によって行われる評価。高等専修学校については、第三者評価に関する法令上の規定はないが、学校評価全体の透明性、客観性、専門性の確保・充実に資する観点から推奨するもので、学校において必要であると判断した場合に取り組むものである。

## (5) 学校評価により期待される取組と効果

### 【学校全体での組織的な取組】

○実践的な職業教育等を行う高等専修学校が、社会全体の信頼を得ていく上では、学校評価を教育活動及び学校運営改善のためのPDCAサイクルの中に位置づけ、①教育水準の向上、②社会に対する説明責任、③学校評価を通じたガバナンス改善に向けた自律的な取組として組織全体で推進していくことが重要となる。

○学校評価を組織的に進めるためには、評価の目的・実施方法について基本的な考え方を基本方針として明らかにすることが必要で、学則等への明記が必要である

### 【学校評価実施方針 策定例】

- 1 学校の教育目標、計画に沿った取組の達成状況、学校運営等への取組が適切に行われたかについて自己点検評価を行い、学校運営等の課題を発見し、実施方法等の見直しを図り、継続的な改善に取組み評価結果を公表する。
- 2 自己点検評価結果の客観性・透明性を高めるとともに、設置課程に関連する企業・団体等との間で継続した連携協力体制を確保するため、学校関係者評価を実施する。学校関係者評価は、学校評価規程に基づき、選任する業界関係者、卒業生、父母等において「学校関係者評価委員会」を設置し実施する。
- 3 当該委員会における委員の助言、意見などの評価結果を学校運営等の改善に活用する。評価結果と改善への取組は、ホームページに掲載し広く社会へ公表する。

### 【継続的な改善の取組】

○自己点検評価、学校関係者評価、第三者評価は、専修学校教育の水準の向上、学校運営の改善・強化を図るための手段であり、評価自体が目的ではなく、学校評価の結果を踏まえ、各学校が自らその改善に組織的かつ継続的に取り組むことこそが期待されている。

また、学校評価の取組みを通じて、学校として組織的に重点的に取り組むべきことを適切に把握し、その伸長・改善に取り組むことも期待されている。

#### 【社会との連携強化】

○高等専修学校においては、学校関係者評価を通して、父母等・地域住民の学校運営への参画を促進し、共通理解に立ち地域の実情も踏まえた実効性のある学校評価を実施していくことも重要である。

○各学校の目的に応じて多様な生徒を受け入れている高等専修学校においては、職業教育に関連する業界団体等との連携も必要である。

○また、生徒の障害や発達の段階等に対応した専門的な教育を行っている学校においては、継続している小中学校、医療・福祉等関係機関との連携等について、多様な生徒の実態等を踏まえた対応が必要である。

#### 【第三者評価の取組】

○自己点検評価、学校関係者評価の取組みに加え、第三者評価に取り組むことは、学校が自らの状況をより客観的に見るようになることとともに、学校全般にわたって、専門的な分析や助言によって学校の優れた取組、学校の課題とこれに対する改善方策が明確となる効果がある。

○さらに、学校運営が適切になされているかどうか確認することができる。これらの結果、学校の活性化や信頼される魅力ある学校づくりにつながることを期待される。

#### 【学校評価を通じた教職員の資質の向上】

○学校評価を通じて、学校運営及び教育活動等に関する改善に取り組む過程で、それぞれの担当業務、職層における業務の遂行能力が向上し、また、組織全体での課題を共有して問題解決にあたることで教職員の資質向上につながることを期待されている。

○また、学校評価に係る活動において、アンケート調査等各種調査結果の手法、分析、課題の抽出、改善方法などについて教職員間での学びを深めるとともに、外部の有識者や他校との学校評価を通じた情報、経験の交流を図ることも必要である。

○さらに、各学校においては、専門学校の自律的、継続的な質保証・向上を図る

ため、職業教育のマネジメントの改善を図る観点から、教職員の直接的な質的向上のための取組みについて、自己点検評価を行い、評価結果等を踏まえ、研修の充実に向け、研修計画の策定、関連企業、団体等の連携による研修の実施に取り組むことも期待されている。

○特に経済社会が急激に変化する中で、「より先端で、高度なスキル」を提供出来る教育環境をつくるため、教職員と関係業界等と交流や、その時代において新たに必要な技能等の修得が図れる機会をつくるため、学校評価の結果等も踏まえつつ、教職員の企業等の現場における研修の実施など研修を充実させる必要がある。

## 2 自己点検評価の実施

### (1) 自己点検評価の基本的な考え方

○自己点検評価は、校長のリーダーシップの下で当該学校の教職員が参加し、その教育水準の向上に資するため、当該高等専修学校の教育活動及び学校運営等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに学校運営、教育活動等の改善等に活用する自律的な取組である。

○各学校においては、実践的な職業教育等に関する取組の確実な実施と充実が図られるよう、本ガイドラインに基づき、学校評価の基本方針を定め、具体的かつ明確な学校の重点目標、自己点検評価の評価項目・指標等を設定し、自己点検評価の実実施計画・スケジュールなど策定の上、実施することが必要である。

### (2) 自己点検評価の項目・指標の設定

○具体的にどのような評価項目・指標等を設定するかは各学校が判断すべきことであるが、教育活動、学校運営等について、学校教育法及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）並びに専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）にそれぞれ適合していることを確認できる項目を設定することが基本である。

○評価項目には、実践的な職業教育等を行う高等専修学校として、それぞれの設置している課程に応じて、キャリア教育（進路指導）や就職率など具体的な指標など評価の視点として必要な項目を加えることも考えられる。

○自己点検評価を行う上では、評価項目には具体的に評価の対象となる内容、視点、指標の設定が必要となる。

○本ガイドラインでは、「高等専修学校の評価項目・指標等の例」について、附属資料2として掲載している。

○これらの視点はあくまでも例示にすぎないものであり、全てを網羅して取組むことを求めるものではない。各学校では、その設定した重点目標等に照らして適宜、選択し、あるいは、それぞれの特色や課題に応じて追加するなど、必要な評価項目・指標等を設定することが重要である。

### (3) 自己点検評価の周期（評価期間）

○自己点検評価は、各学校の実情に応じて、学校教育活動の区切りとなる適切な時期に行うことがふさわしいが、少なくとも毎年度1回は実施することが適当である。また、中間的な評価を実施したり、自己点検評価結果について学校関係者評価を実施することにより、重点目標、評価項目・指標等をより適切なものに見直すことができる。教育目標、中期事業計画や各種具体的計画の適否に加え、評価項目・指標等の設定そのものが適切であったかどうかについても、評価の対象に含まれることとする。

○これら定期的な自己点検評価等に限らず、日常の教育活動の中で課題等が見つかった場合、評価の実施時期にとらわれず、すみやかに改善に取り組むことが重要である。

### (4) 自己点検評価の実施体制

○自己点検評価は、学校評価の基本となるものであり、校長のリーダーシップの下、教職員全員が参加して、設定した目標や具体的計画等を共有し組織的に取り組むことが重要である。また、必要に応じて、自己点検評価委員会など、学校評価を中心となって実施するための組織を校内に設けることも考えられる。学校内の評価組織については、学校規模に応じて既存組織（各種委員会、会議体など）を併用するなど各学校での工夫が必要となる。

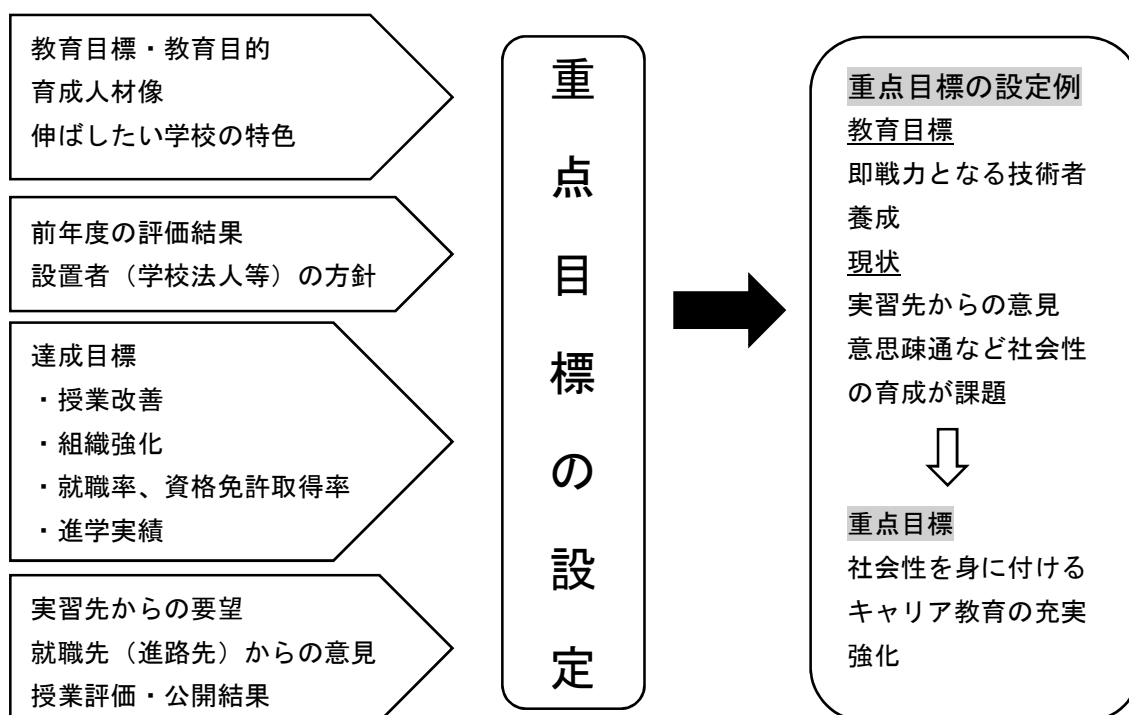
### (5) 重点目標の設定

○自己点検評価は、学校運営、教育活動等学校全体を対象とする評価を実施することが基本であるが、重点目標を設定し、評価を行うことは、各学校の目的・目標が明確になるとともに、効率的な改善活動につながる。

○重点目標は設定した重点目標等の達成に即した具体的かつ明確なものとし、教職員が意識的に取り組むことが可能なもので、学校関係者評価の評価者や父母等が理解できるような具体的な内容であることに留意する必要がある。

○具体的にどのような評価項目・指標等を設定するかは各学校が判断すべきことであるが、各学校の教育目的・目標や校長をはじめ教職員の目指す理想、学校の置かれている実情等を踏まえて、中期事業計画を敷衍（ふえん）して学校が短期的に特に重点を置いて目指したいと考える成果・特色や、取り組むべき課題について考慮して設定する。

### 重点目標の設定のイメージ

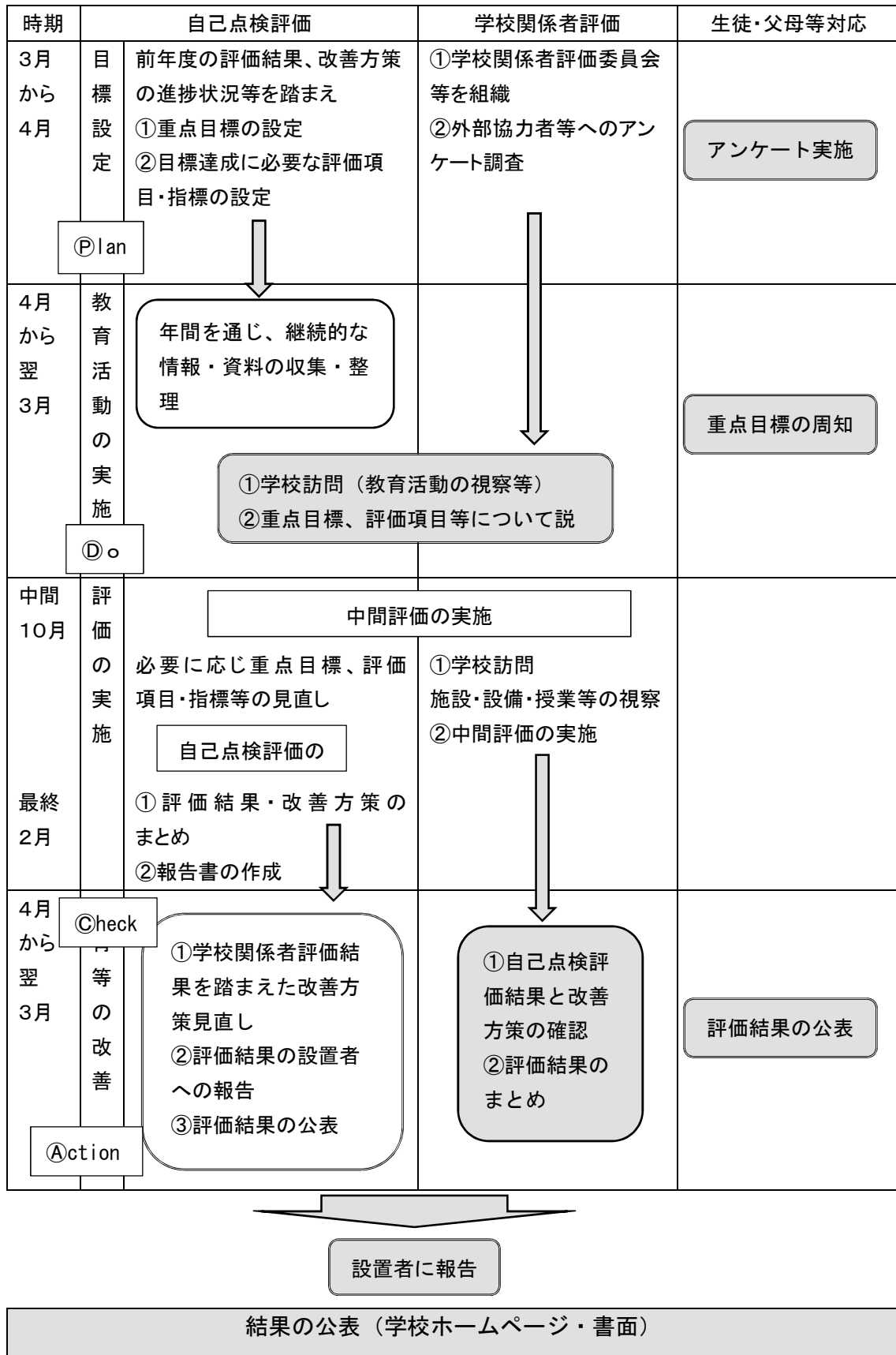


○具体的には前年度の学校評価の結果及びそれを踏まえた改善方策や生徒、父母等、地域住民に対するアンケート、学校関係者評価の評価者の意見、実習先の指導者の意見など把握した学校への意見や要望、またそこから浮かび上がる課題に基づき、重点的（あるいは段階的）に取り組むことが必要な単年度などの短期的（場合によっては中期的）な目標について具体的かつ明確に定める。

### (6) 学校評価のスケジュールの作成

○自己点検評価等の学校評価の実施に際しては学校全体で取り組むことが重要である。そのため、学事日程等に学校評価に関するスケジュールを組み込むことが必要である。下記にイメージを示すが、スケジュールは各学校の学事日程、学校運営、設置法人などの日程に沿って策定する。

学校評価の進め方のイメージ



## (7) 外部アンケート等の活用

### ① 外部アンケート（生徒・卒業生・父母等対象）の活用

○専修学校における自己点検評価を行う上では、生徒・卒業生、父母等・地域住民等を対象とするアンケートや、意見交換の機会を通じ、学校に対し、どのような評価・意見・要望を持っているかを把握することは重要である。

○生徒・卒業生、就職等進路先、父母等・地域住民等から寄せられた具体的な意見・要望についての把握は、アンケート等の結果を積極的に活用する。

○生徒、卒業生、企業等に対する外部アンケート等を行うに当たり、学校評価のPDC Aサイクルに位置づけた取組として、どのような観点（適切な評価指標等）から意見を求め、それらの結果をどのように実質的な教育活動の改善・充実につなげていくのかを明確にした上で取組むことが効果的な評価活動につながるものと考えられる。なお、アンケート等の実施に当たっては、個人情報等の扱い等に配慮する。

○高等専修学校の学校評価のPDC Aサイクルにおいて、これらの外部アンケート等を効果的なものとして位置づけ、教育改善等に活用するため、次のような取組が期待される。

#### ■ 卒業生等調査結果の教育活動への活用

- ・卒業後のキャリア形成への効果把握（学修成果と進路先でのキャリア）
- ・卒業生等の評価を踏まえた教育課程の編成・教育方法の改善など
- ・就職先等関係業界との連携による卒業後の継続教育支援

#### ■ 卒業生等調査結果の教員の資質向上、教職員のマネジメント等への活用

- ・先端的な知識・技術・技能を指導できる指導力養成のための研修などの取組
- ・実務に卓越した教員の確保、教育実施組織のマネジメント改善の取組

### ② 生徒、教員相互による授業評価の活用

○生徒による授業評価については、授業評価アンケート（方法・形態・理解度等）を実施し、その結果を科目ごとで授業内容・方法の改善に活用する学校もある。学校評価において、これらの結果を積極的に活用することが期待される。

また、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会など、授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組も各学校で行われており、それらの研究成果との関連づけることも重要である。



### ③ 卒業生に対する調査の活用

○卒業生に対する、授業、課外活動等に関する満足度調査、卒業後の活動(就職、進学等)への貢献度などの調査を実施し調査結果を活用することは、授業改善、キャリア教育の検証、学修成果の把握などの面で重要である。

### (8) 継続的な情報・資料の収集・整理

○目標等の達成状況を把握し、また、学校の状況を客観的に示す上で、学校運営に関する様々な情報・資料を継続的に収集し整理することが重要である。各学校においては、これらの情報・資料を日常的・組織的に収集・整理し、教職員間で共有するとともに、自己点検評価の実施や地域住民、関係業界等に対する情報提供等に適切に活用することが期待される。なお、個人情報保護のため、情報・資料の管理を徹底することが重要である。

○各学校は、P D C Aサイクルにおける様々な取組(授業改善の取組、学校行事、各種アンケート結果、研修・校内研究の状況、また、中間的な自己点検評価の結果など、様々な取組が考えられる)について、随時、学校見学会の実施、刊行物やホームページ等を通じて広く公表する。このように日頃から学校を開かれたものとするための努力が、広く関係業界、父母等・地域住民等からの理解促進や連携・協力を得るきっかけになることが期待できる。

○また、学校公開を実施した際に、参加者対象のアンケートを実施する等により、学校の取組についての関係業界、父母等・地域住民等からの意見や要望を把握し、今後の取組みや自己点検評価に活用することも考えられる。

### (9) 自己点検評価結果のまとめ

○各高等専修学校は、自己点検評価の結果を報告書にとりまとめる。その際、自己点検評価結果の報告書には、重点目標やその達成状況及び取組みの適切さ等の評価結果や分析に加え、それらを踏まえた今後の改善方策について、簡潔かつ明瞭に記述する。

○各高等専修学校は、生徒、教職員の個人情報保護や安全確保に留意して、報告書に記述する情報・資料と、非公表とすることがふさわしい情報・資料を区分する。

### (10) 評価の結果と改善方策に基づく取組

○学校評価は、結果である報告書の作成自体が目的化するといった「評価のため

の評価」となることなく、今後の改善につながる実効性ある取組みとすることが重要である。

○各学校は、自己点検評価の結果を受けて、適宜改善を図るための具体的な取組みに活用する。

さらに、自己点検評価の結果について評価する学校関係者評価や、第三者評価の結果を踏まえ、自己点検評価及び今後の改善方策について見直しを行い、それを今後の目標設定や改善の取組みに反映させる取組が重要となる。

### 3 学校関係者評価の実施

#### (1) 学校関係者評価の機能・役割

○学校関係者評価は、学校教育法上の努力義務とされ、自己点検評価の結果を踏まえ当該高等専修学校の関係者が行う「学校関係者評価」は、自己点検評価の評価結果について、学校外の関係者による評価を行い、自己点検評価結果の客観性・透明性を高めることにある。

○また、学校・父母等・地域・育成目的に関連する団体等が当該高等専修学校の教育活動等に共通理解を持ち、その連携協力により学校運営の改善に当たることが期待されており、そのための、手段としての活用を図ることが重要であり、期待されている。

○学校外の関係者によるアンケート等では、前述のような効果を十分に得ることが期待できず、学校関係者評価に期待される役割を十分に担うことが難しいことから、その実施のみをもって学校関係者評価を行ったとみなすことは適当でない。

#### (2) 学校関係者評価の進め方

○学校関係者評価は、「学校関係者」に対し、特に関わりのある重点目標、計画や自己点検評価結果、改善への取組方針などを説明し、「学校関係者」自らが学校見学や、生徒、教職員やステークホルダーとなる関係業界・卒業生等と対話を行い、教育活動、学校運営等に係る課題を共有し、今後の方向性等に対する助言等を行う方法で進めるものとする。

○学校関係者評価は、評価者が評価を行うが、評価を実施する上で必要な事務等は、評価者ではなく、学校が行うことが適当である。また、評価者への就任を依

頼る際には、学校訪問や評価のとりまとめの作成、生徒に関する個人情報 の保護、守秘義務など、具体的な業務の負担等が生じるかを説明し、あらかじめ各評価者の理解を得る必要がある。

○学校関係者評価が適切に行われるよう、高等専修学校の評価に携わる評価者が一定の知識等を修得する機会や、学校の担当者をはじめ、学校関係者評価に携わる者の知識の向上等を目的とした研修機会の提供・充実を図ることが必要である。

○学校関係者評価に関する事務等は学校が行うことから、学校規模に応じて、過度の負担とならないよう工夫が必要である。例えば、自己点検評価のうち、専門的・客観的な観点からの項目の重点化や、設置者（学校法人等）の評議員会等既存組織の協力を得て評価を行うことも考えられる。ただし、その場合、評議員会等との役割の違いを明確にし、学校関係者評価の取組みの透明性確保に努めることが重要である。

### **(3) 学校関係者評価委員会等**

○学校関係者評価は、卒業生、関係業界、専修学校団体・職能団体・設置課程の分野の団体、中学校等、父母等・地域住民など、高等専修学校と密接に関係する学校外の者を評価者とする学校関係者評価委員会、又は学校規模に見合った体制（以下「学校関係者評価委員会等」という。）を整備し行うことが必要である。

○学校関係者評価委員会等は、各種資料の検証や、学校の諸活動の観察等を通じて、当該年度の学校が行った自己点検評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策について評価することを基本とする。

具体的には、次のような視点での評価を行い、学校における教育活動、学校運営等の継続的な改善・向上に関する取組を促進させることが期待される。

- ・自己点検評価の結果の内容が適切かどうか
- ・自己点検評価の結果を踏まえた今後の改善方策が適切かどうか
- ・学校の重点目標や自己点検評価の評価項目等が適切かどうか
- ・教育活動、学修成果、学校運営等の改善に向けた実際の取組が適切かどうか

### **(4) 学校関係者評価委員会の委員の選任**

○実践的な職業教育等を行う高等専修学校の学校関係者評価における評価者には、設置課程の関係業界等のニーズを踏まえた教育内容・方法の改善、学校運営等の改善についての評価を行うことが必要であり、設置課程に応じたステークホルダーとしての企業・関係施設や、経済団体・職能団体等の参画も求め、学校

関係者評価委員会の委員として、教育活動、学校運営等への積極的な発言を促していくことが必要である。

#### 【学校関係者評価委員会に選任する委員の例示】

- ・学校が設置する課程の専門分野における業界・団体関係者（就職先企業、実習先の施設等、業界団体、育成人材の職能団体等）
- ・卒業生（同窓会関係者、卒業一定のキャリアを持った者）
- ・父母等
- ・地域住民（地域団体の役員等）
- ・中学校等の校長、進路指導担当者等接続する学校の関係者
- ・教育活動及び学校運営に知見を有する者（学校の組織運営マネジメント、財務等の専門家）

#### (5) 学校関係者評価のまとめと改善への取組み

○学校関係者評価委員会等は、その評価結果や今後の改善方策等についてとりまとめ、学校に対して示す。学校は、学校関係者評価の対象となった自己点検評価結果とともに、広く公表するとともに、学校はこれを自己点検評価の改善方策の検討において活用し、次年度の重点目標の設定や具体的取組の改善を図るものとする。

○学校は、評価結果の公表に際しては、人物等が特定することができるような表現や生徒の個人情報保護や安全確保に留意して、報告書に記述する情報・資料と、非公表とすることがふさわしい情報・資料を区分する。

## 4 学校評価結果の公表と設置者（学校法人等）による支援

### (1) 学校評価の公表

○各高等専修学校は、学校評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策と併せて、学校のホームページや出版物への掲載し、父母等等を対象とした説明会において報告するなど、広く社会に向けて公表、周知することが必要である

○学校評価の結果を公表することは、各学校の現状、目標と成果、課題や改善方策について、関連する企業、団体、地域等に周知し、今後の取組に向けて、理解や連携協力を求めていくための重要な手段でもある。

このことから、評価結果及びそれを踏まえた今後の改善方策の公表に当たっては、その受け手として想定される対象に合わせて適宜公表する内容等を工夫す

る必要がある。

## (2) 評価結果等に基づく設置者（学校法人等）による学校の支援・改善

○各高等専修学校は、学校評価の結果を踏まえ、各学校が自らその改善に取り組むとともに、評価の結果を学校の設置者等に報告することにより課題意識を共有することが重要である。設置者には、学校評価結果を踏まえ、円滑な学校運営が図られるよう中期事業計画等への位置づけなど、適切な支援を行うことが必要である。

○設置者（学校法人等）は、各高等専修学校から提出された評価結果の報告書をもとに、各高等専修学校の自己点検評価をはじめ学校評価が適切に行われたかどうかなど、学校評価のPDCAサイクルが適切に機能しているかどうかを検証し、学校評価を通じた学校運営の改善が円滑に進むよう必要な指導・助言を行う。

○各高等専修学校において自己点検評価や学校関係者評価が適切に行われるためには、評価に携わる者が評価について一定の知識を持つことが不可欠である。このため設置者（学校法人等）は、適切に役割分担して、各高等専修学校における学校評価の取組の中心となる教職員の研修や、父母等など学校関係者評価の評価者の知識の向上等を目的とした研修の充実を図る。

○また、学校の努力のみでは、父母等以外の評価者の確保が困難な場合も予想される。設置者（学校法人等）において数校をまとめた学校関係者評価のための委員会の組織や、評価者の候補者リストを作成するなどの工夫が望まれる。

○設置者（学校法人等）は、上記の指導・助言の実施に当たって、必要に応じ、学校訪問や教職員、生徒、父母等、地域住民、学校関係者評価委員会等からの意見聴取を行う。

○また、設置者（学校法人等）は、報告書に示された評価結果について、自らのこれまでの設置管理の取組に対する評価と受け止め、その改善を目指すことが重要である。

## (3) 高等専修学校における第三者評価

### 【第三者評価の意義】

○学校の課題等を正確に把握するためには、自己点検評価及び学校関係者評価

による学校が設定する重点化された目標に対する評価のみでは十分とは言えない。そのためには、一定の期間を設け学校の教育活動、学校運営等について幅広く全体を網羅した点検等を適宜行うことも意義のあることである。

○そのための手段として教育活動、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己点検評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行う第三者評価を活用することなどが考えられる。

○高等専修学校においても第三者評価は、学校とは独立した第三者組織が定める評価項目・基準に基づき、学校の教育活動、学修成果、学校運営等について、第三者組織が選任した評価者によって行われる評価とし、第1部専門学校の実施方法に準じた評価を行うことが望まれる。

○第三者評価は、自己点検評価や学校関係者評価に加え、学校評価全体を充実する観点から評価を行い、学校の優れた取組や今後の学校運営の改善につなげるための課題や改善の方向性等を提示し、学校運営の改善による教育水準の向上させる機能として実施することになる。

#### 【第三者評価の実施方法】

○第三者評価においては、高等専修学校の基本的要件として、学校教育法及び専修学校設置基準等関連法令等の適合性なども確認することになる。

○高等専修学校における第三者評価は、学校及び設置者（学校法人等）が必要であると判断した場合に実施するもので、教育活動及び学校運営等の質保証と向上を目的とした積極的な取組として実施するものである。

○高等専修学校の第三者評価については、第三者評価が努力義務化となった専門学校とは異なる取扱いが必要であるが、学校関係者評価との機能分担を明確化することも必要であることから、専門学校における第三者評価の実施体制、評価方法等に準じ実施されるものを第三者評価と位置付けることが適当である。

#### 【第三者評価結果における改善提言等への対応】

○評価結果の評価対象校への報告は、第三者評価機関を評価対象校にあて、報告書を提出するなどして行う。その際、評価結果について、意見を申し立てる機会を提供することが必要である。

○評価対象校と第三者評価機関は、定期的な評価にとどまらず学校の継続的な

改善への取組みを支えるフォローアップのしくみを確保することも重要である。

○評価結果は、自己点検評価及び学校関係者評価と同様に設置者（学校法人等）へ報告を行い、学校評価を通じた学校運営の改善が円滑に進むよう必要な指導・助言を受ける必要がある。

○設置者（学校法人等）は、評価結果を踏まえて、明らかとなった課題に対して学校と協力してどのように取組むかを具体的に検討し、学校の支援や必要な改善措置を講ずることが求められる。

○各学校は、評価結果を踏まえて自ら学校運営の改善に努めるとともに、学校の説明責任という観点のみならず、父母等や地域住民等が学校の現状を理解し、運営に積極的に協力、参画する土壌をつくるためにも、評価結果について父母等が理解しやすい形で積極的に説明や情報提供をしていくことが望まれる。

○第三者評価結果の公表は、公表の範囲等受審した学校と評価機関が協議して評価実施前に取り決めることになる。第三者評価機関においては、通常、第三者評価結果は公表している。高等専修学校における第三者評価結果も同様に公表することが望ましい。

〔専修学校の自己点検評価・第三者評価の基準、項目、指標等の例〕

注) 職業実践専門課程、外国人キャリア形成プログラム認定校に適用

基準	項目	評価の指標
基準 1 教育理念・目的・目標	1 教育理念、目的及び目標の設定等	①教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、学生、保護者等に説明し理解を促していること。
		②設定している目的及び目標に応じて、養成する人材像を明確にするとともに教育課程編成及び卒業認定の方針との関連性を明確にしていること。
基準 2 教育課程、教育の実施	1 教育課程の編成と授業科目	①教育課程編成・実施方針に基づき教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。
		②教育課程編成のために、教職員及び企業等の役職員その他の委員により組織する教育課程編成委員会等を設置し、年 2 回以上開催していること。 【注】職業実践専門課程】
		③外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が 300 時間以上開設していること。 【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム】
	2 教育の実施	①授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技等、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられていること。
		②企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定していること。 【注】職業実践専門課程】
	3 成績評価、単位・卒業認定	①授業科目の内容、授業形態に応じ、それぞれの目標の達成度を測るのにふさわしい方法・基準を設定し、これをあらかじめ、シラバス等により学生に明示した上で、学生の学習に係る成績評価を公正かつ厳格に行っていること。
②あらかじめ学生に明示した卒業認定方針に定めた学修成果を達成した学生に対して卒業の認定をしていること。		
基準 3 学生の受入れ 学生支援	1 学生の受入方針	①学校が定める理念、教育目的等を踏まえ、求める学生像、入学者の受入方針を明確に示すとともに、入学希望者・父母等、企業等に公表、周知していること。
	2 学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	①入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、可否を決定していること。
		②学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。 【注】修学支援新制度機関要件の確認】 【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム】
	3 自主的な学習の促進に対する支援	①学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。
4 多様な学生に対	①適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会	



	する支援	<p>人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること。</p> <p>②特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路(就職)指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されていること。</p> <p>【注) 外国人留学生キャリア形成促進プログラム】</p>
	5 学生生活に関する支援	①留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。
		②学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。
		③専任カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。
基準4 学修成果	1 学修成果目標の設定	①資格・免許等の合格・取得率や就職について、また資格・免許以外の知識、技術、技能、態度等の学修成果目標を明確に設定していること
		②資格・免許の合格率・取得率や就職率(入学者就職率、卒業者就職率、求職者就職率、専門分野就職率等)について、専修学校分野別の関連データ等を基に適切な目標設定を行っていること。
		③資格・免許以外の知識、技術、技能、態度等の学修成果目標は、教職員、学生にとって明確なものとして示されていること。
	2 学修成果の把握	①学修成果の把握方法を教職員、学生に対して明確化して示していること。
②資格・免許以外の知識、技術、技能、態度等の学修成果目標については、目標設定と関連し、その把握方法の開発に取り組んでいること。		
基準5 教育実施組織 ・教員	1 教員の配置、募集、採用	①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために教員の採用基準等を整備し、適正に運用していること。
		②教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数、等を把握していること。また、教員の専門性、教授力を把握、評価していること。
	2 教員の組織編制等	①学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。
		②教員間で連携、協力体制を構築していること。
		③学校の教育活動の改善、工夫を行う FD(Faculty Development)などに組織的に取り組んでいること。
	3 教員の資質の向上	①教員の専攻分野における実務に関する知識・技術、技能を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。
【注) 職業実践専門課程】		
②教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。		
【注) 職業実践専門課程】		
③教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。		
基準6 教育環境	1 教育環境の整備	①専修学校設置基準及び関連法令に基づき、教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を完備していること。
		②学生の学習支援のための施設(自習室等)を整備していること。また、学生の休憩、食事のためのスペースを確保していること。
		③図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、学生に必要なに応じ閲覧できるようにしていること。
	2 安全対策、防災組織	①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。

		②火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。
	3 施設・設備等の点検、改善等	①施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていること。 ②施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。
基準7 教育活動の基盤と 改善・向上の取組	1 中期事業計画と 財務基盤	①当該専修学校が策定している中期事業計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。
		②中期事業計画を実行し、当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。 【注）修学支援新制度機関要件の確認】 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】
	2 学校運営	①学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること。
		②職業教育に関するマネジメント（教育の企画・設計・運営等）における責任体制が明確であること。
	3 学校評価の実施 と改善活動	①学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。
		②学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。
		③学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。
	4 社会からの理解 と情報の公表	①当該専修学校の教育活動、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。
②教育目的・目標の達成状況や活動状況について継続する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取組んでいること。		

昭和二十二年法律第二十六号  
学校教育法

第四十二条小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第百三十二条の二専門課程を置く専修学校は、その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

②専門課程を置く専修学校は、前項に規定する状況について、当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受け、その結果を公表するよう努めるものとする。

第百三十三条第五条、第六条、第九条から第十二条まで、第十三条第一項、第十四条、第四十三条及び第四十四条の規定は専修学校に、第四十二条の規定は専修学校（専門課程を置くものを除く。）に準用する

昭和二十二年文部省令第十一号  
学校教育法施行規則

第六十六条小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

## 第十一章 専修学校

第百八十九条 第六十六条から第六十八条までの規定は専修学校についてそれぞれ準用する。

# 「学校評価ガイドライン」の改正・中間報告会 【配付資料集】

## 目 次

- 1 プログラム
- 2 学校教育法の一部を改正する法律の公布について（抜粋）・・・・・・・・・・ 1
- 3 専修学校における学校評価ガイドラインの改正に向けた考え方（中間報告）・・・ 6
- 4 はじめに（専修学校が自律的に取組む教育改善のしくみ）・・・・・・・・・・ 9
- 5 改正ガイドラインの構成（中間報告）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

主 催

特定非営利活動法人職業教育評価機構

# 文部科学省受託事業 「学校評価ガイドライン」の改正・中間報告会

開催日時：令和6年10月21日(月曜日) 13時30分～16時30分  
会場：アルカディア市ヶ谷6階「伊吹」オンラインで同時配信

## プログラム

- 1 あいさつ (13:30～13:40)

文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課  
専修学校教育振興室長 米原泰裕

- 2 事業報告 (13:45～14:30)

専修学校における学校評価ガイドラインの改正等に関する提言(中間報告)

事業実施委員会 委員長

職業教育評価機構 副理事長

東京メディカル・スポーツ専門学校校長 関口正雄

【休憩 10分 14:30～14:40】

- 3 登壇者・来場者 意見交換 (14:40～16:30)

テーマ：今後の専門学校の学校評価への取組と第三者評価

進行：事業実施委員会委員長 東京メディカル・スポーツ専門学校校長 関口正雄

(登壇者) 予定

文部科学省 専修学校教育振興室長

米原泰裕

福岡大学人文学部教育・臨床心理学科 教授

植上一希

福岡県専修学校各種学校協会 会長

大村陽之介

東京慈恵会医科大学 特命教授

福島 統

日本電子専門学校 校長

船山世界

全国専修学校各種学校総連合会 事務局長

原田大五郎

【時間表示は予定です。都合によりプログラムは変更する場合があります。】

主催：特定非営利活動法人職業教育評価研究機構  
(旧：私立専門学校等評価研究機構)

6 文科教第 6 1 5 号  
令和 6 年 6 月 14 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 都 道 府 県 知 事  
各 国 公 私 立 大 学 長  
各 国 公 立 高 等 専 門 学 校 長  
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長  
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長  
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
放 送 大 学 学 園 理 事 長  
専修学校を置く国立大学法人の長  
厚 生 労 働 省 医 政 局 長  
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

殿

文部科学省総合教育政策局長

望 月 禎  
( 公 印 省 略 )

#### 学校教育法の一部を改正する法律の公布について（通知）

この度、学校教育法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 50 号）が令和 6 年 6 月 14 日付けで公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されることとなります（別添 1～3 参照）。

今回の法律改正の趣旨、概要及び留意事項等は下記のとおりですので、十分に御了知ください。

各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管又は所轄の専修学校に対して、管下に専修学校を置く各国立大学法人の長におかれては管下の専修学校に対して、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては所管の専修学校に対して、このことについて周知をお願いします。

なお、今回の法律改正に伴う関係政省令等の改正については、追ってこれを行い、別途通知する予定です。

記

#### 第一 改正の趣旨

専修学校は、学校教育法において、「職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」が目的とされ、工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養といった分野において、実践的な職業教育機関として人

材を輩出してきた。

こうした中で、専修学校専門課程の高等教育段階の職業教育機関としての位置付けの明確化が求められていることや、職業に結びつく実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、リスキリング・リカレント教育を含めた職業教育の重要性が高まっていること等を踏まえ、専修学校専門課程における教育の充実を図るため、専門課程の入学資格を厳格化するとともに、専修学校における専攻科の設置に係る規定の創設、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等の措置を講ずるものである。

## 第二 改正の概要

- 1 専修学校となるために必要な要件のうち、「授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。」の「授業時数」を「授業時数又は単位数」に改めることとしたこと。(第 124 条関係)
- 2 専修学校の専門課程において教育を受けることができる者の要件について、高等学校等を卒業した者に「準ずる学力があると認められた者」から、高等学校等を卒業した者と「同等以上の学力があると認められた者」に改めることとしたこと。(第 125 条第 3 項関係)  
これに伴い、専修学校専門課程の在籍者の呼称を「生徒」から「学生」に改めることとしたこと。(第 128 条関係)
- 3 専修学校(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす専門課程(以下「特定専門課程」という。)を置くものに限る。)には専攻科を置くことができるものとし、専攻科は、専修学校の特定専門課程を修了した者等に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は一年以上とすることとしたこと。(第 125 条の 2 関係)
- 4 専修学校の特定専門課程を修了した者は、文部科学大臣の定めるところにより、専門士と称することができることとしたこと。(第 131 条の 2 関係)
- 5 専門課程を置く専修学校は、その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、当該状況について、当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受け、その結果を公表するよう努めることとしたこと。(第 132 条の 2 関係)
- 6 施行期日等
  - (1) この法律は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとしたこと。(改正法附則第 1 条関係)
  - (2) この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとしたこと。(改正法附則第 2 条関係)
  - (3) 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしたこと。(改正法附則第 3 条関係)



(4) 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）等に基づく給付型奨学金及び授業料等減免について、専修学校の専攻科のうち、大学の学部にあらずるものとして文部科学省令で定めるものを対象に加えることとしたこと。その他関係法律について所要の改正を行うこととしたこと。（改正法附則第4条から第7条まで関係）

### **第三 留意事項**

#### 1 専修学校専門課程の実践的な職業教育機関としての位置付けについて

今般の改正を機に、専修学校専門課程は、大学との制度的な整合性が高まることにより、高等教育段階の職業教育機関としての位置付けが明確化されるが、改正内容を踏まえ、地域に根差した実践的な職業教育機関として持続的に発展できるよう、企業等との連携を進め、教育の質の向上に努めること。

また、実践的な技能や資格の修得につながる学び直しの場合や多様な学生が共に学ぶ場としてより一層活用されるよう、社会人や外国人留学生の積極的な受け入れに向けた体制整備を進めること。

#### 2 専門課程の単位制への移行について

単位制は、専門課程と大学との間での学生の移動の円滑化や、学修成果の適切な評価に資するものであることから、特に専門課程では、全ての学科での単位制への移行が検討されるものであること。経過措置を含め、詳細については、今後文部科学省において関係省令の改正を予定していること。

#### 3 専門課程において教育を受けることができる者の要件（以下「専門課程の入学資格」という。）について

今般の改正では、専門課程の入学資格を大学と同様の規定に改めることとしている。これにより、これまでは、3年制以上の専修学校高等課程を修了した者については全て専門課程への入学が認められていたが、改正法施行後は、大学への入学資格と同様、一定の要件を満たす専修学校高等課程を修了した者に限られることとなること。経過措置を含め、詳細な内容は今後文部科学省が改正を予定している関係省令において規定する予定であること。

#### 4 「高度専門士」の称号は、今般の学校教育法改正により法律上位置づけられることとなる「専門士」の一類型として、今後、学校教育法体系の中で省令等において規定することを検討していること。

#### 5 「自己点検評価」及び「専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価（以下「外部評価」という。）」について

「自己点検評価」の項目や「外部評価」の評価基準案等については、今後、文部科学省において「専修学校における学校評価ガイドライン」等を改正する予定であること。

専門課程を置く専修学校では、学生や保護者、社会人、企業等からの信頼を高めるため、学校の運営状況や教育内容等について適切に自己点検評価を実施し、その結果を公表すること。また、こうした項目について、外部評価を積極的に受け、その結果を公表するよう努めること。

## 6 その他

専攻科の設置や専門士の称号付与の手続き、専攻科のうち「大学の学部に準ずるもの」等に係る詳細については、今後関係法令において規定する予定であること。

### 添付資料

【別添1】学校教育法の一部を改正する法律（概要）

【別添2】学校教育法の一部を改正する法律（条文）

【別添3】学校教育法の一部を改正する法律（新旧）

<p>&lt;本件担当&gt; 文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 専修学校教育振興室専修学校第一係 直通：03-6734-2939</p>
--

**趣旨**

専修学校は、学校教育法において、「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」が目的とされ、医療、福祉、工業等の分野において、実践的な職業教育機関として人材を輩出してきた。

人生100年時代やデジタル社会の進展の中で、職業に結びつく実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、リスキリング・リカレント教育を含めた**職業教育の重要性**が高まっていること等を踏まえ、**専修学校における教育の充実**を図るため、**専門課程の入学資格を厳格化するとともに、専修学校における専攻科の設置に係る規定の創設、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等の措置**を講ずる。

**概要**

**大学等との制度的整合性を高めるための措置**

① 専修学校の**専門課程の入学資格**について、**大学の入学資格と同様**の規定とする。【第125条関係】

※専門課程の入学資格について、高等学校等を卒業した者に「準ずる学力があると認められた者」から、高等学校等を卒業した者と「同等以上の学力があると認められた者」に改める。

※専修学校専門課程の在籍者の呼称を「生徒」から「学生」に改める。【第128条関係】

② 専修学校となるために**最低限必要な学習時間に関する基準**を、大学・高等専門学校と同様に「**単位数**」により定めることができるようにする。

【第124条関係】

**専門課程修了者の学修継続の機会確保や社会的評価の向上のための措置**

③ 一定の要件を満たす専門課程（以下「**特定専門課程**」という。）を置く専修学校には、**専攻科を置くことができる**こととする。【第125条の2関係】

※専攻科は、特定専門課程を修了した者等が、より深く学び・研究することを目的とした課程。

※一定の要件を満たす専修学校の専攻科については、短期大学及び高等専門学校の認定専攻科と同様に、**大学等における修学の支援に関する法律に基づく修学支援制度の対象に含める**。【大学等における修学の支援に関する法律第2条関係】

④ **特定専門課程**の修了者全てについて大学編入学資格を認めるとともに、当該修了者は**専門士と称する**ことができることとする。

【第131条の2、第132条関係】

**教育の質の保証を図るための措置**

⑤ 専門課程を置く専修学校に**大学と同等の項目での自己点検評価を義務付けるとともに、外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務**を定める。

【第132条の2関係】

**施行日**

令和8年4月1日

## 専修学校における学校評価ガイドラインの改正に向けた考え方（中間報告）

「専修学校における学校評価ガイドライン」（以下「現ガイドライン」という。）は、専修学校の学校評価に関する指針、方向性として、平成 25 年 3 月に策定され、専修学校関係者間で共通理解、認識として定着し、多くの学校で現ガイドラインに沿って学校評価が取組まれ、平成 25 年度 66.7%であった自己評価の実施率は令和 5 年度には 93%と着実に増加してきている。

一方、現ガイドラインについては、令和 6 年 1 月 24 日専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議（以下「協力者会議」という。）のまとめ「実践的な職業教育機関として専修学校の教育の質保証・向上と振興に向けて」において、「評価の充実や外部の識見を有する者による評価なども見据え、見直しを行う必要がある。」とされている。

また、現ガイドラインは、策定から 11 年経過しており、その後の職業実践専門課程の認定制度、修学支援新制度の発足といった新たな制度への対応が求められている。

さらに、令和 6 年 6 月 14 日付で学校教育法の一部を改正する法律が公布され、専門課程を置く専修学校に「その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、当該状況について当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価（以下「外部の識見を有する者の評価」という。）を受け、その結果を公表するように努める」とされている。

学校教育法の改正により、専修学校における専門課程と高等課程では学校評価に関する規定が分かれたこと、また、専門課程に対する外部の識見を有する者の評価の努力義務化の導入など専修学校の学校評価は、新たな段階を迎えたといえる。

本機構では、文部科学省受託事業として、各学校、各課程の取組状況を踏まえつつ、質保証への取組の精度向上を図り、社会からの信頼の向上に向けて、現ガイドラインの検証と改正ガイドラインの構成について、事業実施委員会のもと「評価ガイドライン検討部会」を置き、検討を行ってきたところである。今後、本事業において提言する改正ガイドラインの構成等を次のような考え方で取りまとめるものとした。

### ■改正ガイドラインの構成

専修学校は、専門課程、高等課程、一般課程の 3 つの課程があり、それぞれの特性を持ち教育活動を行っている。

学校教育法の改正により、学校評価（自己点検評価、学校関係者評価、第三者評価）に関して、専門課程と高等課程、一般課程では法令上の規定が異なるものになっている。

また、現ガイドラインでも指摘している後期中等教育段階の高等課程と高等教育段階の専門課程では、段階を踏まえたガイドラインの策定が求められるとしている。  
上記を踏まえ、ガイドラインの構成は次のようにすることが妥当であるとする。

はじめに 専修学校が自律的に取り組む教育改善のしくみ

第1部 専門学校の学校評価

第2部 高等専修学校の学校評価

第3部 教育活動及び学校運営の状況に関する積極的な情報提供

第4部 参考資料（評価項目例、情報公開項目例、関連法令）

※一般課程については、専門課程及び高等課程の内容を参考に各学校の教育活動、学校運営に必要な方法で学校評価に取り組んでいくようガイドライン冒頭に本書の活用等において記述する。

※具体的な目次は別紙2のとおり

#### ■全般的な記述における用語の取扱

現ガイドラインでは法令等の規定から自己評価、学校関係者、第三者評価という用語を使用している。改正学校教育法第132条の2では専門課程には自己点検評価を義務化しているため専修学校では2つの用語が存在することになるが、改正ガイドラインでは共通的な概念として自己点検評価という用語を使用し記述する。

第三者評価については、改正学校教育法の公布文書によると、第132条の2条に外部の識見を有する者による評価が努力義務と規定され、外部評価という表現を用いている。外部評価は、大学等の評価用語によると、学校関係者評価など学校が主体となって行う評価も含まれるというのが一般の認識となっている。

小中学校の学校評価ガイドライン、また、現ガイドラインでも、第三者評価という表現を使用していることから、改正ガイドラインにおける学校評価の実施の形態について、わかりやすく自己点検評価、学校関係者評価、第三者評価という体系で記述する。

#### ■自己点検評価、第三者評価の評価項目等

改正学校教育法の公布文書では、自己点検評価の項目や外部の識見を有する者による評価の評価基準案等については、文部科学省においてガイドライン等を改正して示すとしている。

よって、自己点検評価の項目等は、現ガイドラインの表現を踏襲しつつ、協力者会議のまとめで言及している学修成果の適切な把握・可視化の観点を加えるとともに、第三者評価の項目等との整合性を図り、統一した項目等として示すこととする。

### ■第三者評価については、項目等、評価方法、評価組織、実施体制、評価者の要件

それぞれの要件については、大学等における認証評価基準について定めた「学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」及び令和3年度文部科学省受託事業において提言した第三者評価に関する提言を参考として記述する。

### ■外部の識見を有する者による評価（第三者評価）の導入

協力者会議のまとめにある専攻科の設置校の一部、外国人キャリア形成促進プログラムの認定校に対する第三者評価の認定要件化を想定し、独立した専門の評価機関による評価の段階的な導入について記述をする。

また、学校関係者評価の実施・結果公表が認定要件化している職業実践専門課程の認定校には、学校関係者評価の実施について、独立した専門の評価機関による評価の有効期間は免除することについて記述する。

### ■現ガイドラインで触れている下記事項の内容

- ・所轄庁等への報告書等の情報提供
- ・実効性の高い学校評価の推進のための国、都道府県等の役割
- ・学校評価を通じた教職員の資質向上

上記事項については学校評価との関連性があり、重要な視点であることから、内容について、それぞれ関連事項において趣旨を活かして記述する。

令和6年10月21日  
専修学校における学校評価ガイドラインの改正等に関する提言  
事業実施委員会



## はじめに（専修学校が自律的に取組む教育改善のしくみ）

○専修学校においては、より自由度の高い特性を考慮しつつ、当該学校で学ぶ学生・生徒が、関係業界等のニーズを踏まえた質の高い職業教育等を享受できるよう、教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、組織的、継続的な改善を図るための自律的な質保証への取組が重要となっている。

○この質保証の取組みの重要な要素となるのが、学校評価と教育目的の達成に向けた教育資源を用いて職業教育の質向上を図るために行う学校全体の取組みである職業教育のマネジメントである。

※職業教育のマネジメント：専門学校がその教育資源を用いて職業教育の質向上を図るために行う各種の取組。（出典：令和元年度文部科学省受託事業(株)三菱総合研究所作成専門学校における職業教育のマネジメントに関する手引・事例集から）

○各学校では、概ね5年程度の中期事業計画を策定し、計画に基づき、教育活動、学校運営を行っている。また、中期事業計画に沿って単年度計画を策定し、計画の進捗状況等について、PDCAサイクルでの検証、改善に繰返し取組んでいる。

※中期事業計画：ここでは、教育活動及び学校運営全般に係る中期的計画を指す。

○自律的に取組む質保証が目指すのは、各学校が掲げる理念・目的の実現である。理念・目的から育成する人材像を定め、必要な知識・技術、技能等の目標を明らかにし、学生が目標に向かって学習を進めて達成しているかどうかを組織として管理する仕組みが職業教育のマネジメントである。

○学校評価は、職業教育のマネジメントが、有効に機能しているかを確認するための手段であるといえる。専修学校の学校評価の基本は、学校教育法で定められている自己点検評価、学校関係者評価である。専門学校においては、令和6年6月14日、学校教育法が改正され、大学等と同様の項目等での自己点検評価を義務付けるとともに外部の識見を有するものによる評価（第三者評価）を受けることが努力義務となっている。

○一方、実践的な職業教育を中心として教育活動等を行う専修学校には、社会との関係を確立することも求められている。そのためには、育成する人材に関連した業界、団体、また、地域等の協力を得て「教育課程を編成し、授業内容・方法においても相互の課題やニーズ等を共有し、質保証の面からも実質的な連携強化を図りながら関係業界等において必要な人材育成を実現する。」という視点が重要である。

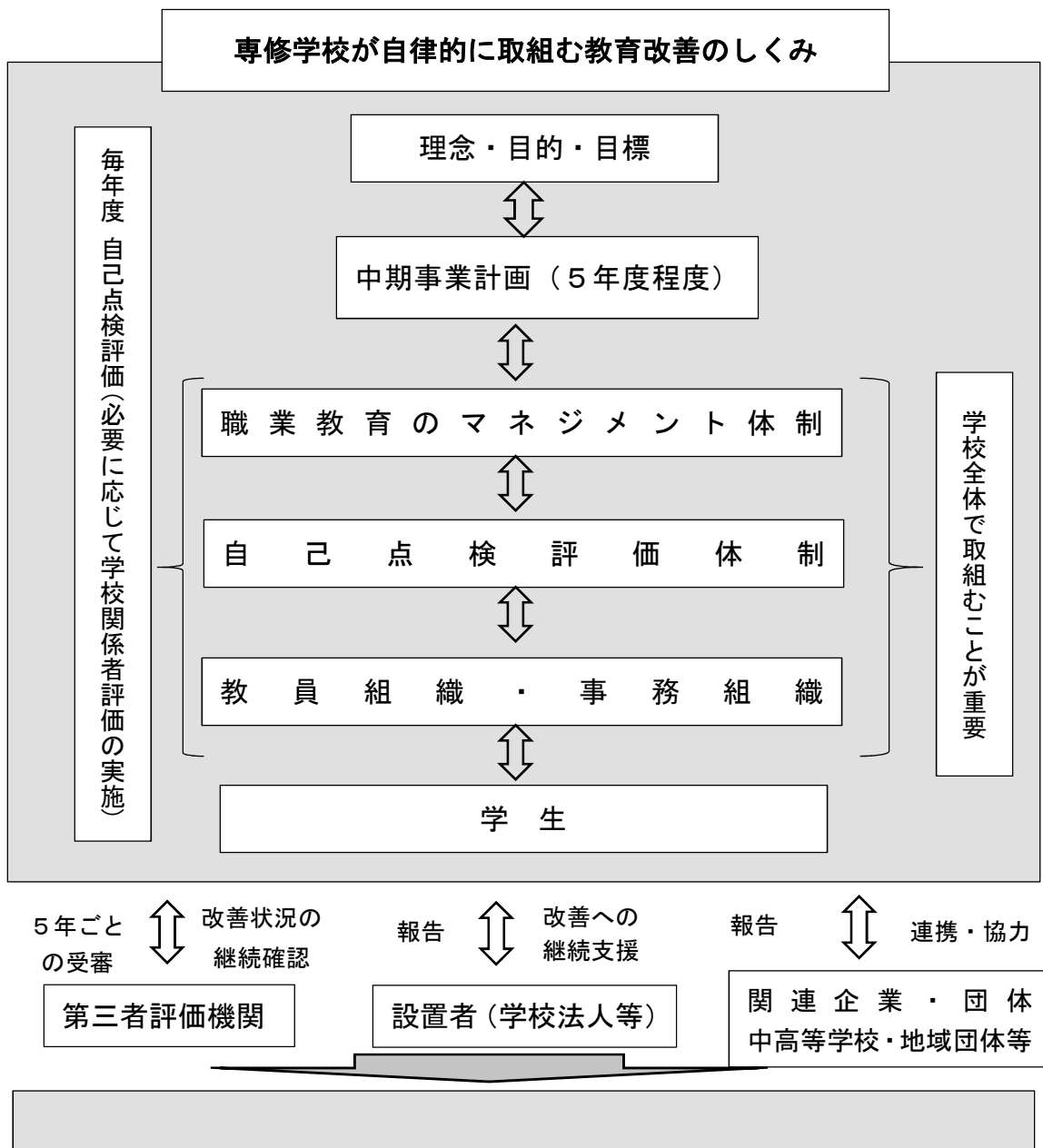
○また、各学校では、教育活動その他の学校運営の状況に関する自己点検評価を定期的に行い、その結果に基づき教育活動、学校運営等の改善に継続的に取組ん



でいることについて広く社会に公表することが必要である。

○特に、卒業生の就職先や設置課程と関係性が深い関係業界、団体や地元自治体の関係部署等に公表していくことも求められる。また、学校評価の実施において、積極的に専修学校団体・職能団体等や企業・関係施設等からの参画を得ることも必要である。

○質保証の考え方としては、関連法令に明記された最低基準としての要件や設定される評価基準に対する適合性の確保に加え、自らが意図する成果の達成や関係業界、地域等のニーズの充足といった様々な質の保証と向上に継続して取り組むことによって、保護者等の利害関係者をはじめとする社会全般の信頼を確立することを指すものである。



## 改正ガイドラインの構成（中間報告）

はじめに（専修学校が自律的に取組む教育改善のしくみ）

### 第1部 専門学校（専門課程）の学校評価

#### 1 学校評価の目的・定義

- (1) 専門学校における学校評価の目的 (2) 学校評価に関する関連法令の規定
- (3) 学校評価の形態 (4) 学校評価の定義 (5) 学校評価により期待される取組と効果

#### 2 自己点検評価の実施

- (1) 自己点検評価の基本的な考え方 (2) 自己点検評価の項目・指標の設定
- (3) 自己点検評価の周期と範囲 (4) 自己点検評価の実施体制
- (5) 重点項目の設定 (6) 学校評価のスケジュールの作成
- (7) 外部アンケート等の活用 (8) 継続的な情報・資料の収集・整理
- (9) 自己点検評価結果のまとめ (10) 評価の結果と改善方策に基づく取組
- (11) 学校関係者評価の実施

#### 3 学校評価結果の公表と設置者（学校法人等）による支援

- (1) 学校評価結果の公表 (2) 学校評価結果の設置者（学校法人等）への報告と支援

#### 4 第三者評価の実施

- (1) 専門学校における第三者評価 (2) 第三者評価の目的
- (3) 第三者評価の機能・役割 (4) 学校関係者評価と第三者評価の相違点
- (5) 第三者評価の評価基準として必要な項目等の要件
- (6) 評価結果と改善方策に基づく取組（評価機関との関連性）

#### 5 機関別評価と分野別評価、第三者評価の段階的導入

- (1) 機関別評価と分野別評価 (2) 第三者評価の段階的導入

### 第2部 高等専修学校の学校評価

#### 1 学校評価の目的と定義

- (1) 高等専修学校における学校評価の目的 (2) 学校評価に関する関連法令の規定
- (3) 学校評価の形態 (4) 学校評価の定義 (5) 学校評価により期待される取組と効果

## 2 自己点検評価の実施

- (1) 自己点検評価の基本定な考え方 (2) 自己点検評価の項目・指標の設定
- (3) 自己点検評価の周期（評価機関） (4) 自己点検評価の実施体制
- (5) 重点項目の設定
- (6) 学校評価のスケジュールの作成 (7) 外部アンケート調査の等の活用
- (8) 継続的な情報・資料の収集・整理 (9) 自己点検評価結果のまとめ
- (10) 評価結果と改善方策に基づく取組

## 3 学校関係者評価の実施

- (1) 学校関係者評価の機能・役割 (2) 学校関係者評価の進め方
- (3) 学校関係者評価委員会等 (4) 学校関係者評価委員会の委員の選任
- (5) 学校関係者評価のまとめと改善への取組み

## 4 学校評価結果の設置者（学校法人等）への報告と改善に向けた支援

- (1) 学校評価の公表
- (2) 評価結果等に基づく設置者（学校法人等）による学校への支援・改善
- (3) 高等専修学校における第三者評価

## 第3部 教育活動及び学校運営の状況に関する積極的な情報提供

### 1 専修学校における積極的な情報提供・情報公開

### 2 積極的な情報提供の必要性和期待される効果

### 3 情報提供に係る留意事項

### 5 情報提供等への取組に関するガイドライン

## 第4部 参考資料

【参考1】 学校評価・情報公開のイメージ

【参考2】 学校評価の進め方のイメージ例

【参考3】 専門学校における自己点検評価等の項目の例（現ガイドライン修正）

【参考4】 高等専修学校における自己点検評価等の項目の例（現ガイドライン修正）

【参考5】 学校評価に係る学校教育法等関係法令

【参考6】 情報の公表に係る関係法令



## 実践的職業教育の第三者評価連絡協議会拡大研修会

開催日時：令和6年11月8日(金曜日) 午後1時30分～4時

会場：アルカディア市ヶ谷（私学会館）6階「伊吹」 オンライン同時配信

令和6年6月14日改正学校教育法が公布され、教育の質の保証を図るための措置として「専門課程を置く専修学校に大学と同等の項目での自己点検評価を義務付けるとともに、外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務を定める」ことが規定されました。今後、一定の要件を満たす専門課程に対して認定要件とする動きもあり、令和8年4月1日の施行に向けて、第三者評価の実施体制の構築が喫緊の課題となっています。

今後の動向と具体的な対応についての課題認識の共有を図るため、10月21日開催の「学校評価ガイドライン」の改正・中間報告会に引き続き、第三者評価組織（団体等）について議論を進めてまいります。

### プログラム

【13：30】

1 開会

【13：40】

2 あいさつ 文部科学省総合教育政策局専修学校教育振興室長 米原泰裕

【13：50】

3 学校教育法の改正と学校評価ガイドラインの改正等について

説明：事業実施委員会委員長

東京メディカル・スポーツ専門学校 校長 関口正雄

【14：20】休憩（10分）

【14：30】

4 意見交換 「学校教育法の改正に伴う専門学校における評価体制の強化について」

進行：事業実施委員会委員長

東京メディカル・スポーツ専門学校 校長 関口正雄

【登壇者】

- 1 文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室長 米原泰裕
- 2 公益社団法人東洋療法学校協会理事 学校法人呉竹学園理事長 坂本 歩
- 3 専門学校東京工科自動車大学校、世田谷校 校長 佐藤康夫
- 4 一般社団法人専門職高等教育質保証機構事務局長兼調査研究部長 外山公美
- 5 一般社団法人日本看護学校協議会副会長 相模原看護専門学校校長 水澤晴代

【16：00】閉会

※登壇者、テーマは変更をすることがあります。

主催：特定非営利活動法人職業教育評価機構

## 実践的職業教育の第三者評価連絡協議会・拡大研修会

### 資料目次

1 学校教育法の一部を改正する法律の概要	1
2 学校教育法改正の経緯と意義について	2
3 専門学校を対象とする機関別評価団体の現状と体制強化策	10
4 分野別評価機関設立マニュアル	11
5 評価項目関連図	32
6 自動車整備分野における事例	33

趣旨

専修学校は、学校教育法において、「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」が目的とされ、医療、福祉、工業等の分野において、実践的な職業教育機関として人材を輩出してきた。

人生100年時代やデジタル社会の進展の中で、職業に結びつく実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、リスキリング・リカレント教育を含めた**職業教育の重要性**が高まっていること等を踏まえ、**専修学校における教育の充実**を図るため、**専門課程の入学資格を厳格化するとともに、専修学校における専攻科の設置に係る規定の創設、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等の措置**を講ずる。

概要

大学等との制度的整合性を高めるための措置

- ① **専修学校の専門課程の入学資格について、大学の入学資格と同様の規定とする。** 【第125条関係】

※専門課程の入学資格について、高等学校等を卒業した者に「準ずる学力があると認められた者」から、高等学校等を卒業した者と「同等以上の学力があると認められた者」に改める。

※専修学校専門課程の在籍者の呼称を「生徒」から「学生」に改める。【第128条関係】

- ② **専修学校となるために最低限必要な学習時間に関する基準を、大学・高等専門学校と同様に「単位数」により定めることができるようにする。**

【第124条関係】

専門課程修了者の学修継続の機会確保や社会的評価の向上のための措置

- ③ **一定の要件を満たす専門課程（以下「特定専門課程」という。）を置く専修学校には、専攻科を置くことができることとする。** 【第125条の2関係】

※専攻科は、特定専門課程を修了した者等が、より深く学び・研究することを目的とした課程。

※一定の要件を満たす専修学校の専攻科については、短期大学及び高等専門学校の認定専攻科と同様に、大学等における修学の支援に関する法律に基づく修学支援制度の対象に含める。 【大学等における修学の支援に関する法律第2条関係】

- ④ **特定専門課程の修了者全てについて大学編入学資格を認めるとともに、当該修了者は専門士と称することができることとする。**

【第131条の2、第132条関係】

教育の質の保証を図るための措置

- ⑤ **専門課程を置く専修学校に大学と同等の項目での自己点検評価を義務付けるとともに、外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務を定める。**

【第132条の2関係】

施行日

令和8年4月1日

# 学校教育法改正の経緯と意義について

令和6年10月29日 南関東ブロック会議

全国専修学校各種学校総連合会 常任理事・総務委員会委員長  
公益社団法人東京都専修学校各種学校協会 副会長

関口正雄

---

東専各第一次構想懇談会提言書「専門学校の新たな試み」 平成15年



東専各第二次構想懇談会提言書「職業教育体系の確立に向けて」 令和5年3月



専修学校の質保証向上に関する協力者会議報告書 令和6年1月



学校教育法の改正 令和6年6月

→改正項目の意義、観点については、  
懇談会提言書と協力者会議報告書の内容に言及しつつ説明



## ②「単位制」

### 構想懇談会提言

#### (1)学修成果を基にした教育プログラムの可視化と整序

「高等教育における学修を相互に認定していく時代、単位を基礎として学修の成果を証すことが専門学校制度に必要」

### 協力者会議報告

「単位制にすれば、大学との単位互換、卒後の大学入学に際し、それまでの学修成果の換算が容易に」

「授業科目ごとの学修成果を評価し、単位を与えることで学修の修了を適切に認定」

「履修主義から修得主義への転換・明確化がなされる」

---

## ①専門学校の入学資格

「同等の学力」協力者会議報告より

3年制高等専修 182校 この内、

大学入学資格付与校 168校

技能連携、通信制課程保有高校との併修の高校卒業資格 11校

「同等とすることで専門学校の資格が得られなくなる学校は限定的だが、不利益を被らないよう調整」

→専門学校が、高校を卒業した者が進学する高等教育段階の職業教育機関としてより明確に位置付けられることに意義

協力者会議報告より

(専修学校は課程に関わらず)

② 「生徒」→専門課程は「学生」

「専門学校の入学資格を大学と同様とするなら、  
高等教育段階教育機関としての位置付けの明確化のため、学校教育法の中の用法と整合させる」

---

領域2 専門課程修了者の学修継続の機会確保や社会的評価の向上のための措置

「専攻科の設置」

特定専門課程について、

協力者会議報告には一定の要件を満たした専門学校  
＝大学編入学資格認定校とある

→専攻科の前の課程を総称するための呼称、新たな課程ではない

## 専攻科の設置（続き）

### 高度専門士の区分制

については、10年前の協力者会議において、全専各の意見として提出。

あはき分野の例。有資格者としての実習の有効性  
専門職大学ではOK。事例なし

### 構想懇談会提言書

II(3)多様な学生のための固有の教育モデルの開発

本文第8章 高度専門士の章で区分制提言

学び直しへの貢献という視点を強調

---

## 専攻科の設置（続き）

### 協力者会議報告

高度化への対応「高度な資格や職位を得るため、先端的な研究に取り組むことを希望するものがある」ことへの言及。

実際には4つの分野例と限定的（あはき、看護+助産師、自動車整備2級+1級、建築士2級+1級）

→法的規程のあるものから専攻科の設置を認める？

専攻科は文科大臣が認定→一定の要件

- ①教育課程の一貫性を客観的に担保、
- ②専門課程と同様の教員配置・面積要件、
- ③独立した専門の評価機関による評価受審

## 専攻科の設置（続き）

### コメント

法的な規定のあるものから←規定が限定的でありすぎると、社会人の学び直しに対応できない

専攻科設置の専門学校には第三者評価受審を義務化という動き  
→これまでの高度専門士課程も、改めて第三者評価受審を義務化すべきとの他の学校種からの意見あり

高度専門士の現状について、高度性の意味付与、多い分野、学修成果指標などの調査・把握が必要

法的な規定がある専攻科以外のものの類型化、標準化の作業が必要

---

## 専攻科の設置（続き）

### 通知3ページ

→高度専門士の称号は、新たに正式に称号として学校教育法で位置付けられる専門士の1類型として学校教育法体系の中で省令によって規定することを検討」

### コメント

高度専門士課程とその区分制については、社会人も学びに来る高度な教育という社会的評価→

社会的評価を得るための方法として考えるべき

## 領域3 教育の質の保証を図るための措置

### ⑤自己点検評価の義務化、

### 外部の識見を有する者による評価の努力義務化

専門学校の学校評価の根拠法が変更

→専修学校は42条、専門課程のみ132条の2

通知3ページ→ガイドラインの改訂が必要

自己点検評価←自己評価 告示から法へ

---

### ⑤（学校評価：続き）

#### 構想懇談会提言書

私立専門学校等評価研究機構（現：職業教育評価機構）等の実績や第三者評価等への提言に基づき

（2）専門学校の学校評価の充実として、  
本文第15章「職業教育の評価と質保証」において提言

「職業実践専門課程への第三者評価の導入

→42条や認証評価の視点とは別に、職業実践専門課程の特質を評価する第三者評価であるべき」と主張

## ⑤（学校評価：続き）

### 協力者会議報告

評価項目 学習指導、生徒指導等

→組織及び運営並びに施設・設備等へ拡張

→学修成果に関する項目を追加すべき

4つの評価機関例（職業教育評価機構、専門職高等教育質保証機構、リハビリテーション評価研究機構、柔道整復教育評価機構）

### 段階的な義務化

専攻科、外国人キャリア形成促進プログラム認定校、

中期的には職業実践専門課程も検討

これらは文科大臣認定→ここから義務化ははじまる

第三者評価受審校は、**学校関係者評価**は有効期間中は免除

## ⑤（学校評価：続き）

### コメント

通知3ページ「外部評価」 新ガイドラインでは「第三者評価」という用語の使用を提言

### 学校関係者評価

132条ノ2にはない。もともと42条から。但し職実の認定要件

協力者会議報告

第三者評価受審校は、**学校関係者評価**は有効期間中は免除

→義務化されれば論理には不要か

三菱総研調査では、良いが大勢。評価としてではなく、ステークホルダーとの関係深化として

→自己点検評価の仕上げ、評価結果公表のレスポンス

コメント（全体）

告示ではない学校教育法の改正！

これまでの告示等による改正→専門学校の制度が複雑化

構想懇談会提言書

「逐次的に一部の卓越した課程を選択してそれを認定していく政策アプローチは、制度の可視性を高め（たのか）疑問」

単位制導入等の今回の学校教育法改正が専門学校制度の可視性を高めたことは明らか

一方で、職実<sup>○</sup>は職業教育としてのアイデンティティを明確化した。職実を専門学校の中で発展させなくてはならないという基本政策は変えられない→「卓越した課程を選択してそれを認定していく政策アプローチ」は続行！

改正を機に、制度のわかりやすさと職業教育機関としての分かりやすさをいかに調停できるかを課題として検討していく必要がある

令和6年度文部科学省受託事業

実践的職業教育の第三者評価連絡協議会拡大研修会資料・専門学校機関別評価団体の現状・課題

		団体名	特定非営利活動法人職業教育評価機構
区分	取組内容		
現状	<p><b>①法人運営</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年9月設立 理事長 井澤勇治 ・会員校113校 賛助会員4団体 (令和6年4月1日現在)</li> <li>令和6年3月 専門職大学分野別認証評価機関として認証を受ける。</li> <li>令和6年8月 評価機関として独立性の確保等向け、事務所を中野区東中野に移転</li> </ul> <p><b>②学校評価の実施状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価 研修会定期開催、学校評価ハンドブックの頒布、学校評価マニュアル、研修テキスト作成</li> <li>学校関係者評価 研修会定期開催（自己評価、学校関係者評価の研修は今後調整、6月28日第三者評価）</li> <li>第三者評価 74校（平成18年度モデル4校平成19年度から令和5年度70校）第三者評価マニュアル作成</li> <li>第三者評価料120万円(消費税別) 但2分野まで、3分野以上追加 ※東京都、大阪府は補助制度がある。</li> </ul>		
課題	<p><b>①第三者評価事業に関する課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文部科学省受託事業「専修学校における学校評価ガイドラインの改正に向けた提言」の取りまとめ</li> <li>評価機構の第三者評価基準のバージョンアップ、学校教育法第132条の2への対応</li> <li>専門職大学認証評価の実施</li> </ul> <p><b>②組織に関する課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会員校、賛助団体の拡大</li> <li>評価者育成、評価研究組織の構築</li> <li>事務局機能の充実強化</li> </ul>		

		団体名	一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
区分	取組内容		
現状	<p><b>①法人運営</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年2月設立 代表理事 川口昭彦 ・会員校23校 (令和6年4月1日現在)</li> <li>平成24年7月 専門職大学院（ビューティビジネス分野）分野別認証評価機関として認証を受ける。</li> <li>令和3年 5月 専門職大学院（教育実践分野）分野別認証評価機関として認証を受ける。</li> <li>令和5年11月 専門職大学（リハビリテーション分野、ファッションビジネス分野）及び専門職短期大学（動物ケア分野）の分野別認証評価機関として認証を受ける。</li> </ul> <p><b>②学校評価の実施状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>分野別認証評価 専門職大学院（ビューティビジネス分野）1校3回、専門職大学院（教育実践分野）1校1回実施済、専門職大学（リハビリテーション分野）3校実施中</li> <li>自己評価 学校関係者評価 会員校より相談及び質問を受けて、対応している。研修講師派遣。</li> <li>第三者評価 シンポジウムやセミナーを開催し、その重要性和意義を説明し、その普及に努めている。</li> <li>第三者評価 13校（モデル校を含む）、第三者評価マニュアル作成</li> </ul>		
課題	<p><b>①第三者評価事業に関する課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>弊機構の認定資格としての専門職高等教育支援士®、専門職高等教育評価士®、専門職高等教育管理士® の講座を開き、その普及に務める。</li> </ul>		



# 分野別評価機関設立マニュアル

専門職業人育成プログラムの評価

令和4年3月

特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構

## はじめに

○分野別評価機関設立マニュアル（以下「本書」という。）は、令和3年度、文部科学省受託事業において、私立専門学校等評価研究機構（以下「当機構」という。）が作成した、専門職業人材育成プログラム評価のための第三者評価機関設立の手引書です。

○「専門職業人材育成プログラム評価」は、現在審議中の「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」において文部科学省が会議開催の背景の説明の中で使用している「地域社会を支える専門職業人を養成する専修学校の役割」から実践的な職業教育にふさわしい文言として「専門職業人」という表現を採用しました。

○また、分野別評価は、教育プログラムの教育目標、カリキュラムの構成や内容、教育方法、学生の学修成果等に焦点をおいて行う評価であることから、「専門職業人材育成プログラム評価」という表現を用いることにいたしました。

○本書は、分野別第三者評価組織（機関）の設立までの手順を示しています。設立のステップの説明は一般的ですが、柔道整復師養成分野の評価組織（機関）設立までの記録を事例紹介することで、ご覧いただく方に具体的なイメージを持っていただけるようにいたしました。

○当機構と柔道整復師養成に係る関係4団体は、継続的に行っている第三者評価の実施・検証の成果を踏まえ、令和元年から評価組織（機関）の組織化に向け、検討・協議を重ね、令和3年6月、一般社団法人柔道整復教育評価機構の設立につなげることができました。

○本書作成の趣旨をご理解のうえ、分野別第三者評価組織（機関）の設立を目指す、専修学校関係団体等の皆さんに本書を参考として活用いただければ幸いです。

○本書の作成にあたっては、文部科学省受託事業における第三者評価機関等確立委員会、定義・要件等検討部会、連絡協議機関に関する検討部会の委員の皆様をはじめ、一般社団法人柔道整復教育評価機構、関係団体の皆様方にご指導・ご尽力をいただきました。改めて、関係者の皆様にご心より御礼を申し上げます。

令和4年3月

特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構

## 目 次

1	実践的職業教育の分野別第三者評価とは	2
	(1) 専修学校の学校評価制度	
	(2) 第三者評価の必要性	
	(3) 実践的職業教育における分野別第三者評価の意義	
	(4) 分野別第三者評価組織（機関）設立の必要性	
2	分野別第三者評価組織（機関）設立のステップ	4
	(1) 柔道整復師養成分野における検討経緯	
	(2) 柔道整復師養成分野における第三者評価実用化に向けた調査研究の経緯	
	ステップ1 合意形成	7
	ステップ2 設立準備	8
	ステップ3 設立手続	9
3	分野別第三者評価の課題	10
	(1) 分野別第三者評価組織（機関）設立の課題	
	(2) 職業教育における専門分野の体系的分類の課題	

### 【参考資料】

1	分野別第三者評価組織（機関）	12
	(1)組織の名称	
	(2)組織の構成員	
	(3)第三者評価組織（機関）の要件	
	(4)第三者評価組織（機関）の組織と運営	
2	分野別第三者評価システムの策定	13
	(1)第三者評価の目的と方針	
	(2)評価基準・項目のつくり方	
	(3)評価の最終表現	
	(4)評価のステップ・実施体制	

## 1 実践的職業教育における分野別第三者評価とは

### (1) 専修学校の学校評価制度

平成 14 年の専修学校設置基準改正で第 1 条の 2 に「教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。」とし、「点検及び評価の結果について、当該専修学校の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。」と規定されました。

その後、平成 19 年に改正された学校教育法第 42 条において自己評価の実施と結果公表が義務化されるとともに、学校関係者評価が努力義務と定められました。

文部科学省は学校評価を促進するために、平成 24 年 3 月、「専修学校における学校評価ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定しました。ガイドラインでは、自己評価、学校関係者評価に加えて第三者評価のあり方について言及しています。

### (2) 第三者評価の必要性

第三者評価は、大学、短期大学、高等専門学校においては、平成 14 年の学校教育法改正により認証評価制度として義務化されています。また、専門職大学院、専門職大学等では、機関別認証評価と分野別認証評価が義務化されています。

専修学校では、法令上の規定はありませんが、教育の質保証に積極的な専修学校では、民間の第三者評価機関において任意で第三者評価を受審しています。

大学等の第三者評価制度導入の背景は、認可制度の規制緩和による準則主義の課題、単位の互換性の根拠、グローバル化への対応などが挙げられています。

専修学校においても、第三者評価は、客観性、公平性、透明性を担保し、社会的な認知、適切な評価を得るために必要不可欠といえます。

### (3) 実践的職業教育における分野別第三者評価の意義

専門学校の専門課程は、専修学校設置基準で目的に応じた 8 つの分野に区分されています。職業実践専門課程におけるいわば専門職業人材育成プログラムという観点からみればさらに多種多様な課程が存在します。

このような専門学校を評価する場合は、学校運営及び教育の基本組織など分野に共通する基本事項の評価に加え、それぞれの養成分野の特性に応じた専門職業人材育成プログラム評価として分野別第三者評価が必要となります。

専門職業人材として備えるべき知識・技術、技能を付与することができる組織、教育活動であることを評価するためには、教育目標、教育課程編成、教育方法、学生の学修成果等に焦点をおいて評価を行い、その結果を公表することが重要なのです。

#### (4) 分野別第三者評価組織（機関）設立の必要性

分野別第三者評価を行う主体は、職能団体や学校団体等であり、大学では、薬学、医学、技術者教育等において職能団体、学術団体等が中心となり分野別第三者評価機関が設立されています。

理学療法士、作業療法士等のハビリテーション人材養成分野は、すでに、厚生労働省において、カリキュラム検討会の中で分野別第三者評価の導入が決まっています。この分野では従前から、リハビリテーション教育評価機構が設立され、指定要件チェックを中心とした評価が行われてきています。

分野別第三者評価は、学校団体、職能団体、関連する業界等が連携をとり、専門職業人材の各分野の教育活動の実効性や学修成果等についての的確に評価を行う必要があります。専門職業人材育成プログラムに着目した第三者評価の促進に対応するためには、分野別第三者評価組織（機関）が必要で、専門職業人材の各分野の評価組織の設立が求められています。

##### 【分野別評価】 Disciplinary Evaluation

職能や学術の分野等の区分ごとに行われる評価。なお、文部科学省の依頼により日本学術会議が、33の学問分野について分野別参照基準を作成・公表している。これらの参照基準は、学士課程における各分野の専門教育が、その核として共有することが望まれる基本的な考え方を示し、各大学が教育課程編成において参考にすることを通じて、大学教育の質の保証に資することを目的としている。

##### 【プログラム認定】 Professional Program Accreditation

高等教育の質保証の文脈においては、ある特定の教育プログラム全体又はその選択された一部分を対象とし、その質を保証すること。

認定の主体は職能団体や学術団体であり、それぞれの分野における専門家として備えるべき知識や能力が教授されている組織、教育活動であることを保証することを目的としている。教育プログラムの教育目標、カリキュラムの構成や内容、教育方法、学生の学習成果等に焦点をおいて評価を行い、その結果に基づいて認定の可否を判断する。

日本では、認証評価機関による専門職大学院認証評価や、日本技術者教育認定機構（JABEE）が行う工学・理学・農学分野における技術教育プログラムの認定、薬学教育評価機構（JABPE）が行う薬学教育プログラムの第三者評価等が該当する。

このほかに、世界医学教育連盟（World Federation for Medical Education: WFME）の示す国際基準を踏まえ、同機関から医学教育分野別評価の認定機関として認証された日本医学教育評価機構（Japan Accreditation Council for Medical Education: JACME）が行う医学教育分野別評価基準日本版による第三者評価がある。

出典：高等教育に関する質保証関係用語集（大学改革支援学位授与機構）

## 2 分野別第三者評価組織（機関）設立のステップ

第三者評価組織（機関）設立までの流れは、一般的には次のとおりですが、分野ごとに様々な進め方があると考えられます。分野別第三者評価組織（機関）の設立に取り組む際の参考にしてください。



つぎに、令和3年6月に組織化した「柔道整復教育評価機構」の設立までの記録を基に、分野別第三者評価組織（機関）設立までのステップ1からステップ3の流れに沿って、事例として紹介します。

### （1）柔道整復師養成分野における検討経緯

○柔道整復教育評価機構設立については、当機構が令和元年度文部科学省から受託した「職業実践専門課程における第三者評価の実用化に関する調査研究」事業の中で検討を行った事例です。

○ハビリテーション職種の養成分野は、すでに、厚生労働省において、カリキュラム検討会の中で分野別第三者評価の導入が決まりましたが、従前から当該分野では、ハビリテーション教育評価機構が設立され、指定要件チェックを行い、分野別第三者評価の受け皿としての組織が存在しています。

○柔道整復師養成分野においても次期のカリキュラム検討においては、同じように分野別第三者評価が導入される可能性が高く、受け皿としての分野別評価機関等が必要になる状況にあります。

○柔道整復師養成分野では、平成22（2010）年度、文部科学省受託事業「鍼灸師・柔道整復師の育成プログラムを産学が連携して評価するモデル事業の実践」の中で分野特性に着目した評価の仕組みの先行研究が存在していました。

○さらに、柔道整復師養成にかかる学校協会など複数の団体と当機構は、連携して、平成26（2014）年度から平成30（2018）年度まで、第三者評価に関する調査研究に取り組んでいました。

○平成30（2018）年度には、柔道整復研修試験財団（以下「財団」という。）と協力し、学校運営・財務は当機構が、教育活動は財団が受け持って評価を行う方式でモデル第三者評価を実施して、この実施方式の実用性を確認していました。

○柔道整復師養成にかかる関係団体である、全国柔道整復学校協会、日本柔道整復師会、日本柔道整復接骨医学会、財団の4団体は、従来からの、文部科学省受託事業のモデル評価をはじめとする柔道整復師養成施設の質保証・向上の取組に対する理解と情報の共有を深めていました。

○上記のことを踏まえ、関係4団体等からの推薦委員と当機構において検討会を設置して、柔道整復師養成分野の評価機関組織化を目標に、課題を整理し、設立までの過程等について検討を行いました。検討会は準備委員会に発展し、参画組織の同意のもと令和3年6月には「柔道整復教育評価機構」が設立しました。

## (2) 柔道整復師養成分野における第三者評価実用化に向けた調査研究の経緯

年度	主な事業内容	備考
平成26年度	<p>柔道整復師養成分野に係る第三者評価システムを構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先行研究の調査</li> <li>・柔道整復師養成校及びそのうち職業実践専門課程認定校に対する学校評価アンケート調査実施し、現状を把握</li> <li>・評価基準、評価体制、評価結果の表現など分野別評価に重点を置いた第三者評価システムモデルを構築、モデル評価に備え、実施要項等を作成</li> <li>・機関別評価、分野別評価、実用化の方向性を検討</li> </ul>	事業主体：評価機構
平成27年度	<p>26年度の成果を基盤に柔道整復師養成校における第三者評価モデル事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・呉竹医療専門学校、信州医療福祉専門学校、東洋医療専門学校をモデル校に選定</li> <li>・受審校等へアンケートなどによる検証を行った。</li> </ul>	事業主体：評価機構
平成28年度	<p>27年度のモデル評価の成果を基盤に、柔道整復養成関係団体による第三者評価モデル事業を継続実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道柔道整復専門学校、東京メディカル・スポーツ専門学校をモデル校に選定</li> <li>・啓発事業として養成校に対し評価シンポジウム実施</li> <li>・モデル評価から第三者評価システムの改善方策を抽出</li> <li>・分野別評価の評価体制の概念図を作成</li> <li>・柔道整復師養成分野における質保証体制を検討</li> </ul>	事業主体：柔道整復研修試験財団
平成29年度	<p>分野別評価を視野に第三者評価組織のモデル設定による第三者評価モデル事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育活動、学校運営、財務の評価部会を設置</li> <li>・役割分担により評価主体を外部の団体に委託し実施</li> <li>・北信越柔整専門学校、明治東洋医学院専門学校をモデル校に選定・特に評価の過程を検証</li> </ul>	実施主体：評価機構 柔整分野のモデル校について評価の主体を柔道整復研修試験財団に再委託
平成30年度	<p>30年度の実施経過を踏まえ第三者評価組織モデルによる評価を継続実施・役割分担等同様にモデル評価実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米田柔整専門学校をモデル校に選定</li> <li>・第三者評価結果を踏まえた改善の取組みについてこれまでモデル校に調査を行い、改善状況を把握、第三者評価の効果を検証（PDCAの徹底）</li> </ul>	実施主体：評価機構 柔整分野のモデル校について評価の主体を柔道整復研修試験財団に再委託



## ステップ1 合意形成

### 柔道整復師第三者評価機関等の設立検討部会の設置

検討期間：令和元年8月8日から令和2年1月15日（延べ5回開催）

柔道整復師養成分野第三者評価機関等検討部会委員一覧：役職は令和元年度当時

萩原正和 公益社団法人日本柔道整復師会 副会長

山口登一郎 一般社団法人日本柔道接骨医学会 理事  
東京有明医療大学保健医療学部柔道整復学科講師

福島 統 公益財団法人柔道整復試験財団 代表理事  
東京慈恵会医科大学教育センター教授

齊藤秀樹 公益社団法人全国柔道整復学校協会理事・東京医療専門学校校長

関口正雄 公益社団法人全国柔道整復学校協会 副会長  
東京メディカル・スポーツ専門学校校長

永田昭彦 公益社団法人全国柔道整復学校協会 事務局長

#### (1) 第1回部会

##### 【検討事項】

- ・モデル評価結果の検証
- ・第三者評価組織の検討の問題提起
- ・リハビリテーション教育評価機構の事例検討

#### (2) 第2回部会

##### 【検討事項】

- ・検討課題の整理
- ・第三者評価結果の公平性と客観性を確保する組織体制のあり方検討
- ・評価組織を全国柔道整復学校協会の組織内部に置く場合の留意点・課題検討

#### (3) 第3回部会

##### 【検討事項】

- ・組織形態、業務内容、予算、決算等の検討
- ・関係団体からの経費援助方法等について事例研究

#### (4) 第4回部会

##### 【検討事項】

- ・関係団体は、運営資金への支援、評価等事業実施に関する人的な支援を行うことの確認
- ・評価組織は独立した組織として設置、法人格は一般社団法人とする。
- ・組織設立のため、関係団体等による準備組織を設置する。
- ・組織の名称は仮称「柔道整復教育評価機構」とする。

#### (5) 第5回部会

- ・全体のまとめ・委員会への報告事項整理



## ステップ 2 設立準備

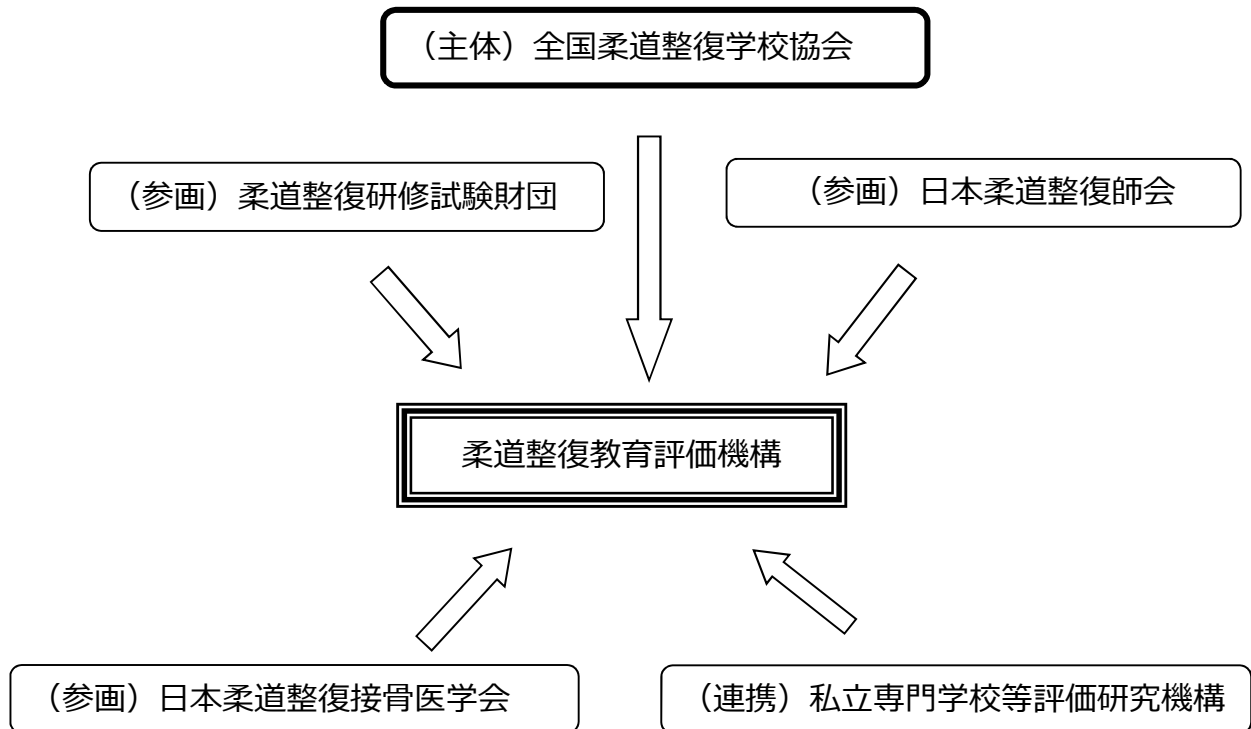
### 職業分野別評価機関に関する設立準備委員会の設置

検討期間：令和 2 年 10 月 26 日から令和 3 年 4 月 7 日（延べ 4 回開催）

柔道整復教育評価機構設立準備委員会委員一覧：役職は令和 2 年度当時

萩原正和	公益社団法人日本柔道整復師会 副会長
山口登一郎	一般社団法人日本柔道接骨医学会 理事 東京有明医療大学保健医療学部柔道整復学科講師
福島 統	公益財団法人柔道整復試験財団 代表理事 東京慈恵会医科大学教育センター教授
齊藤秀樹	公益社団法人全国柔道整復学校協会理事・東京医療専門学校校長
関口正雄	公益社団法人全国柔道整復学校協会 副会長 東京メディカル・スポーツ専門学校校長
永田昭彦	公益社団法人全国柔道整復学校協会 事務局長
綱川ルリ子	公益財団法人柔道整復研修試験財団 事務局
真崎裕子	私立専門学校等評価研究機構 事務局長

【関係団体連携図】



### **(1) 第1回会議**

#### **【審議事項】**

- ・令和元年度における柔道整復師養成分野における第三者評価機関の組織化の経緯確認
- ・一般社団法人の設立に関する審議
- ・今後の協議の進め方の確認、専門学校教育の動向等に関する意見交換、その他

### **(2) 第2回会議**

#### **【審議事項】**

- ・組織運営に関する予算、経理、計画に関する審議
- ・法人本部・事務局の所在、事業計画案に関する審議
- ・定款案に関する審議
- ・組織化に関わる各団体に関する情報交換

### **(3) 第3回会議**

#### **【審議事項】**

- ・予算等、事業計画に関する検討・審議
- ・一般社団法人定款案等についての検討・審議
- ・今後の課題・スケジュールについて意見交換

### **(4) 第4回会議**

#### **【審議事項】**

- ・組織名称：一般社団法人柔道整復教育評価機構
- ・事業計画の検討
- ・構成員 正会員：学校の設置者、賛助会員：事業を賛助するために入会した個人又は団体
- ・一般社団法人の設立 定款案・設立登記必要書類の確認

## **ステップ3 設立手続**

### **(1) 設立手続き**

#### ○登記手続き

名称：一般社団法人柔道整復教育評価機構

所在地：〒105-0013 東京都港区浜松町1丁目6番2号 丸神ビル1階

登記所：東京法務局港出張所

設立年月日：令和3年6月9日 設立時の役員 設立時の社員

### **(2) 第1回理事会（令和7月15日）**

出席者：理事5名 監事1名 オブザーバー公益社団法人 柔道整復学校協会、公益財団法人柔道整復研修試験財団、特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構

#### **【審議事項】**

- ・登記事項の確認
- ・中期事業計画の説明及び検討

### 3 分野別第三者評価の課題

#### (1) 分野別第三者評価組織（機関）設立の課題

○分野別第三者評価組織の設立・運営には、複数の当該分野に係る団体が参加することが必要です。国家資格取得し、専門職種として明確な場合には、同一分野の学校関係団体、関連業界、関連学会、その関連団体などが参加・協力して設置を進める動きがみられます。

○平成 26（2014）年度からの文部科学省受託事業においても 11 の分野で分野特性に応じた第三者評価への取組が展開されています。しかしながら、比較的新しい分野では業界等の関連団体が未成熟で、学校団体も存在しない場合は、独立した第三者評価組織を設置することが困難なケースも見受けられます。

○学校運営等の機関に関する評価項目は、概ね分野共通であることから、評価を実施する際にはできるだけ均質の評価を行えるような体制が必要です。

○専門職業人材の養成分野ごとに評価組織を設置すると分野に関連する評価項目に比重が傾き、学校運営等に関する項目が十分に評価できないおそれも想定されます。これをバランスよく評価するには、財務基盤の評価など学校運営等の評価に習熟した評価委員の参加が不可欠です。

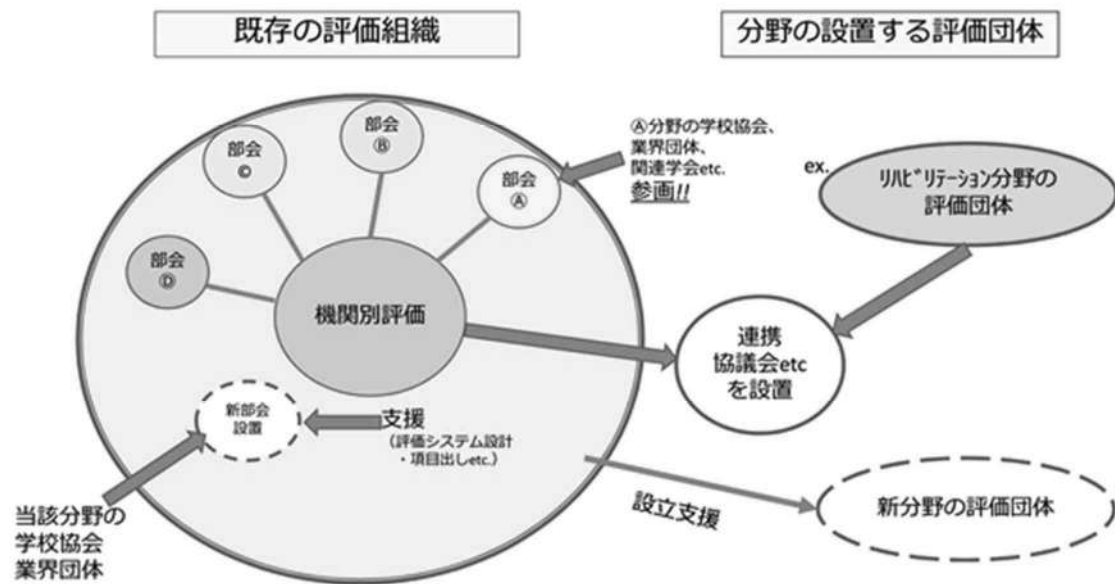
○このような課題を解決するためには、十分な時間が必要となります。しかし、職業実践専門課程の教育水準の明確化や社会認知度の向上などを考慮すると専門職業人育成の第三者評価の速やかな普及を図ることが必要で、その対策としては、次に掲げる図のような取組が有効であると考えられます。この図では、既存の評価組織がこれまで培ってきた専修学校評価のノウハウを生かして、三つのケースを示しました。

【ケース 1】 分野で設立した評価組織（機関）が既に存在している場合に、連絡協議会を設置し、学校運営等に関する評価方法などを互いにサポートしながら、各評価組織（機関）における評価活動を進めてもらう取組が考えられます。そのためには、連絡協議機関の設立が必要です。

【ケース 2】 分野で評価組織（機関）を設立していない場合、既存の評価組織（機関）の中に分野別部会を設置し、分野関係者と既存の評価組織（機関）の委員が一体となって評価活動を行うことが考えられます。

【ケース 3】 関係団体が未成熟な新分野については、【ケース 2】と同様に評価を行う部会を既存の評価組織（機関）内に設ける場合で、外部に評価組織（機関）設立するための支援を行う取組です。

## 評価組織の取組イメージ



### (2) 職業教育における専門分野の体系的分類の課題

○分野別第三者評価の分野の括りから考えると職業教育における専門分野の体系的分類が確立していないという基本的な課題があります。

○法令で義務化されている専門職大学院では、申請した領域ごとに継起的に分野が定められているのが現状です。専門職大学等では、専門分野ではなく学問分野分類の枠において、当面の認可手続きが行われています。

○専門職大学院の例にもあるとおり、職業分野は多様であるため専門職大学等の分野別認証評価を行う団体が存在しないことも予測できるため、文部科学省は、学校教育法施行規則において、評価機関に代わる組織による評価も当分の間は可能としています。

○国内には総務省の日本産業分類、日本職業分類など様々な分類がありますが、それらの関連性について、議論は未着手であり、職業教育における分野分類を含んだ国家学位資格枠組み(NQF)が存在しないため、職業教育の国際通用性への道筋が見えないと指摘されています。

○さらに、実践的職業教育の評価、特に分野別評価の検討を進めるためには、職業あるいは職能の単位をどのように捉えるかが重要であり、既に、評価単位となるべき分野分類の明確化、体系化の確立を課題として各方面で調査研究が行われています。

特に、公益社団法人東京都専修学校各種学校協会で行われている職業分類に関する調査研究の動向も注視しながら検討を進めるべきであると考えます。

## 【参考資料】

### 1 分野別第三者評価組織（機関）

#### （1）組織の名称

名称は、各組織で独自に決定します。特に養成分野の名称を名乗るなど、評価対象と第三者評価を行う組織であることが分かる組織名称が必要になります。

#### （2）組織の構成員

構成員は、学校単位が基本ですが、養成分野の職能団体、学校団体など各種団体、また、個人等多様な主体で構成されます。養成分野の職能団体、学校団体など各種団体、また、個人等がそれぞれ連携・協力して分野別評価の事業活動を実施します。

#### （3）第三者評価組織（機関）の要件

組織（機関）の要件は、大学等を対象とした認証評価機関と同じような次の要件を充足していることが基本です。

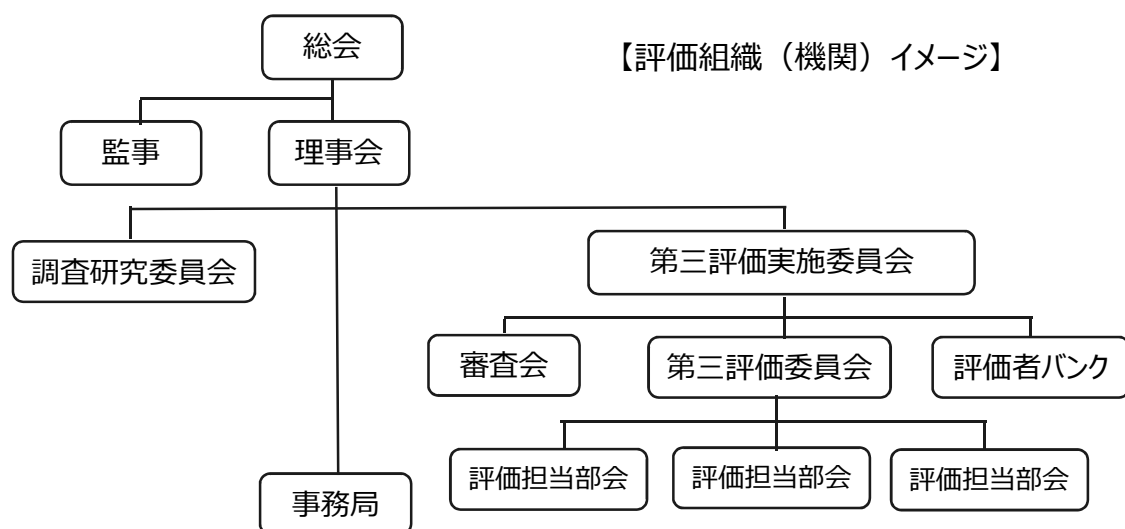
○組織（機関）が行う第三者評価の目的等、基本的な方針を明確に、評価基準等を定め、客観性、公平性、公正性を備えた評価実施体制があること。

○第三者評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）で、法人運営等についてホームページ等で公表していること。

○評価結果について対象学校からの意見の申立ての機会を付与していること。

#### （4）第三者評価組織（機関）の組織と運営

組織（機関）では、第三者評価の実施のほか、研修など各養成分野の課題に応じた事業に、継続的に取組みために、事務局や評価部会を設置するなどが必要となります。



※評価担当部会は受審校毎に設置

## 2 分野別評価システムの策定

### (1) 第三者評価の目的と方針

第三者評価を行う組織（機関）は、第三者評価の目的等、基本的な方針を明確する必要があります。基本方針に基づいて、評価基準等を定め、客観性、公平性、公正性を備えた評価実施体制により第三者評価を実施することが求められています。

#### 【私立専門学校等評価研究機構における評価目的】

- ① 専門学校教育の質・水準の明確化
- ② 専門学校教育の質・内容の向上
- ③ 専門学校教育の社会的認知の向上
- ④ 専門学校のステークホルダーとの協同関係の向上
- ⑤ 学校選択への利便性提供

#### 【私立専門学校等評価研究機構における評価方針】

- ① 専門学校等評価基準に基づく評価
- ② 自己評価に基づく評価
- ③ 業界関係者など外部者も含む評価
- ④ 透明性・公正性・公開性の高い評価

### (2) 評価基準・項目の作り方の基本

#### ① 第三者評価システムの基本構造・項目体系をつくります

評価の仕組みの構築にあたっては、評価の観点に基づき、ガイドラインを基礎に評価項目・評価基準を体系的に整理して必要な項目を設定します。

② 特に必要のある場合は、任意に大項目を追加設定します。

③ 大項目の下に中項目、その下により具体的に小項目・チェック項目を配置します。

④ 評価の単位を決めます。評価の単位とは具体的にどのようなくりに評価結果を出すかということです。当機構では、中項目単位に評価しています。大項目単位、あるいは、総評として評価する方法もあります。

#### 【評価の観点とは】

- i 設置基準等の基準との適合性の評価
- ii 職業実践専門課程の各認定要件との適合性の評価
- iii 学修成果等についての目標設定と達成度の評価
- iv 内部質保証の体制、機能・効果の評価

【参考】

新たな分野横断的な第三者評価モデル基準と文部科学省ガイドラインの評価項目					
区分	分野横断的な第三者評価モデル基準			文部科学省・専修学校における学校評価ガイドライン [別添5:自己評価における評価指標・観点・参考資料一覧表(イメージ案)]	
	大項目	中項目		大項目	中項目
教育活動と学修成果	1 教育理念・目的	教育理念・目的		I 教育理念、目的、人材育成像	教育理念・目的
		育成人材像と関連業界の人材ニーズ			人材育成像
		入学者の受入れ方針			
	2 教育活動	教育理念、目的、目標に沿った教育課程の編成方針		II 学校運営	法人運営
		専攻分野における企業等との連携体制を確保した教育課程の編成			学校運営
		卒業後のキャリア形成への適応性、効果		III 教育活動	カリキュラム
		専攻分野における実践的な職業教育の実施			教育の方法
		教員の組織体制			教育の評価
		教員の資質向上に向けた組織的な取組			成績評価
		専攻分野における教育上の必要性に対応した施設・設備			資格試験
		学生募集、入学選考			教員の組織
		成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準			職員の組織
	授業評価		各部・課間の連携		
	3 学生支援	学生の健康管理		IV 学修成果	入学者の状況
		学生相談			中途退学者の状況
		学生生活の支援			卒業生の状況
退学率の低減		V 生徒・学生支援	進路・就職対策		
学生の意見・要望への対応			学生相談		
卒業生への支援		経済支援・健康管理			
4 学修成果	専攻分野の教育活動における目標と取組の成果		V 生徒・学生支援	進路・就職対策	
	専攻分野における就職に関する取組の成果			中退対策(保護者との連携等)	
	専攻分野における資格率の向上と取組の成果			卒業生・社会人への支援対策	
	卒業生の専攻分野における社会的評価				
内部質保証	5 内部質保証	関係法令・専修学校設置基準等の遵守と適正な学校運営		VI 教育環境	施設・設備
		学校評価の実施と結果の公表			機材・備品
		学校評価に基づく改善の取組			インターン・実習等の環境
		教育情報の公開			危険管理と危機管理
経営・学校運営	6 経営・財務	設置法人の組織運営		VIII 財務	財務状況
		財務運営			監査
		監査・財務情報の公開			財務状況の情報公開
経営・学校運営	7 学校組織・学校運営	学校の運営組織		IX 法令等の遵守	法令遵守の状況
		運営方針・事業計画			適切な学校評価の取組
社会貢献	8 社会貢献	学校における安全対策		X 社会貢献・地域貢献	社会貢献等の取組
		社会貢献・地域貢献			XI 国際交流 (必要に応じて)
		ボランティア活動		国際交流の状況	
		(大項目 8)	(中項目 35)	(大項目 11)	(中項目 33)

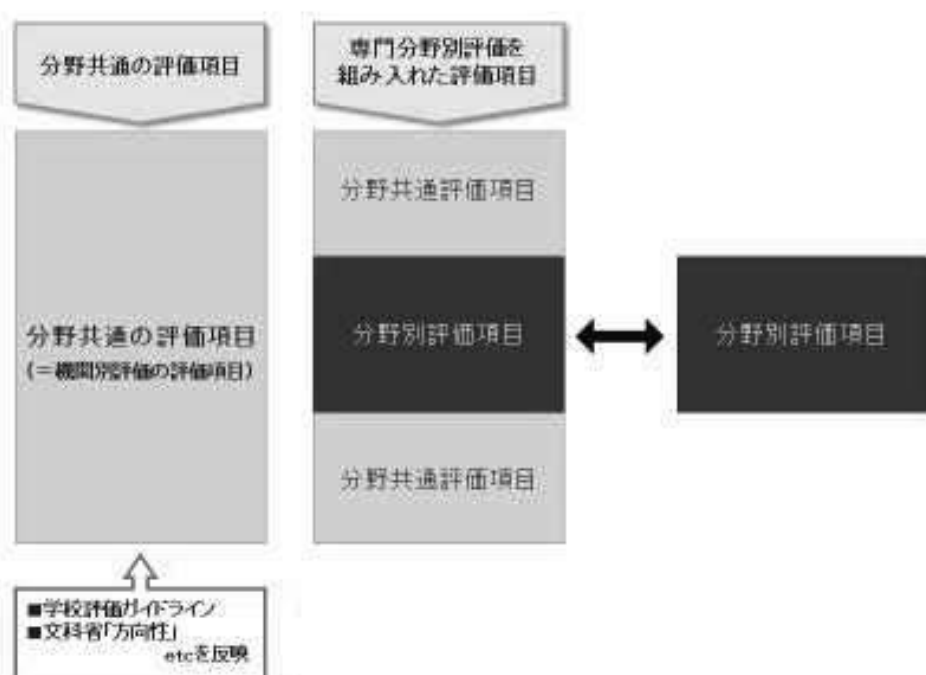


### (3) 分野に特化した評価システムの構築

①分野別評価項目の開発は、当該分野の学校団体、業界団体、学会など関係団体からの支援・協力のもと協同して開発に取り組むことが必要です。

②特に専門分野ごとの特質が異なっているのは、教育活動関連の評価項目です。①の取組が当面困難な分野、学校、学科は、下記のモデルのように業界が求めるコンピテンシーの把握、学修成果及び成果の評価方法、学内外の実習のあり方、教員の要件と専門性、教育の方法などについて、一般的な項目表現で第三者評価を実施することも可能です。

## 2つの評価項目モデル



③職業実践専門課程の第三者評価事業において、平成 30（2018）年度、鍼灸師等養成分野の分野特性に特化した評価基準の策定のために、鍼灸師等養成にかかる関係機関の委員により鍼灸師等養成分野の第三者評価モデル基準書を策定し公表しました。

当該評価基準の策定の検討において、評価の観点・視点、専門領域に必要な留意点などを分野特性に応じて抽出することで、それぞれの分野の特性に応じた項目・基準が策定できることを確認しました。

上記のように鍼灸師等養成関係団体推薦の委員と検討し、策定した第三者評価モデル基準を用いて、令和元年度、モデル第三者評価を実施した。モデル第三者評価をとおして、その適確性を確認しています。

#### (4)評価の最終表現

第三者評価の評価結果は、評価基準の適合性について表現することが基本です。

○当機構では評価結果を次のように表現することになっています。

第三者評価の結果は、中項目毎に、「可」または「否」の判定とその判断理由をコメントします。また、10の基準項目(大項目)についての総合コメントを示します。

○大学における分野別認証評価では、評価結果を次のように表現しています。

#### 【公益財団法人大学基準協会における獣医学教育の評価の例】

##### ○○大学○○学部○○学科に対する評価結果

##### I 判定

(認定する場合)

評価の結果、貴大学○○学部○○学科(学士課程)は、本協会の獣医学教育に関する基準に適合していると認定する。

認定の期間は20○○(平成○○)年3月31日までとする。

(認定しない(否)場合)

評価の結果、貴大学○○学部○○学科(学士課程)は、本協会の獣医学教育に関する基準に適合していないと判定する。

##### II 総評

貴大学○○学部○○学科の目的は、「○○○○○○○○と、獣医師法に定める獣医師養成の観点に沿って定めている。また、この目的は、ウェブサイトや大学案内を通じて社会一般に広く明らかにしている。

上記の目的は、全般的におおむね達成されており、特に、○○○○などは評価できる。しかし、以下の諸点については、改善に向けて検討することが望まれる。

○○○○○○いること、○○○○○○ことなど、検討すべきさまざまな課題を有している。

これらの点については、改善に向けて今後も継続して自己点検・評価活動に取り組み、貴学科の質のより一層の保証・向上を図り、貴学科の特色をさらに伸張していくことを期待したい。

##### III 獣医学教育に関する基準の各項目における概評及び提言

##### 1 使命・目的

<概評>

<提言>

(1) 長所

(2) 特色

(3) 検討課題

(4) 勧告

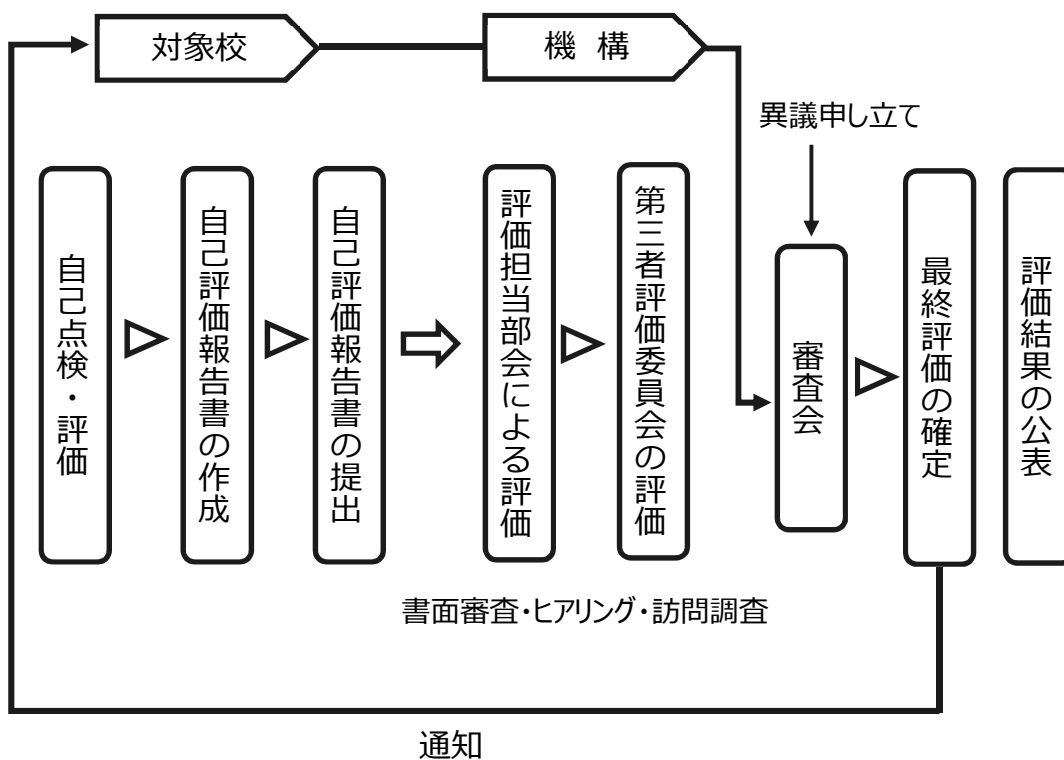
大項目2～8 省略

以上

○評価結果の表現は、基準適合の可否のほか、理由のコメントのほか、評価できる点、特長ある教育活動、検討課題、改善の必要な点等、学校の教育活動に必要な事項についてわかりやすいようにコメントする必要があります。また、評価の受審にあたって学校がこの点をよく理解していることが何より重要です。

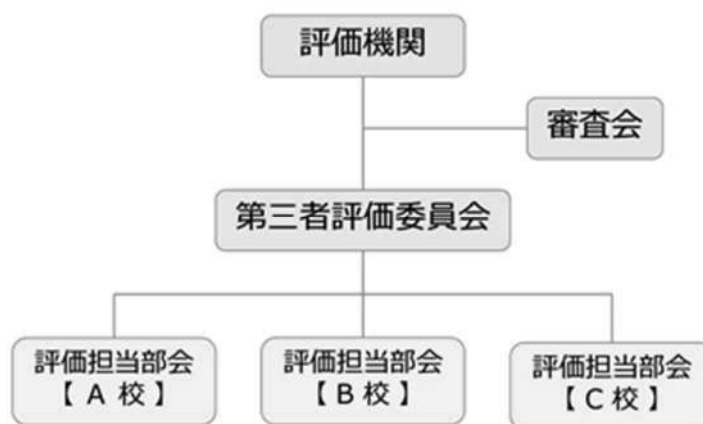
### (5) 評価のステップ・実施体制

○評価のステップとは、第三者評価の受審校の自己点検・自己評価から始まる手順のことで評価の一連の流れを表したものです。次に当機構の例を図式で示します。



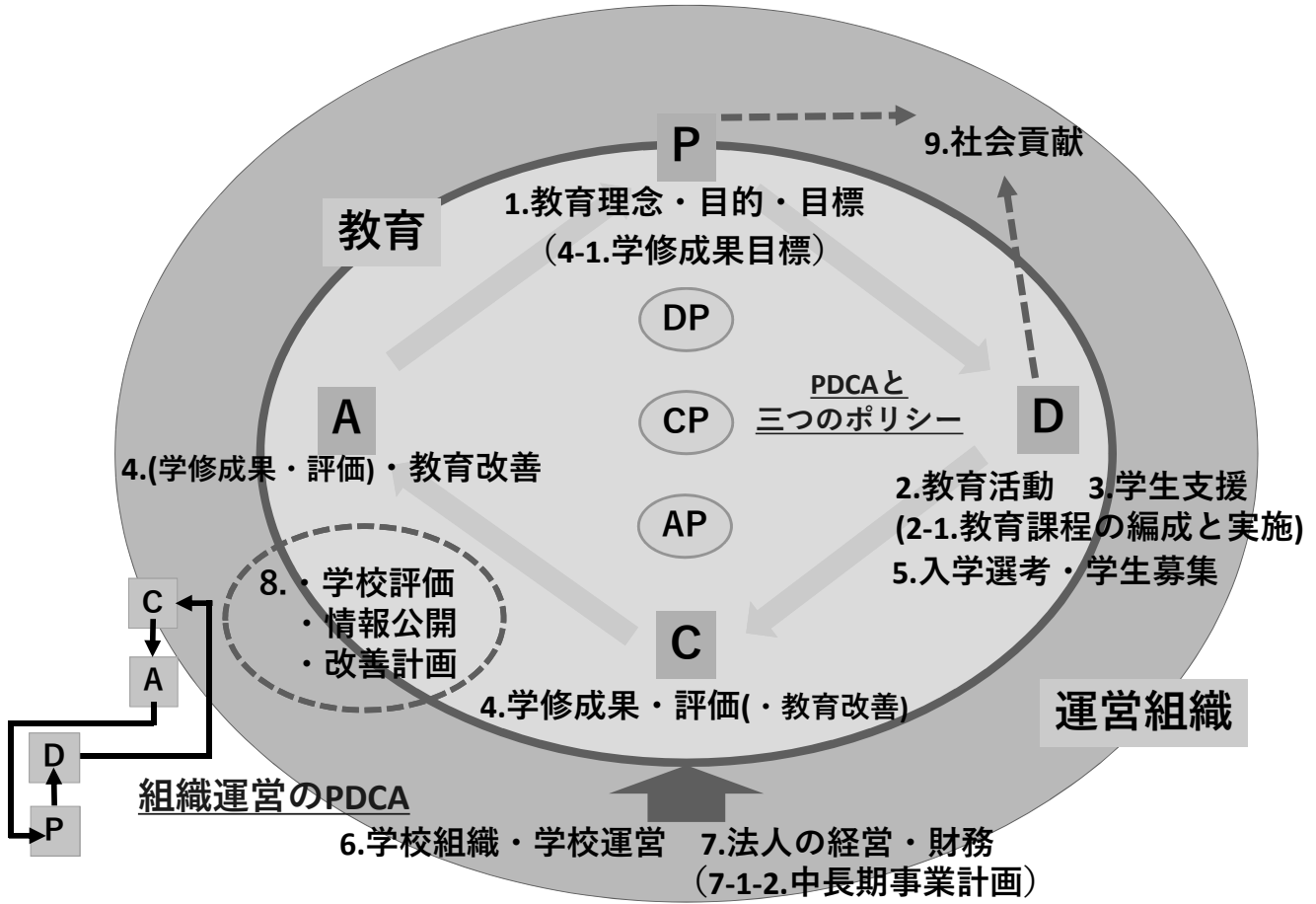
○実施体制とは、評価を実施するための体制で、当機構の実施体制を次に示します。

【評価実施体制モデル】



※ 評価担当部会は評価を受ける学校ごとに設置する。

# 評価項目関係図



# 1. JAMCA(全国自動車大学校・整備専門学校協会)の考え方



## 背景

近年、ハイブリット・電気自動車・燃料電池車等の開発、販売が増加  
 ⇒従来の『点検・整備』から『診断・整備』へ  
 ⇒高度な電子知識と技術が要求されている  
 一方、少子化や若者のクルマ離れ、大学への進学率上昇等で  
 自動車整備を学び職業を選択する若者が減少

- ①産学官一体での課題解決
- ②高等教育機関全体の教育の質を保証(社会的信頼を得ること)

- 学校の教育活動の透明性を高め、第三者評価の理解と受審できる体制づくりが急務である
- 産業界に求められる人材となるために必要な実践的なカリキュラムのもとで学ぶ体制づくりや教育の質向上につながる

## 第三者評価実施の目的

### 教育の質・内容の向上

- 自己点検評価の実施
- 学校運営・教育活動の改善
- 質の保証・向上
- 公表を行い、外部評価を受ける

### 社会的認知の向上

- 第三者評価を広く社会に公開  
⇒社会的認知を受ける
- 学生・保護者・企業へ教育内容・取り組み・水準の説明責任を果たす

### 利便性の向上

- 学校運営・教育活動の質・水準・内容等を明確化
- 学生・保護者の学校選択・高等学校における進路指導に利便性を向上

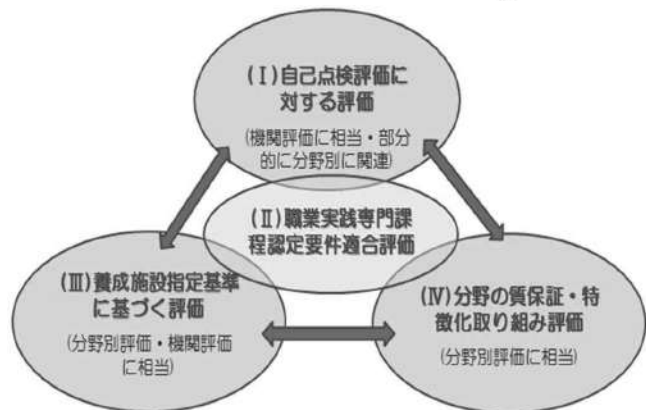
# 2. JAMCA第三者評価項目について



- 第三者評価項目は4つの柱から構成  
他の評価項目との重複は極力解消し、

各校が受審しやすく、受診校が拡大するよう「シンプルな構成」とする。

- ⇒基本的に大項目・中項目に整理
- ⇒評価記述は、『可・否』で判定



### (I)自己点検評価に対する評価

自己評価内容について第三者として客観的に評価を行う。(機関評価・一部分野別評価)

### (II)職業実践専門課程の認定要件適合評価(機関評価)

⇒文科省『職業実践専門課程における第三者評価のあり方の検証の方向性について』に基づき構成

### (III)養成施設指定基準に基づく評価(分野別機関評価)

⇒国土交通省自動車整備士一種養成施設指定基準に基づく評価

### (IV)分野の質保証・特徴化(分野別評価)

⇒大項目の番号(I)自己点検評価項目に基づく評価の項目と対照することで、全体評価における該当部門の位置けを明確化

### 3. 国土交通省による一種養成施設(専門学校)に対する実地調査

(Ⅲ) 養成施設指定 基準に基づく 評価	<p><b>国土交通省自動車整備士一種養成施設指定基準に基づく評価 (分野別期間評価・分野別評価に相当)</b></p> <p>我々学校群の教育は自動車整備士を養成するとともに、自動車業界で活躍する高度な技術者として育成することになる。          国土交通省はそれを踏まえ、社会で要求されている自動車整備技術者の水準を卒業(終了)時の目標として、教材や教室・実習場等の教育環境や主な教育項目とその教育時間、教育する教員の資格、資格合格率など教育プログラム全体の質を確保するため指定基準を定めている。          約3年ごとの国の定期的な監査により、そのレベルに満たない場合は、教育施設として取り消しをうけることになるので法的な質保障がされている評価と言える。          受審校の国の定期監査実施報告を確認することにより、自動車整備分野の基準達成内容の確認・評価ができる。</p> <p>※整備士の人材教育に向け基準を満たしていることのエビデンスを資料提示</p> <p>● 定期調査報告 ● 実施報告書 ● 変更届 ● 等</p>
-------------------------------	--

### 4. JAMCAとしての活動

#### 【1】文科事業「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」への参画

- ① 平成26年「現状調査」・各団体の取り組み、先行している大学の第三者評価調査
- ② 平成27年「JAMCA第三者評価項目」の作成と実証実験  
・訪問調査の実証実験を実施(会員校2校)
- ③ 平成28年「JAMCA第三者評価」体制の構築と実証実験  
・「JAMCA第三者評価ガイドブック」の作成  
・「第三者評価リーダー研修」「評価者養成研修会」の実施  
・訪問調査の実証実験を実施(会員校3校)
- ④ 平成29年「内部質保証への取り組み」と特徴ある独自の第三者評価体制の構築  
・訪問調査(会員校3校)と事例報告(内部質保証等研修会の開催)



#### 【2】JAMCA独自の運営による第三者評価および質保証研修会の実施

- ① 平成30年「JAMCA独自の第三者評価 評価実績1号」  
・JAMCA第三者評価委員会の体制づくり ・JAMCA第三者評価マニュアルの作成  
・受診校として静岡工科自動車大学校が立候補し、  
自己点検評価の事前提出⇒訪問調査⇒評価会議⇒評価報告等一連の運営を実施  
※令和元年より4年間は、コロナ禍の影響で研修および第三者評価活動は休止。
- ② 令和5年度より委員会活動を再開。「JAMCA質保証等検討委員会」の開催。
- ③ 「JAMCA第三者評価研修会」の実施 令和6年2月開催(リアル+オンラインのハイブリッド)  
・文部科学省生涯学習推進課専修学校教育推進室 室長 中安史明 氏 講演  
・一般社団法人専門職高等教育質保証機構 代表理事 川口昭彦 氏 講演

# 「職業実践専門課程」の第三者評価フォーラム 2025

## 【配付資料集】

### 目 次

1	プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	基調報告 学校教育法の改正と専修学校の学校評価・・・・・・・・	2
	(文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室長補佐 塩屋 仁 史)	
3	専修学校における学校評価ガイドラインの改正等に関する提言・・・・・・・・	8
	(事業実施委員会委員長/職業教育評価機構副理事長 東京メディカル・スポーツ専門学校校長 関口 正 雄)	
4	意見交換の論点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16

主 催

特定非営利活動法人職業教育評価機構

# 「職業実践専門課程」の第三者評価フォーラム 2025

開催日時：令和7年2月5日(水曜日) 午後1時30分～4時30分  
会場：アルカディア市ヶ谷私学会館6階「阿蘇東」

## プログラム

- 1 開会挨拶  
職業教育評価機構 理事長 井澤 勇 治
- 2 基調報告  
学校教育法の改正と専修学校の学校評価  
文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課  
専修学校教育振興室長補佐 塩屋 仁 史
- 3 事業報告  
専修学校における学校評価ガイドラインの改正等に関する提言  
事業実施委員会 委員長  
東京メディカル・スポーツ専門学校 校長 関口 正 雄

【休憩 10 分】

## 4 登壇者・来場者 意見交換

テーマ：専門学校における第三者評価のあり方（要件設定等）について  
進 行：事業実施委員会委員長 東京メディカル・スポーツ専門学校校長 関口正雄

(登壇者)

文部科学省 専修学校教育振興室長	米原泰裕
福岡大学人文学部教育・臨床心理学科 教授	植上一希
愛知県専修学校各種学校連合会 会長	市原康雄
全国専修学校各種学校総連合会 事務局長	原田大五郎
東京都生活文化スポーツ局私学部私学行政課長	福本卓也
(株)三菱総合研究所人材・キャリア事業本部主任研究員	藪本沙織

【都合によりプログラムは変更する場合があります。】

主催：特定非営利活動法人職業教育評価研究機構

(旧称：私立専門学校等評価研究機構)



# 学校教育法改正における専修学校の学校評価について

文部科学省総合教育政策局専修学校教育振興室



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

## 今後の専修学校の学校評価の見直しについて

専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議（1月21日開催）資料

### 【経緯等】

- ・平成19年に学校教育法等の改正により、1条校及び専修学校に対する自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が新たに設置
- ・平成24年4月に「専修学校における質保証・向上に関する調査研究協力者会議」を設置し、議論を重ね、平成25年3月に「専修学校における学校評価ガイドライン」をとりまとめ



ガイドラインに基づき、各学校において、自己評価（義務）、学校関係者評価（努力義務）、外部評価（任意）を実施

- ・令和6年の学校教育法の一部改正により、専門課程を置く専修学校（専門学校）に以下を措置

- ①大学と同等の項目での自己点検評価の義務付け
- ②外部の識見を有する者による評価の努力義務化

・施行日は令和8年4月1日

### 【今後の検討すべき論点】

1. 評価項目について
2. 第三者評価の評価の実施について
3. 第三者評価の評価を求める対象について
4. 第三者評価の評価の期間について
5. 第三者評価による評価結果の取り扱いについて

# 1. 評価項目について①

## 【現状】

ガイドラインでは、自己評価の評価項目、指標例として、①教育理念・目的・人材育成像、②学校運営、③財務、④法令等の遵守、⑤学生の受入れ募集、⑥教育活動、⑦学修成果、⑧学生支援、⑨教育環境、⑩社会貢献・地域貢献、⑪国際交流が示されている。

また、第三者評価は、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえ、教育活動その他の学校運営の状況について、第三者が設定する評価基準に基づき、専門的・客観的視点から評価し、その結果を踏まえて、学校の優れた取組や今後の学校運営の課題や改善の方向性等を提示することを目的としている。

### 新ガイドラインの評価項目案

- ①教育理念・教育目的・教育目標
- ②学校運営
- ③学生の受入れ・学生支援
- ④教育環境
- ⑤教育実施組織・教員
- ⑥教育課程・教育方法
- ⑦学修成果
- ⑧学校評価の実施と改善活動
- ⑨社会からの理解と情報の公表
- ⑩社会貢献・地域貢献

学校の運営や財務に関する部分は、既存の制度でも確認する制度となっている。

～学校法人の例～

- ・学校法人の監事による業務、財産、業務執行の状況についての監査（不正行為等については、所轄庁に報告）
- ・評議員会に対する決算及び事業の実績の報告
- ・監査報告書や財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書等の公表

評価的活動の重複を避けるためにも、第三者評価で重点的に確認する項目としては、自己点検評価の項目のうち教育内容に関すること（⑥教育課程・教育方法、⑦学修成果、⑧学校評価の実施と改善活動、⑨社会からの理解と情報の公表等）でよいのではないか。

※分野や資格によっては、指定養成のルールに基づく評価や所轄庁等の第三者点検がなされており、こうした場合は、評価・点検等で既に評価・確認されているという事に留意し、評価の際にメリハリを付けていくのがよいのではないかと。

# 1. 評価項目について②

## 【指定養成施設による取組例】

### 事例1 自動車養成施設の例

国土交通省において定めている自動車整備士技能検定規則の細則において、①規則又は学則の遵守事項、②教育を行う者の資格及び教育科目の担当状況、③教育科目、時間数、教育内容等の状況、④教室、実習場、実習用機械設備、実習用教材等の状況、⑤所定の課程の修了可否の判定状況等について立入調査するよう求めている。

立入調査については、地方運輸局が立入指導の実施計画や報告等を取りまとめ、国土交通省へ報告する義務がある。

自動車整備士技能検定規則の細則（抄）

4 自動車整備士養成施設の指導について

4.1 指導方針について

立入調査により、指定及び届出に係る事項のうち次の各号に重点を置いて調査し、適切な指導を行うこと。

### 事例2 東京都の医療関係養成所の例

東京都において定めている東京都医療関係職種養成所等指導調査実施要項において、保健師、助産師、看護師等の養成施設に対する指導調査（集団指導、実地指導）を実施している。実地指導では、①教員に関する事項、②授業に関する事項、③学生又は生徒に関する事項、④学則等の内容に関する事項、⑤施設等に関する事項、⑥関係法令等に定める申請、届出及び報告など諸手続に関する事項、⑦財務に関する事項等について確認している。

実地指導は、原則として課長代理級以上の職にある者を長とする職員2名以上で編成して実施している。

### 事例3 理学療法士及び作業療法士の養成施設の例

厚生労働省において定めている理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインにおいて、教員資格及び教育内容等に関して、5年以内ごとに第三者による評価について努力義務を課している。

確認項目は、①教員に関する事項、②生徒に関する事項、③授業に関する事項、④教室や実習室等に関する事項、⑤教育上必要な機械器具等に関する事項、⑥実習施設に関する事項等がある。

第三者の詳細については、ガイドラインには記載はないが、ガイドラインのQ&Aにおいて、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構の評価を受けることとしている。

理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン（抄）

2 一般的事項

（8）養成施設は、教員資格及び教育内容等に関して、5年以内ごとに第三者による評価を受け、その結果を公表するよう努めること。

## 2. 第三者評価の評価の実施について

### 【現状・論点】

第三者評価の実施主体の設定にあたっては、以下の点に留意が必要。

- ・専門学校は、大学等と比べて規模の小さい学校が多く、評価に関する作業量は相対的には少ないが、職員の数も少ないため、評価に関する業務や評価機関等に支払う費用による負担増が課題（現在、第三者評価を実施している学校は約9%）
- ・第三者評価を実施できる組織・団体も少ない（把握しているだけで3機関）  
（参考）把握できている専修学校に対する専門の評価団体
  - ・職業教育評価機構
  - ・専門職高等教育質保証機構
  - ・JAMOTE認証サービス株式会社



・第三者評価を実施するためには、評価の安定的な質の確保の観点から、評価を専門的に行う組織・団体による評価が望ましいと考えるが、上記専門学校の評価に係る状況等を踏まえると、数名の評価者の委嘱等による評価（評価者評価）も認めてはどうか。

・評価を実施する者の専門性・中立性などの要件については、別添（次頁）のように要件を設定してはどうか。  
なお、法律上規定を設けていないので、評価機関に対する文部科学省の認証や認定制度は想定していない。

4

### （別添）第三者評価実施者に求められる要件（案）

評価実施者の要件	
要件	<p>以下の要件を満たす者により複数名（原則として3名以上）で構成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な評価が可能な者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①専修学校に識見を有する者</li> <li>②大学評価等の経験者</li> <li>③当該学校・学科の分野に精通している者 等</li> </ul> </li> <li>・当該学校に専任又は兼任として在籍（予定含む。）していない、又は過去3年以内に在籍していない者</li> <li>・当該学校を設置する法人に役職員（当該法人が設置する他の学校の教職員を含む。）として在籍（予定含む。）していない、又は過去3年以内に在籍していない者</li> <li>・当該学校の教育又は経営に関する重要事項を審議する組織に参画（予定含む。）していない又は過去3年以内に参画していない者</li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省や評価機関等が行う専修学校の評価に関する研修等の受講経験があること又は、大学等の認証評価の評価者の経験など、評価の実施経験があることが望ましい</li> <li>・評価実施者が各自で評価するだけでなく、組織だって評価すること</li> </ul>

5

### 3. 第三者評価を求める対象について

学校教育法の改正により、専門学校における第三者評価が努力義務化（令和8年4月1日施行）

現在任意となっている第三者評価を努力義務化することにより、これまでよりも**学校の運営状況や教育内容等を適切に評価・公表し、専修学校における質の確保を図る取組が促進される**

実践的な職業教育を目的とする専修学校の特性を踏まえ、関係業界、専修学校関係団体等との連携により、外部の専門家等による独立した第三者評価を受けることは、**専修学校が自らの状況を客観的に見直す機会として捉え、専門的な分析や社会経済のニーズを踏まえた助言を受けつつ、学校の優れた取組を促進させるとともに、学校運営の改善・充実などさらなる学校の活性化が図られることが期待される**

第三者評価は努力義務だが、評価の実施を求めるべき制度もあると考えらえる。その考え方としては、

- ・大学等と同水準の質の保証が求められる場合
- ・特別な教育課程や取組に対して認定を行っており、その認定要件に関するフォローアップが求められている場合又は学校関係者評価がすでに義務付けられている場合

等が想定される。

但し、評価実施者の確保等の問題もあるため、対象となる学校の数も考慮しつつ、**どの制度から優先的に第三者評価を求めていくかは要検討**

（参考）

- ・外国人留学生キャリア形成促進プログラム 認定校：188校、475学科（令和6年月時点）
- ・高度専門士 認定校：342校、502学科（令和6年3月時点）
- ・職業実践専門課程 認定校：1,110校、3,199学科（令和6年3月時点）

※学校関係者評価は、一般課程、高等課程については引き続き努力義務とし、専門課程については、大学等と同様に規定しない予定。一方で、学校関係者（保護者や関連企業、地域の方々等）に学校について深く理解してもらい、意見を聞く場として有用という意見もあり、学校運営の改善を図るという意義を踏まえ、学校の判断で実施することとしてはどうか。

6

### 4. 第三者評価の評価期間について

#### 【現状】

- ・現在のガイドラインでは、自己評価は少なくとも毎年度に1回は実施することとされているが、第三者評価についての期間には言及がない  
→大学、短期大学、高等専門学校は、**7年以内に1回の認証評価を受けることが義務付けられている**
- また、専門職大学については、分野別評価が上乗せされており、当該評価は5年以内に1回の評価を受けることが義務付けられている

・**第三者評価を行う期間については、教育内容を重点的に評価する観点で分野別評価との親和性が高いことから、5年以内に少なくとも1回実施する**としてはどうか。

・上記の場合でも、自己点検評価は現状と同様に毎年度実施としてはどうか。

・第三者評価の開始は、既に認定を受けている又は令和8年度から新規に認定を受けた学校は、**学校教育法の改正の施行である令和8年4月1日からカウントして5年以内、令和9年度以降に認定を受けた学校は、対象となる課程の認定等がなされたときからカウントして5年以内に1度実施する方向**でどうか。

・認定を受けていない学校についても、5年に1度は第三者評価を行うことが望ましいこととしてはどうか。

#### 【評価期間イメージ】

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
対象課程がある学校		5年以内に第三者評価を受審									
対象課程がR10に新たに認定された学校				5年以内に第三者評価を受審							

（参考）学校教育法施行令（昭和28年制令第340号）（抄）

（認証評価の期間）

第四十条 法第百九条第二項（法第百二十三条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は七年以内、法第百九条第三項の政令で定める期間は五年以内とする。

7

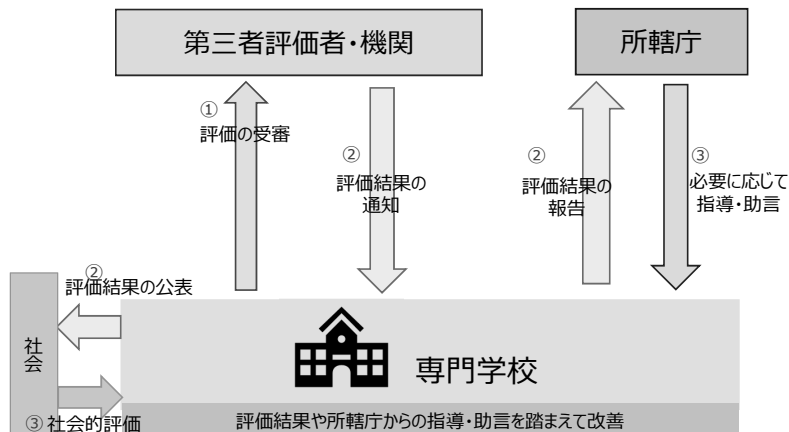
## 5. 第三者評価による評価結果の取り扱いについて

・大学等における認証評価では、評価機関が認証評価結果を社会へ公表するとともに、文部科学大臣に対して報告し、文部科学大臣は不適格となった大学等があれば当該大学等に対して、報告や資料の要求を求め、法令違反等の場合は、段階的対応（勧告・変更命令・廃止命令）を行い、大学等が評価結果を踏まえて自ら改善を図る仕組みとしている。



・専門学校においても、大学等と同様に、第三者評価の結果を学校のHPに掲載するなど社会へ公表するとともに、所轄庁へ報告するスキームとしてはどうか。

【第三者評価結果の取り扱いのイメージ】



※文部科学省への報告は、各認定制度ごとにフォローアップ又は認定要件で報告を求められるようなスキームの整備を検討

8

### 第三者評価の項目・評価基準イメージ例①

資料3

評価項目	評価内容	評価基準例	自己評価結果	第三者評価結果
教育課程、教育の実施	教育課程の編成と授業科目	1. 教育課程編成・実施方針に基づき教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置しているか 2. 教育課程編成のために、教職員及び企業等の役職員その他の委員により組織する教育課程編成委員会等を設置し、年2回以上開催しているか（職） 3. 外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が300時間以上開設しているか（外）	2	2 ※1
	教育の実施	1. 授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技等、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられているか 2. 企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定しているか（職）	2	- ※2
	成績評価、単位・卒業認定	1. 授業科目の内容、授業形態に応じ、それぞれの目標の達成度を測るのにふさわしい方法・基準を設定し、これをあらかじめ、シラバス等により学生に明示した上で、学生の学習に係る成績評価を公正かつ厳格に行っているか 2. あらかじめ学生に明示した卒業認定方針に定めた学習成果を達成した学生に対して卒業の認定をしているか	2	2 ※3

【評価結果への所見】

- ※1 基準1について、教育課程等編成委員会において教育課程を体系的に編成し、系統性等に配慮している。基準2について、教職員のほか、関係企業等の委員による教育課程等編成委員会を設置しているが、開催数が年によって異なっており、定期的な開催がより望ましい。基準3について、外国人留学生に対する授業科目が300時間以上開設されている。
- ※2 基準1について、授業科目に応じた講義や実習等が組まれているが、より実習を増やした方がいいと思われる科目もわずかがあった。より実習の形態を用いる方が望ましい。基準2について、企業等と連携した実習が組まれている。総授業時数に占める割合も概ね目標達成できる設定となっている。
- ※3 基準1について、授業科目の内容や授業形態に応じ、各種委員会で適切に目標達成方法や基準を検討し設定している。また、学生に対しても説明会やパンフレット等で説明し、成績評価を行っている。基準2について、ては、卒業方針に基づき、卒業判定を適切に判定している。

★は指定養成でも確認されている

結果は、基準を満たすかどうかではなく、基準を満たしているかを3段階で表示  
**3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている**  
**2：概ね基準を満たしている**  
**1：基準を満たしておらず改善が必要**

※第三者評価は、当該学校から独立した専門家が評価するため、評価者は、関連企業、関連団体、大学教員等で構成

9

## 第三者評価の項目・評価基準イメージ例②

評価項目	評価内容	評価基準例	自己評価結果	第三者評価結果
学生の支援	自主的な学習の促進に対する支援	学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいるか。また、学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っているか	2	2 ※1
	多様な学生に対する支援	1. 適切な体制を構築し、障害のある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援をおこなっているか 2. 特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路（就職）指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されているか（外）	2	2 ※2
	学生生活に関する支援	1. 留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っているか 2. 学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、運用しているか 3. 専任カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営しているか 4. 学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に運用しているか	2	2 ※3
学修成果	学修成果目標の設定	1. 資格・免許等の合格・取得率や就職について、また資格・免許以外の知識、技術、技能、態度等の学習成果目標を明確に設定しているか 2. 資格・免許の合格率・取得率や就職率について、専修学校分野別の関連データ等を基に適切な目標設定を行っているか 3. 資格・免許以外の知識、技術、技能、態度等の学修成果目標は、教職員、学生にとって明確なものとして示されているか	3	- ※4
	学修成果の把握	1. 学修成果の把握方法を教職員を教職員、学生に対して明確化してしめしているか 2. 資格・免許以外の知識、技術、技能、態度等の学修成果目標については、目標設定と関連し、その把握方法の開発に取り組んでいるか	3	2 ※5

### 【評価結果への所見】

- ※1 学生の学力等の状況を把握するとともに、学習支援が必要な学生への支援に取り組んでいる。また、シラバスの活用を行っているが、自主的な学習への支援はやや少ない。
- ※2 基準1について、留学生等の支援はあるが、障害のある学生への支援がなされていない。  
基準2について、留学生の在籍管理や進路指導は行われているが、日本人学生との交流は少ない。
- ※3 基準1について、留年者への対応はなされているが、学習継続困難者への対応は不十分である。  
基準2について、学校保健安全法に基づき適切な対応がとられている。  
基準3について、専任カウンセラーや相談室の設置や運用等の対応がとられている。  
基準4について、学生の経済的支援や体制を整備・運用している。
- ※4 基準1について、資格・免許やそれ以外の目標を設定し、そのための取組みを実施している。  
基準2について、合格率や取得率、就職率について、適切な目標設定を行っている。  
基準3について、資格以外の学修目標を設定し、教職員や学生に説明会等で周知している。
- ※5 基準1について、就職目標を設定し、就職状況を把握している。  
基準2について、指導体制を整備し、在校生等への就職等の支援している。

★は一部指定養成でも確認されている

結果は、基準を満たすかどうかではなく、基準を満たしているかを3段階で表示  
**3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている**  
**2：概ね基準を満たしている**  
**1：基準を満たしておらず改善が必要**

## 1 専修学校における学校評価ガイドラインの改正に向けた考え方

「専修学校における学校評価ガイドライン」(以下「現ガイドライン」という。)は、専修学校の学校評価に関する指針、方向性として、平成25年3月に策定され、専修学校関係者間で共通理解、認識として定着してきたところ、多くの学校で現ガイドラインに沿って学校評価が取組まれ、文部科学省調査によると平成25年度66.7%であった自己点検評価の実施率は、令和5年度には93%と着実に増加してきているが、自己点検評価は法令で義務付けられているため、早期にすべての学校で実施することが求められる。

一方、現ガイドラインについては、令和6年1月24日専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議(以下「協力者会議」という。)のまとめ「実践的な職業教育機関として専修学校の教育の質保証・向上と振興に向けて」において、「評価の充実や外部の識見を有する者による評価なども見据え、見直しを行う必要がある。」とされている。

また、現ガイドラインは、策定から11年経過しており、その後の職業実践専門課程の認定制度、修学支援新制度の発足といった新たな制度への対応が求められている。

さらに、令和6年6月14日付で学校教育法の一部を改正する法律が公布され、専門課程を置く専修学校は、①その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。②当該状況について当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価(以下「外部の識見を有する者の評価」という。)を受け、その結果を公表するように努める」こととされ、令和8年4月1日施行に向けた具体的な対応について示すことが必要になってきている。

対応の検討にあたっては、大学等では、機関による認証評価制度が導入されているが、費用や業務量の面で大学等の負担となっていると言われており、評価疲れといった指摘もある中で、中央教育審議会でも当該制度を見直す必要性が示されている。また、専修学校においては、学校法人制度や各養成指定施設等の規則等において評価・監査的活動が設定されている場合もある。

評価に係る業務が学校の過度な負担とならないよう、本ガイドラインでは、費用対効果も意識し、評価項目の重点化等を行い、学校評価を実施するにあたっての評価項目等については、基本的に踏まえなければならない事項を示すものとする。

## ■改正ガイドラインの構成

専修学校は、専門課程、高等課程、一般課程の3つの課程があり、それぞれの特性に応じた教育活動を展開している。

今般の学校教育法改正により、学校評価（自己点検評価、学校関係者評価、第三者評価）に関して、専門課程と高等課程、一般課程では法令上の規定が異なるものになっている。現ガイドラインにおいても、後期中等教育段階の高等課程と高等教育段階の専門課程では、段階を踏まえたガイドラインの策定が求められるとでも指摘している。

また、現ガイドラインにある「情報提供等への取組みに関するガイドライン」については学校評価との関連性はあるものの、独立したガイドラインを有することから改正ガイドラインから除くことが適切である。

上記を踏まえ、ガイドラインの構成は次のようにすることが妥当であると考ええる。

はじめに 専修学校教育の質保証・向上と学校評価

第1部 専門学校の学校評価

第2部 高等専修学校の学校評価

第3部 附属資料（評価項目例、関連法令など）

なお、一般課程については、専門課程及び高等課程の内容を参考に各学校の教育活動、学校運営の改善に向け、必要とする項目、実施方法においてそれぞれ自己点検評価等を実施し、結果の公表に取り組むことについて改正ガイドラインの冒頭文書に記述する必要がある。

## ■全般的な記述における用語の取扱

現ガイドラインでは法令等の規定から自己評価、学校関係者評価、第三者評価という用語を使用している。改正学校教育法第132の2では専門課程には自己点検評価を義務化しているため専修学校では2つの用語が存在することになるが、改正ガイドラインでは共通的な概念として「自己点検評価」という用語を統一して使用し記述する。

小中学校の学校評価ガイドライン、また、現ガイドラインでも、第三者評価という表現を使用していること、また、学校関係者評価と区別するため、改正ガイドラインにおける学校評価の実施の形態については、自己点検評価、学校関係者評価、第三者評価という記述とする。

中長期的な計画、中期的な計画については、学校運営、教育活動全般にわたる計画として「中期事業計画」と統一して記述する。



## ■自己点検評価、第三者評価の評価項目等

改正学校教育法の公布文書では、自己点検評価の項目や外部の識見を有する者による評価の評価基準案等については、文部科学省においてガイドライン等を改正して示すとしている。

よって、自己点検評価の項目等は、今回の改正により大学と同等の項目で行うこととされていたため、現ガイドラインを踏まえつつ、協力者会議のまとめで言及している学修成果の適切な把握・可視化の観点を加える。

なお、第三者評価においては、自己点検評価の項目等及び結果を踏まえて行われるものとする。

## 2 はじめに 専修学校教育の質保証・向上と学校評価

○専修学校においては、より自由度の高い特性を考慮しつつ、当該学校で学ぶ学生、生徒が、関係業界等のニーズを踏まえた質の高い職業教育等を享受できるよう、教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、組織的、継続的な改善を図るための自律的な質保証への取組が重要となっている。

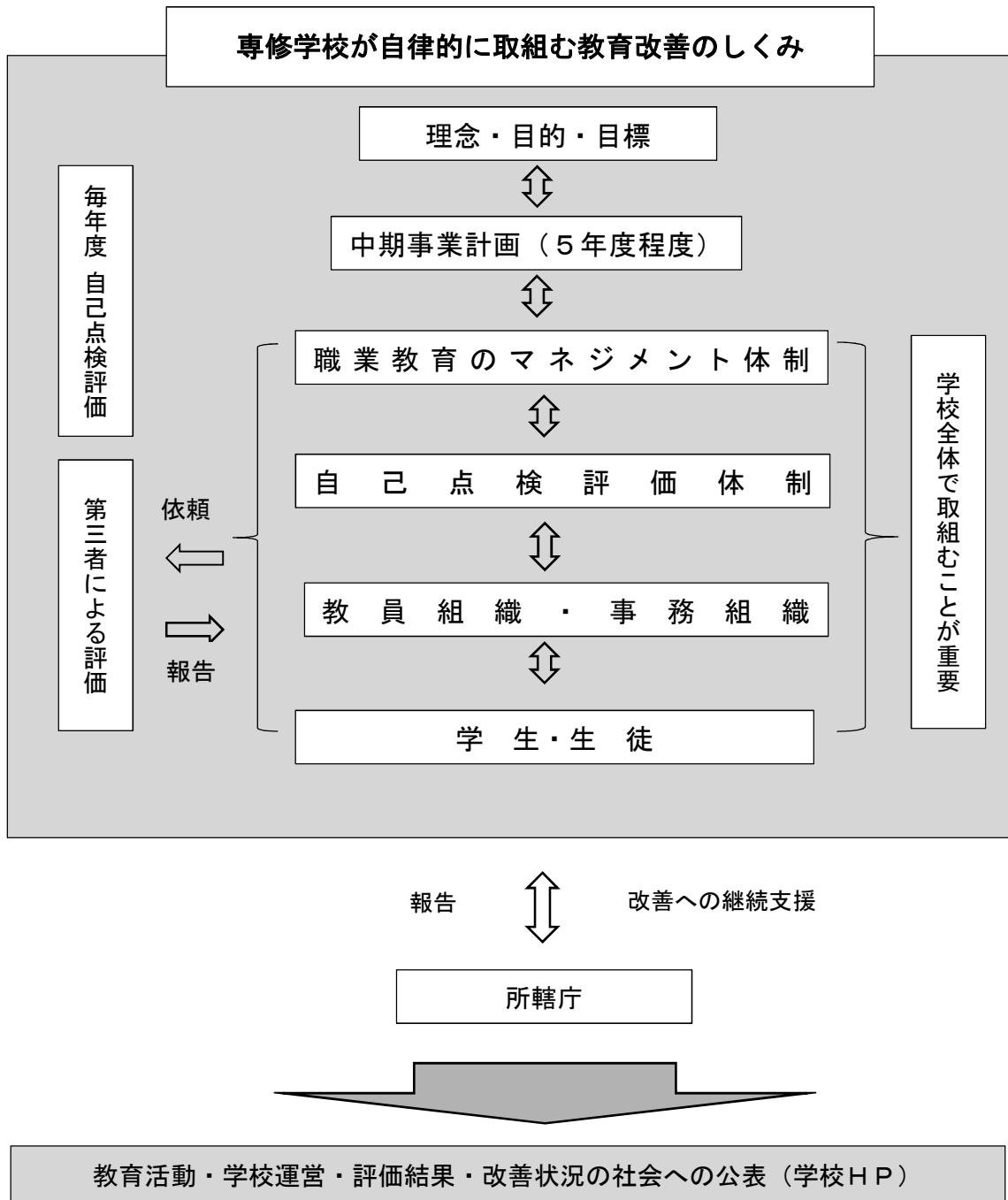
○質保証の考え方としては、関連法令に明記された最低基準としての要件や設定される評価基準に対する適合性の確保に加え、自らが意図する成果の達成や関連業界、地域等のニーズの充足といった様々な質の保証と向上に継続して取り組むことによって、父母等の関係者をはじめとする社会全般の信頼を確立することを目指すものである。

○自律的に取り組む質保証が目指すのは、各学校が掲げる理念・目的の実現である。理念・目的から育成する人材像を定め、必要な知識・技術、技能等の目標を明らかにし、学生、生徒が目標に向かって学習を進めて達成しているかどうかを組織として管理する仕組みが職業教育のマネジメントであり、学校評価は、職業教育のマネジメントが有効に機能しているかを確認するための手段であるといえる。

○一方、実践的な職業教育を中心として教育活動等を行う専修学校には、社会との関係を確立することも求められている。そのためには、育成する人材に関連した業界、団体、また、地域等の協力を得て「教育課程を編成し、授業内容・方法においても相互の課題やニーズ等を共有し、質保証の面からも実質的な連携強化を図りながら関係業界等において必要な人材育成を実現する。」という視点が重要である。

また、学校評価の実施において、積極的に専修学校団体・職能団体等や企業・関係施設等からの参画を得ることも必要である。

○さらに、各学校では、自己点検評価及び第三者評価等を定期的に行い、その結果に基づき教育活動、学校運営等の改善に継続的に取り組んでいることについて広く社会に公表することが必要である。



[専門学校の自己点検評価・第三者評価の基準、項目、指標等の例] (案)

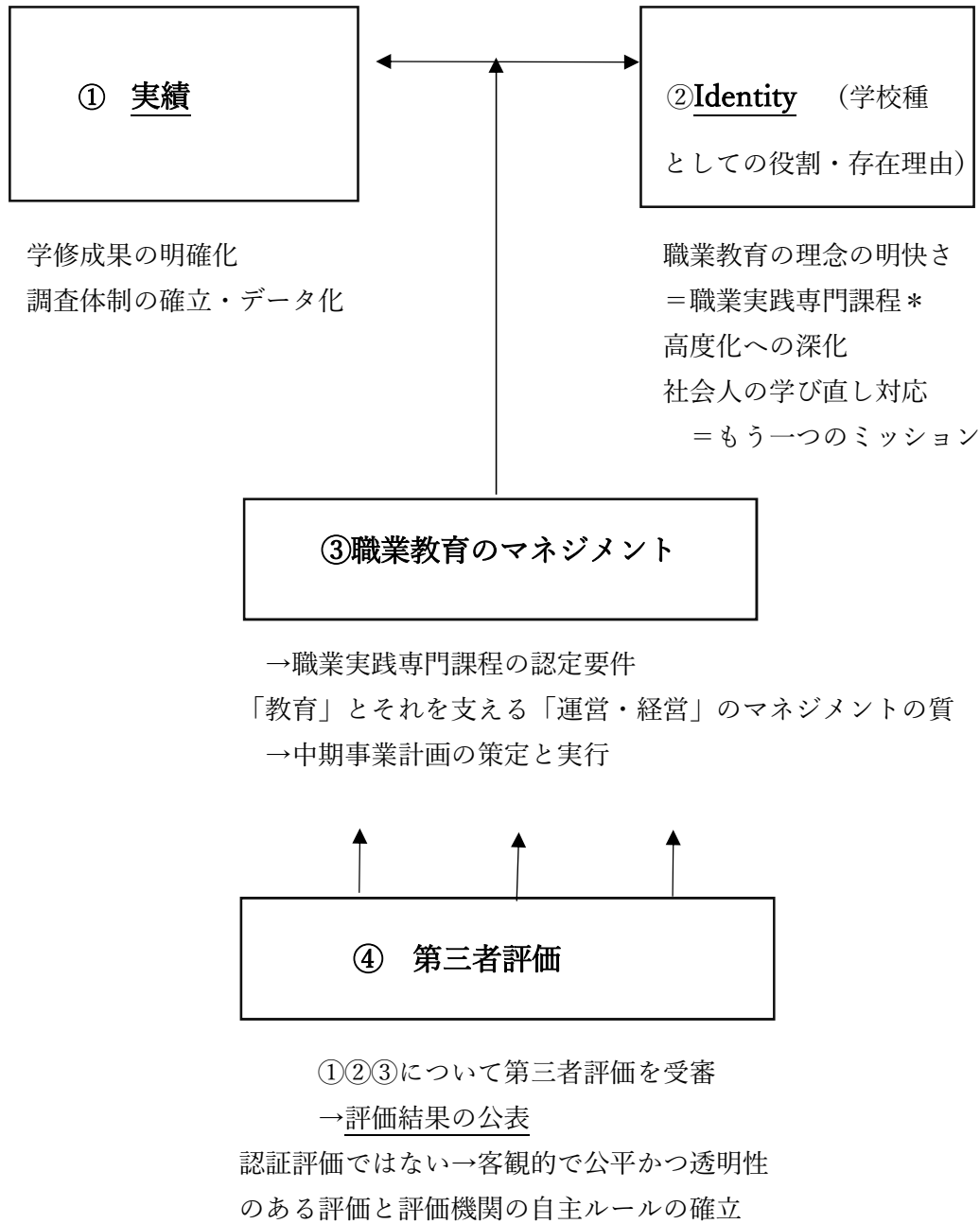
注) 職業実践専門課程、外国人キャリア形成プログラム認定校に適用

基準	項目	評価の指標
基準1 教育理念・目的・目標	1 教育理念、目的及び目標の設定等	①教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、学生、保護者等に説明し理解を促していること。
		②設定している目的及び目標に応じて、養成する人材像を明確にするとともに教育課程編成及び卒業認定の方針との関連性を明確にしていること。
基準2 教育課程、教育の実施	1 教育課程の編成と授業科目	①教育課程編成・実施方針に基づき教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。
		②教育課程編成のために、教職員及び企業等の役職員その他の委員により組織する教育課程編成委員会等を設置し、年2回以上開催していること。 【注】職業実践専門課程】
		③外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が300時間以上開設していること。 【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム】
	2 教育の実施	①授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技等、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられていること。
		②企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定していること。 【注】職業実践専門課程】
	3 成績評価、単位・卒業認定	①授業科目の内容、授業形態に応じ、それぞれの目標の達成度を測るのにふさわしい方法・基準を設定し、これをあらかじめ、シラバス等により学生に明示した上で、学生の学習に係る成績評価を公正かつ厳格に行っていること。
②あらかじめ学生に明示した卒業認定方針に定めた学修成果を達成した学生に対して卒業の認定をしていること。		
基準3 学生の受入れ 学生支援	1 学生の受入方針	①学校が定める理念、教育目的等を踏まえ、求める学生像、入学者の受入方針を明確に示すとともに、入学希望者・父母等、企業等に公表、周知していること。
	2 学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	①入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、可否を決定していること。
		②学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。 【注】修学支援新制度機関要件の確認】 【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム】
	3 自主的な学習の促進に対する支援	①学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。
	4 多様な学生に対する支援	①適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること。
		②特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路(就職)指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されていること。

		【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】
	5 学生生活に関する支援	<p>①留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。</p> <p>②学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。</p> <p>③専任カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。</p> <p>④学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に運用していること。</p>
基準4 学修成果	1 学修成果目標の設定	<p>①資格・免許等の合格・取得率や就職について、また資格・免許以外の知識、技術、技能、態度等の学修成果目標を明確に設定していること。</p> <p>②資格・免許の合格率・取得率や就職率（入学者就職率、卒業者就職率、求職者就職率、専門分野就職率等）について、専修学校分野別の関連データ等を基に適切な目標設定を行っていること。</p> <p>③資格・免許以外の知識、技術、技能、態度等の学修成果目標は、教職員、学生にとって明確なものとして示されていること。</p>
	2 学修成果の把握	<p>①学修成果の把握方法を教職員、学生に対して明確化して示していること。</p> <p>②資格・免許以外の知識、技術、技能、態度等の学修成果目標については、目標設定と関連し、その把握方法の開発に取り組むこと。</p>
基準5 教育実施組織 ・教員	1 教員の配置、募集、採用	<p>①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために教員の採用基準等を整備し、適正に運用していること。</p> <p>②教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数、等を把握していること。また、教員の専門性、教授力を把握、評価していること。</p>
	2 教員の組織編制等	<p>①学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。</p> <p>②教員間で連携、協力体制を構築していること。</p> <p>③学校の教育活動の改善、工夫を行う FD(Faculty Development)などに組織的に取り組んでいること。</p>
	3 教員の資質の向上	<p>①教員の専攻分野における実務に関する知識・技術、技能を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。</p> <p>【注）職業実践専門課程】</p> <p>②教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。</p> <p>【注）職業実践専門課程】</p> <p>③教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。</p>
基準6 教育環境	1 教育環境の整備	<p>①専修学校設置基準及び関連法令に基づき、教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を完備していること。</p> <p>②学生の学習支援のための施設(自習室等)を整備していること。また、学生の休憩、食事のためのスペースを確保していること。</p> <p>③図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、学生に必要なに応じ閲覧できるようにしていること。</p>
	2 安全対策、防災組織	<p>①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。</p> <p>②火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。</p>

	3 施設・設備等の点検、改善等	①施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていること。 ②施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。
基準7 教育活動の基盤と改善・向上の取組	1 中期事業計画と財務基盤	①当該専修学校が策定している中期事業計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。
		②中期事業計画を実行し、当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。 【注）修学支援新制度機関要件の確認】 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】
	2 学校運営	①学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること。
		②職業教育に関するマネジメント（教育の企画・設計・運営等）における責任体制が明確であること。
	3 学校評価の実施と改善活動	①学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。
		②学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。
		③学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。
4 社会からの理解と情報の公表	①当該専修学校の教育活動、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。	
	②教育目的・目標の達成状況や活動状況について継続する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取組んでいること。	

## 社会的評価・信頼を得るための質保証のかたち



\* 企業・業界における人材要件 → 育成目標 = 学修成果 → 教育課程編成  
Competence Learning Outcomes Curriculum

## 意見交換の論点

### I 文部科学省「学校教育法改正における専修学校の学校評価について」

#### □ 1. 評価項目について

→重点的に確認する項目 教育に関すること（教育課程、教育方法、学修成果、学校評価の実施と改善活動、社会からの理解と情報の公表など）

→養成施設は所轄庁の第三者点検があり、評価にメリハリを

#### □ 2. 評価の実施

→小規模校への配慮→評価者評価も認めるか

### 評価者評価の課題

#### 評価者

□要件に適った外部評価者（3人以上）による評価

①専修学校に識見を有する者

②大学評価等の経験者

③当該学校・学科の分野に精通している者 等

+欠格要件3点

□①～③を一人ずつということか

□大学評価等の経験者の意味は？→少なくとも研修が必要

□学校・特に学科の分野に精通

→専門分野をどう規定するか

→学科の専門分野ごとの1名の評価者が必要か

□評価者の取り纏めと進行、最終評価確定、学校側との連絡、その他事務を行うリーダーは

←留意事項 組織だった評価→学校側の体制整備も必要（後述）

□評価者の選考

→評価者の基準

→基準に合っているかの判断、選考は誰が

□評価者はどこから

→教育課程編成委員会、学校関係者評価委員会の委員は欠格要件には該当しない？

□評価者の研修（専門学校第三者評価委員経験者以外）

→評価者の研修プログラムとテキストの内容は

→それらは誰が作成するか

→研修講師は

評価者リーダーの研修

- 評価者の研修プログラムとテキストの内容は
- それらは誰が作成するか

研修受講者は選抜するのか

研修終了時は試験を課すのか

終了証なのか資格とするのか

評価者が評価するのは、評価者側が指定した様式による自己評価報告書なのか自己点検  
評価結果なのか

評価ステップは？以下はすべて必要か

- 評価部会（書面調査・ヒアリング・訪問調査）→第三者評価委員会審査→異議申し立て
- 異議申し立て審査会→学校へ→学校による自己評価報告書と評価結果の公表

評価基準による評価

- 改正ガイドラインに準拠か

評価は、大項目、中項目、小項目のどの段階で行うのか

評価項目に対応するエビデンス資料の指定をどうするか

### 学校側の体制

- 学校側の取り纏め、評価者の選考、評価者との連絡調整、ヒアリング・訪問調査への対応、進行管理、エビデンス資料の作成指揮、評価結果への異議申し立ての取り扱い、評価報告書と評価結果の公表等を行う者（評価者評価運営者）を定める。

評価者評価運営者の研修

- 評価者の研修プログラムとテキストの内容は
- それらは誰が作成するか
- 研修受講者は選抜するのか
- 研修終了時は試験を課すのか
- 終了証なのか資格とするのか

学校側の事務負担

- 評価者体制の整備、運営協議会等を含め、評価者評価によって学校側の事務負担は軽減されるか？

**3. 第三者評価を求める対象について**

- 外国人キャリア形成促進プログラム認定校、高度専門士認定校、職業実践専門課程認定校

→令和8年4月からどこまで義務化が可能か？



#### □4. 有効期間5年

##### □第三者評価の項目・評価基準イメージ例

→評価結果は3段階

#### その他

##### □評価受審料は

→学科の専門分野評価者の規程により数が決まる。

##### □スケジュール

(研修等終了) →評価者選考→評価者側と学校側の運営協議会の設立と協議開始→自己評価報告書とエビデンス資料作成→評価者による評価(自己評価報告書とエビデンス資料の読み込み)→評価者部会による評価(3回以上、追加資料の要請含む)→第一次評価纏め→(第三者評価委員会による審査)→学校へ(→異議申し立て→異議申し立て審査会)→公表

##### □評価の質の担保

→第三者評価としての客観性、透明性、信頼性の担保は？

##### □支援

→独立した専門の評価団体による評価ではない評価者評価に対し、自治体等の支援は、ありうるか？

## II 事業報告 専修学校における学校評価ガイドラインの改正等に関する提言

(8ページ)

### 1. 専修学校における学校評価ガイドラインの改正に向けた考え方

#### □ガイドライン改正の必要性

→「評価の充実や外部の識見を有する者による評価など……、見直しが必要」

令和6年1月24日(協力者会議まとめ「実践的な職業教育機関としての専修学校の教育の質保証。向上と振興に向けて」)

→現ガイドラインは、策定から11年。新たな諸制度への対応が必要

→学校教育法の改正に対応

- ・ 専門課程 自己点検評価を義務化
- ・ 同 「外部の識見を有する者による評価」を努力義務化

#### □改正に当たっての留意点(i)

→中教審における大学等の認証評価制度見直しの動き

→専修学校における各養成施設等の規則における評価・監査活動への対応

→評価業務の学校への負担を配慮→評価項目の重点化を検討

□改正に当たっての留意点（ii）

→専門課程は新たに学校教育法 132 条の 2 に規定された。

→高等課程、一般課程は従来通り 42 条のまま

(9 ページ)

□留意点による改正ガイドラインの構成

→「情報提供等への取組みに関するガイドライン」は現行ガイドラインから削除

→専門課程と高等課程の学校評価の規程条項が異なることになるため、ガイドラインははじめに 専修学校の質保証・向上と学校評価

第 1 部 専門学校の学校評価

第 2 部 高等専修学校の学校評価

第 3 部 附属資料（評価項目、関連法令等）

→一般課程は、改正ガイドライン冒頭文書において、専門課程、高等課程の内容を参考にそれぞれが自己点検評価を実施、と記載

□用語について

→現ガイドラインでは自己評価という用語が使われている。改正ガイドラインでは自己点検評価とし、第三者評価および学校関係者評価はそのまま使用

→「中長期的な計画」「中期的な計画」は、「中期事業計画」に

(10 ページ)

□評価項目について

→自己点検評価及び外部の識見を有する者による評価の評価項目はガイドラインで示す。  
(学校教育法公布文書)

→大学と同等の項目

→学修成果の適切な把握・可視化の観点を加える。

## 2. はじめに

□教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、組織的、継続的改善を図るための自律的な質保証への取組みが重要

□関連法令遵守、設定される評価基準への適合性に加え、自ら設定する成果の達成や関連業界、地域のニーズの充足も質保証の重要な取組み

□学校評価は、職業教育のマネジメントが有効に機能しているかを確認するための手段

□社会との連携と強化。とりわけ育成する人材に関連した業界との教育課程編成等における連携は職業教育のマネジメントの中核を成すものである。

□学校評価の実施においても、企業・関係施設、専修学校団体、職能団体の参画等、連携が重要となる。

(11 ページ)

- 社会の信頼を得るため、自己点検評価及び第三者評価結果の公表が必要
- 「専修学校が自律的に取り組む教育改善のしくみ」(図)
  - 職業教育のマネジメントにおいて重要な中期事業計画(5年)は、第三者評価に基づく改善のPDCAサイクルと同期をとることでより実効あるものなる。その際、毎年の自己点検評価も短期事業計画と関連付けることによって、成果等を確認し、事業の優先順位等や予算等、中期事業計画の修正を行っていくことができる。

#### 〔専門学校の自校点検評価・第三者評価の基準、項目、指標等の例〕

- 基準を、現行ガイドラインの10項目から7項目に
  - 重点化
- 運営、経営・財務、内部質保証等の関連項目は項目7に纏めた。
- 項目1～6までは教育関連として連続的に、教育を支える運営等は7に
- 職業実践専門課程、外国人留学生キャリア形成促進プログラム等の規程に準じた「指標」はその旨を明記
- 基準4 学修成果は、成果目標の設定と成果の把握方法の好悪目を分け、指標は資格系とそれ以外の目標に整理した。
- 基準5 教員は、職業教育のマネジメントの中核である教員のマネジメントを時系列で捉えて配置した。
- 同 教員の配置は、専門学校にとって可能な特徴あるマネジメント指標
- 基準5の3 研修は本来職業実践専門課程の認定要件としてあるべき実務卓越性をもった教員の定義から始まる教員に関する要件のうち、資質の向上・育成という部分のそのまま一部である育成の方法である。
- 指標3の②の授業及び指導力向上に企業等連携は必要ない。職業実践専門課程の要件であるため敢えて記載している。

以上

令和7年3月発行（禁無断掲載）

令和6年度文部科学省受託事業  
専修学校の学校評価の充実等に向けた「専修学校における学校評  
価ガイドライン」の改正等に関する提言  
事業成果報告書

発行 特定非営利活動法人 職業教育評価機構  
〒164-0003 東京都中野区東中野 4-19-8 フォーカルビル2 3階  
電話 03-5497-8535 FAX 03-5497-8536  
E-mail: [info@hyouka.or.jp](mailto:info@hyouka.or.jp) URL: <http://hyouka.or.jp>